

ロシア品目別輸入手続き (食品・日用消費財を中心に)

2020年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部欧州ロシア CIS 課

【本レポートの利用についての注意・免責条項】

本レポートは、日本貿易振興機構(ジェトロ)がモスクワ事務所を通じて、現地の貿易教育研修機関 Alta-Forum に委託し作成したものです。調査を実施した 2019 年 11 月時点で入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって内容が変わっている場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものであり、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートは、ロシアにおける輸入手続きの概要をまとめたものであり、必要情報を網羅しているものではありません。あくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものでもありません。本レポートにて提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Alta-Forum は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かに関わらず、一切責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Alta-Forum がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

禁無断転載

はじめに

日本の中小企業の海外展開が進展を見せる中、ロシアへの製品輸出にも関心が集まっている。ロシアでは日本製品に対して安心・安全で、かつ、消費者によって使い勝手が良いというイメージが浸透してきており、日本製の食品や日用品に対するニーズは徐々に増えてきている。

一方、ロシアとの貿易手続きに必要な文書・情報などが、日本国内では不足しており、対ロシア・ビジネスは手続きが煩雑というイメージが先行している状況である。

こういった課題への対処のため、ジェトロではこのほど、ロシア向けの品目別輸入手続き調査を実施した。第1部では、ロシアへの貨物輸送、輸入手続きに必要な文書・情報や、認証制度（適合証明書、適合申告書、国家登録証明書）に関する概要を記載したほか、問い合わせの多いロシアの展示会出展の際に必要な文書・情報を掲載した。

第2部では、日本からロシア向けに輸出ニーズの高い、食品・日用消費財を中心とする23品目をピックアップし、ロシアでの輸入・流通に必要な情報を品目毎にとりまとめた。

本レポートはロシアの貿易教育研修機関 Alta-Forum に調査委託し、同社がまとめた情報を整理・記述したものである（2019年11月末時点）。本資料がロシアへ食品・日用品の輸出を検討されている皆様の一助となれば幸いである。

2020年3月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部欧州ロシア CIS 課

目 次

第1部 輸入手続きに必要な書類・情報	1
1. ユーラシア経済連合（EEU）関税地域への輸入に必要な書類・情報	2
1.1 EEU関税国境に貨物が到着した際に必要な情報・文書	2
1.2 トランジット通関手続きに必要な文書・情報	5
1.3 通関申告の際に必要な書類・情報	6
1.4 輸入通関申告に当たって実務ベースで必要となる書類・情報	7
2. 一般的な適合証明書・適合宣言書の取得に係る規則と手続き	9
2.1 概要	9
2.2 強制適合性評価の対象となる製品（物品）の輸入手順	11
2.3 第3国（EEU非加盟国）からロシアへの輸入する製品に対する適合性確認書類フォーム	13
2.4 認証機関登記簿	14
2.5 適合証明書の発行手順	15
2.6 実際の適合証明書作成の流れ	16
2.7 EEU（関税同盟）技術規則要求事項への製品の適合宣言書の受理および登録手順	16
2.8 ロシアの適合宣言書対象統一目録に記載された製品の適合宣言書の登録手順	18
2.9 実際の適合宣言書登録の流れ	19
2.10 認証用物品サンプルの輸入	20
2.11 試料・サンプルの通関業務、輸入のバリエーション	21
2.12 適合証明書と適合宣言書の違い	21
3. 製品の国家登録証明書	23
3.1 概要	23
3.2 国家登録証明書を作成するケース	23
3.3 製品の国家登録証明書の作成手続き	24
3.4 EEU域内で製造された製品の国家登録に必要な書類の一覧	25
3.5 第3国（EEU域外）で生産された輸入品の国家登録に追加に必要な書類の一覧	26
4. 農産品・食品分野の展示会・見本市におけるサンプル輸入、試食・試飲に係る規則・手続き	28
4.1 概要	28
4.2 農産品・食品展示会（見本市）への輸入農産品・食品の一時輸入	29
4.3 農産品・食品展示会（見本市）への試食用途の輸入製品の輸入	32
4.4 一時輸入品を国内消費出荷に係る税関手続きに付すことの特性	33
4.5 学術（商用）サンプルの一時輸入	34
4.6 一時輸入品を再輸出に係る税関手続きに付すことの特性	34
4.7 一時輸入品を廃棄に係る税関手続きに付すことの特性	35
4.8 展示会用貨物取扱経験のある事業者およびサービス費用とリードタイム	37
4.9 ATAカルネのメリット	38
4.10 ATAカルネの記入アドバイス	38
4.11 ATAカルネに基づく申告手続き	39
4.12 関連法令リスト	39

第2部	品目別輸入手続き	41
1	食肉	42
2	食肉加工品	47
3	野菜・果物	51
4	米	58
5	乾燥食品（乾麺、カップラーメン、菓子類）	63
6	製茶・コーヒー	69
7	ノンアルコール飲料（清涼飲料水）	74
8	ビール	78
9	アルコール飲料（ビール除く）	82
10	調理用刃物（包丁）	87
11	家庭用雑貨（キッチン用品、浴室用品）	90
12	衣類・靴（日常用、スポーツ用）	94
13	玩具（プラスチック製フィギュア）	98
14	乳児用製品（紙おむつ）	102
15	家庭用化学品（家庭用洗剤・せっけん）	108
16	ペット用品（ペットフード）	112
17	医薬品（処方箋不要の市販用）	118
18	健康食品（サプリメント）	123
19	医療機器・健康器具（血圧計など）	128
20	化粧品・コスメ（スキンケア製品、メイクアップ製品、ヘアケア製品）	134
21	小型家電（美顔器）	140
22	自動車部品（補修部品）	144
23	釣り具（釣り竿、釣り針）	147
24	（参考）食品包装材	149

略称一覧

- 1 EEU： ユーラシア経済連合
- 2 EEC： ユーラシア経済委員会
- 3 CU： 関税同盟
- 4 EurAsEC： ユーラシア経済共同体
- 5 TR： 技術規則
- 6 ロスアクレディタツィヤ： 連邦認証局
- 7 ロスポトレブナドソル： 連邦消費者権利保護・福利監督局
- 8 ロスセリホズナドソル： 連邦動植物検疫監督局
- 9 SanPiN： 衛生防疫規則・基準
- 10 IFNS： 連邦税務局地区監督機関

第1部

輸入手続きに必要な書類・情報

1. ユーラシア経済連合（EEU）関税地域への輸入に必要な書類・情報

1.1 EEU 関税領域（国境チェックポイント）に貨物が到着した際に必要な情報・文書

輸送事業者は、税関に対して貨物の到着に関連し、税関手続きの実施にかけるための情報を含む、文書と情報の提出、事前通知登録番号を含む文書を電子形式で提出する義務がある¹。貨物輸送方法に基づき必要とされる書類・情報リストはEEU関税基本法第89条に規定されている。

1.1.1 国際自動車輸送の場合²

書類

国際輸送車両に関する書類³

輸送書類⁴

万国郵便連合の法令で定められている、国際郵便物の輸送に付随する文書

輸送中の貨物に関する輸送事業者の商業文書⁵

情報

国際輸送車両の国家登録情報

輸送事業者の名称・住所

貨物の発送元と仕向け地の国名

貨物の発送者と受取人の名称・住所

貨物の売主と買主の情報

貨物の個数、識別コード、包装の種類

商品の名称、HSコード（6桁以上）

総重量（kg）または貨物の容積（立法メートル）

EEU域内への輸入禁止・制限されている貨物の有無

国際貨物運送上の発行地と発効日

¹貨物輸送方法に基づく書類と情報、または、電子形式で提示された事前通知登録番号情報を含む書類は、輸送事業者の代わりに、通関代理人または輸送事業者の代行者による提出が可能。

² 貨物の国際自動車輸送契約を確認することを目的とした文書。貨物運送状の情報内容、記入手順は、「道路による貨物の国際運送のための契約に関する条約」（1956年5月19日CMR）に定められている。

³ 2014年6月16日付運輸省規程第158号「国際自動車輸送車両の証明書フォームおよびアクセスカードの承認」。

⁴ 国際自動車貨物輸送運送状（CMR）—輸送による貨物の国際輸送とその執行に関する合意の存在を確認することを目的とした文書。貨物運送状の情報内容、記入の手順は、物品の道路運送に関する条約（1956年5月19日のCMR）によって定められている。

⁵ 商業文書—外国貿易・その他活動の実施に使用される文書、ならびに EEU 関税国境を越える貨物移動に関連する取引を確認するために使用される文書（請求書（インボイス）、仕様書、出荷（梱包）シート、およびその他文書）

コンテナ識別番号

1.1.2 船舶による貨物輸送の場合

書類⁶

一般申告書

船荷申告書

船舶備品

船舶乗務員個人所持品申告書

乗務員名簿

乗客名簿

万国郵便連合の法令で定められた国際郵便物の輸送に付随する情報
輸送書類（貨物申告書に含まれない貨物情報がある場合）

情報

船舶の登録と国籍情報

船舶の名称と説明

船長の姓

船舶代理人の姓・住所

乗客、姓名、国籍、誕生日、出生地、乗船港、下船港

乗務員人数・構成

出発港名・寄港地名

貨物の名称・総数量・商品説明

貨物の個数、識別コード、包装の種類

貨物の積み込み、荷下ろし港名

港で卸される貨物輸送（運送）書類番号

船舶に残っている貨物の積み下ろし港名

貨物の最初の出発港名

船舶備品の名称・数量

船舶積載貨物の説明

船内における国際郵便の有無

船内における麻薬、強力な薬物、向精神薬、毒物を含む医薬品の有無

武器・弾薬を含む危険な製品の有無

コンテナ識別番号

1.1.3 航空機による貨物運送の場合

⁶ 文書リストは、1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約（1965年4月9日）および、ロシア商船基本法に基づき作成。

書類

民間航空機分野の国際条約に規定された運送事業者の標準文書（統合申告書）

貨物目録

機内備蓄品の情報を記載した書類

輸送書類

運送中の貨物に関する商業書類

乗客・機内持ち込み手荷物に関する書類（乗客名簿）

万国郵便連合の法令で規定された輸送中の国際郵便に関する情報

情報

航空機の国籍マークおよび登録マーク

便名、飛行ルート、航空機の出発地・到着地

航空会社名

乗務員数と構成

乗客数と姓・名・父称、搭乗地・降機地

貨物名

貨物の個数を記載したAir Waybill番号

貨物の積み込み地と積み下ろし地の名称

機内に積み込まれた・積み下ろされる機内備蓄品の数量

機内における国際郵便物の有無

機内におけるEEU域内への持ち込みが禁止・制限されている貨物、麻薬・強力な薬剤、
向精神薬・毒物を含む医薬品、武器・弾薬の有無

コンテナ識別番号

1.1.4 国際鉄道輸送の場合

書類

輸送書類

鉄道車両引渡通知書

社内備蓄品情報に関する書類

万国郵便連合の法令で規定された輸送中の国際郵便に関する情報

運送中の貨物に関する商業書類

情報

7 文書は国際民間航空条約（シカゴ、1944年）付属書9「標準と推奨される慣行」とロシア航空基本法の規則に従って作成される。

8 文書の内容は、1951年の国際鉄道貨物輸送に関する協定（SMGS）およびロシア鉄道輸送憲章で使用されている基本概念の意味に対応している。鉄道運送状 - 鉄道運送状 SMGS または CIS/SMGS。

貨物発送者の名称と所在地
貨物受取人の名称と所在地
発送地と仕向け地の駅名
貨物の個数、識別コード、包装の種類
貨物の名称とHSコード（6桁以上）
総重量（kg）
コンテナ識別番号

EEU関税基本法第89条に記載されている文書と情報に加えて、輸送手段に関係なく、EEU関税領域への貨物の到着に関する税関当局の通知の際には、次の文書が提出される：

- a) 禁止・制限事項の順守に関する確証⁹
- b) 事前通知の登録情報（番号含む）（もし、貨物がEEU関税領域に到着した場合、税関当局に事前通知書が提出される）
- c) トランジット申告書（EEU関税領域への到着に関し、EEU域外および（もしくは）会場を経由して、輸送されるトランジット通関手続きにある外国製品

輸送事業者は電子形式で書類を提出する権利を有する。輸送事業者に代わって、税関の担当者または輸送事業者の代行者が、到着地の書類と情報を税関に提出することも可能。貨物が到着したEEU加盟国の言語ではない言語で作成された文書を提出する場合、文書に含まれる情報の翻訳は輸送事業者（もしくは他の関係者）が行う¹⁰。

提出すべき情報が、輸送事業者が提出した文書に含まれていない場合、または禁止・制限（許可）の順守の確証が提供されていない場合、輸送事業者は不足情報を含む他の文書を提出するか、不足している情報および（または）情報を作業フォームに記載する必要がある。

1.2 トランジット通関手続きに必要な文書・情報

トランジット申告書は出発地の税関（トランジット手続きを行う税関）への提出が必要：

- 申告者の権限を確認する文書、運送事業者による輸送契約書、貿易事業者（輸入者、荷受人、発送人など）による、貿易取引の締結、もしくは、貨物の所有・使用・処分に対する権利を確認する文書
- 輸送事業者による輸送文書

9 輸入品が獣疫、植物検疫、衛生疫学管理の対象である場合、担当職員が通関に必要な書類・情報とともに、対象となる管理実施のために必要な書類・情報を受け取り、管理を実施する。

10 標準輸送書類を到着場所で税関に提出する場合、ロシアが加盟する輸送分野の国際協定によって定められているフォーム・内容、輸送書類の作成の国際条約として規定されている、英語もしくは外国語が含まれる文書の場合、ロシア語への翻訳は必要ない。

- 輸送書類¹¹
- 商業書類¹²
- 関税国境を超える貨物移動に伴う禁止・制限事項の順守を確認する文書（もし移動が可能な場合）
- 貨物の原産地の確認文書（出発国の税関<トランジット手続きを行う税関>が、貨物の原産地がEEU関税域内に輸入・通過において禁止されていることを検出した場合）
- 関税・諸税支払いを保証する確認文書（必要な場合）
- 国際輸送車両商人証明書（税関の封印による貨物輸送の場合<ただし、税関による封印での輸送が1回限りの場合を除く>）
- 貨物の識別を可能とする書類（貨物に添付される商品の説明、図面、大規模な画像、写真、イラストなど）（もし、シール、スタンプ、識別マーク、その他のマークが識別手段として活用できない場合）
- 国際輸送車両の登録・国籍に関する書類（自動車による貨物輸送の場合）
- トランジット申告書を構成する書類リストの2部コピー（輸送書類、商業書類がトランジット申告書として活用される場合）¹³

1.3 通関申告の際に必要な書類・情報

申告者は 税関申告書（貨物申告を含む）に記載されている情報を確認する書類を（申告時に）一緒に提出する必要がある。リリースまでの間に、税関当局は、税額控除に記載されている情報を確認する書類を要求可能（税関はこれに関連し、リリース期間の延長が可能）。

税関申告書に記載されている情報を確認する文書には、次のものを含む。

- 1) 貨物取引を確認する文書（取引でない場合—商品の所有、使用、処分の権利を確認する文書、申告者が活用できる他の商業文書）
- 2) 輸送書類
- 3) 税関申告書の提出者の権限を確認する文書
 - ロシア法人に関する文書
 - 外国法人が貨物申告者としての行動する権限を与えられている場合、同法人の支店（駐在員事務所）の認定証明書

11 提出される輸送書類は、国際または国内の貨物運送状、船荷証券、または海洋（河川）輸送契約書とその内容を確認する文書、航空貨物運送状、鉄道貨物運送状、万国郵便連合法令で規定されている書類、輸送分野の国際条約、宣言書、基本法、その他法令、法令に基づくルール（1.1 参照）などが規定しているその他の標準文書。

12 提出される商業文書には、請求書（インボイス）、仕様書、出荷・梱包リスト（パッキング）、外国貿易および（または）その他活動に用いられる文書、さらに、関税国境を超える貨物移動に関連する取引完了の確認書が該当する。

13 貨物の鉄道輸送に際して、輸送事業者が申告者として機能し、輸送文書が添付の商業文書とその数量を示す場合、トランジット申告書を構成する文書のリストの提示は不要。

- パスポート（個人が貨物申告者となる場合）
- 法人・個人事業主の登記証明書
- 税務登録を証明する文書
- 4) 禁止・制限事項、国内市場保護措置の順守を確認する文書
- 5) 貨物の原産地に関する文書（規定されている場合）
- 6) EEUのHSコード分類¹⁴に基づく貨物の特性を確認する文書、（もしあれば）貨物の分類に関する事前教示文書。もし、貨物（同部品）が関税国境を、組み立てられていない状態（分解された状態。不完全な状態含む）で超える場合、トランジット通関手続きに基づき、EEU加盟国の税関当局がHSコード分類を決定する
- 7) 支払いを確認する文書、（または）支払い義務履行を保証する文書
- 8) 関税支払いに対する優遇規程の目的と条件の順守に関する文書
- 9) 関税・諸税の支払期限変更に関する確認文書
- 10) 課税標準価格の確認文書（価格と決定の方法を含む）
- 11) 国際輸送車両の登録と国籍に関する文書（トランジット通関手続き状態に置かれた車両による貨物輸送の場合）
- 12) 貨物を申告された通関手続きにかけるための条件を確認する文書

書類に税関申告書に記載されている情報を裏付ける情報が含まれていない場合、他の書類で代替することが可能。

1.4 輸入通関申告に当たって実務ベースで必要となる書類・情報

1. 契約書（仕様書を追加する添付含む）（+申告者にとってはワード形式が望ましい）スキャンコピー
2. 請求書（インボイス）+（請求書<インボイス>を翻訳したもの）スキャンコピーしたものとオリジナル
3. 製品の技術説明書（例：化学製品の安全データシート「MSDS」など）スキャンコピー
4. パッキングリスト（必要な場合）スキャンコピー、オリジナル
5. CMR（TIR）/Air Waybill/鉄道運送状/船荷証券（輸送の種類によって異なる）オリジナル
6. 許可・ライセンス文書のスキャンコピーまたはオリジナル

14 書類には次のものが含まれる

- 製品の成分に関する情報（製品に含まれる物質（要素）、素材の含有量の要件がEEUのHSコード分類の類、項、またはテキストの注記で規定されている場合）
- 製品の加工プロセスと加工タイプに関する情報（EEUのHSコード分類の類、項、テキストの注記で規定されている分類属性が、加工のタイプ・程度である場合）：技術スキーム、技術指示書、技術プロセスの説明など
- 製品の技術特性・動作原理に関する情報（EEUのHSコードの類、項、テキストの注記で規定されているが重量、サイズ、出力、生産性などである場合）：技術文書（図面、フローチャート、技術パスポート、取扱説明書、技術スキーム、ユーザーマニュアルなど）

ライセンス

(専門家の) 結論書 (意見書)

許可

適合証明書

適合宣言書

国家登録証明書

通知

獣疫証明書

植物検疫証明書

7. 原産地証明書 (フォーム A) 原本 (必要な場合)
8. 契約書情報 (300 万ルーブルを超える場合、銀行が契約書に割り当てた番号) スキャンコピー
9. 税関に対する支払依頼書 (関税、付加価値税) スキャンコピー
10. 契約書で規定されている場合、製品の支払証明書 (支払い、口座明細書、譲渡申請書) スキャンコピー
11. 保険 (貿易条件 CIP または CIF に基づく供給条件の場合) スキャンコピー
12. 輸送契約書および輸送請求書 (必要な場合) スキャンコピー
13. 輸出申告書 (EX1) 製品が低リスクの場合 (必要な場合) スキャンコピー
14. 原産国の商工会議所 (CCI) が認定した製造者の価格表 (必要な場合) 原本
15. 技術規則に基づく、ロシア、EEU での強制認証に基づく必須ラベルの貼り付けと製品ラベルの写真

※13.および 14.は、税関に貨物の実際の価格を確認 (証明) する場合のみ必要。

2. 一般的な適合証明書・適合宣言書の取得に係る規則と手続き

2.1 概要

適合性確認フォームとは、技術規則の要求事項、標準の規定または契約の条件に対する、製品またはその他の対象物、設計プロセス（調査を含む）、製造、建設、組み立て、調整、運転、保管、運送、販売およびリサイクル、施工または役務提供の適合性を、文書で証明する一定の手順のことである。

ユーラシア経済連合（EEU）技術規則には、技術規制対象に対する強制要求事項、また製品の識別規則、適合性評価のフォーム、スキーム、手続きが定められている。

EEU 技術規則では製品の安全性に関する強制要求事項が定められており、ここには次に関連した手続きも含まれている。

- 製品の試料、サンプルの検査、試験の実施
- 製品の義務的表示
- 許可書（適合証明書、適合宣言書など）の受領
- 関税同盟加盟国市場における製品流通統一記号（EAC）の表示

ロシアに輸入される（輸入された）製品（物品）で、税関申告時に税関申告書と同時に製品（物品）が強制要求事項に適合していることを証明する書類または書類に関する情報を税関に提出する必要のある製品（物品）は、次に記載されている。

- a) EEU の法令で強制要求事項が設定されている、また EEU 加盟各国の法律で強制要求事項が設定されている、製品の統一目録¹⁵
- b) 統一文書の発行を伴う EEU 法令に従い強制適合性評価の対象となる製品の統一目録¹⁶
- c) 税関申告書に EEU（関税同盟）技術規則の要求事項への適合性評価書類を添えて提出する製品の目録
- d) 強制認証の対象となる製品の統一目録、および、GOST R システムで適合宣言書を採用するフォームにより適合性確認が行われる、または税関申告書にロシア技術規則の要求事項への適合性評価書類を添えて提出する製品の統一目録¹⁷

¹⁵ 2011 年 1 月 28 日付関税同盟委員会決定第 526 号「関税同盟の枠内で強制要求事項が設定されている製品の統一目録」

¹⁶ 関税同盟委員会決定 2011 年 4 月 7 日付第 620 号「関税同盟委員会決定 2010 年 6 月 18 日付第 319 号で承認された、統一文書の発行を伴う関税同盟の枠内で強制的適合性評価（証明）の対象となる製品の統一目録の改訂版」

¹⁷ 2009 年 12 月 1 日付連邦政府決定第 982 号「強制認証の対象となる製品の統一目録および適合宣言書を採用するフォームにより適合性確認が行われる製品の統一目録の承認」

EEU（関税同盟）技術規則とは¹⁸、ユーラシア経済委員会（EEC。旧関税同盟委員会）によって承認された、該当する製品および当該製品の製造、組み立て、調整、運転（使用）、保管、輸送、販売およびリサイクルのプロセスに対し、ロシア国内での適用および履行が義務付けられる要求事項を定める文書である。技術規則はロシア国内において直接的な効力を有している。

EEU（関税同盟）技術規則に定められる製品の適合性評価は、登録、試験、適合性確認（適合宣言、証明）、審査のフォームおよび（または）他のフォームで行われ、当該製品が流通出荷されるまでに実施される¹⁹。

EEU（関税同盟）技術規則が発効していない製品に対しては、技術規制分野のロシア連邦法の基準が適用される。ロシア国内で、ロシアの技術規則が適用され、強制適合性確認の目録に記載されている製品は、強制適合性確認の対象となる。

EEU（関税同盟）技術規則では、標準的な評価スキームに基づいた適合性評価の手続きが定められている。

EEU（関税同盟）技術規則の要求事項に適合しない製品、または、所定の強制要求事項に対する適合性評価の対象でありながら適合性評価の書類がない、および（または）、製品流通統一記号の表示がない状態で、流入している（流通している）製品が見つかった場合、ロシアの所管機関は、当該製品の流通出荷を差し止め、これを流通停止にし、また他の EEU 加盟国に本件を通知する措置を講ずる。

当該製品に適用され、所定の適合性評価の手続きを通過した、発効した EEU（関税同盟）技術規則の要求事項に適合する製品には、ロシア市場において製品流通統一記号が表示される²⁰。

流通統一記号は、これが表示された製品が、EEU（関税同盟）技術規則で定められた全ての適合性評価の手続きを通過し、当該製品に適用される全ての EEU（関税同盟）技術規則の要求事項に適合することを証明するものである²¹。

¹⁸ EEU 域内で 2015 年 1 月 1 日以前に採択された技術規則は関税同盟技術規則と呼ばれ、2015 年 1 月 1 日以降に採択された技術規則は EEU 技術規則と呼ばれている。

¹⁹ 「製品の流通出荷」とは、無償または有償ベースでの商業活動により EEU 域内で普及させることを目的とした製品の供給または輸入のことである（製造者の倉庫からの発送または入庫なしでの出荷も含まれる）。

²⁰ 2011 年 7 月 15 日付関税同盟委員会決定第 711 号「関税同盟加盟国市場製品流通統一記号」

²¹ 流通統一記号は、製品をロシア市場に流通出荷させる前に表示する。製品流通統一記号を表す EAC の図柄は、直角を用いて描かれた「E」「A」「C」の様式化された 3 文字が組み合わされたもので、縦横が等しく、明るい背景または対象的な背景の正方形となっている。EAC とは Евразийское соответствие (Eurasian Conformity) の略語である。記号の基準寸法は 5mm 以上でなければならない。

2.2 強制適合性評価の対象となる製品（物品）の輸入手順

強制適合性確認の対象となる製品をロシアに輸入する手順は、EEU 法令で定められている。EEU 法令に従い、強制適合性評価の対象となる製品（物品）の輸入手順に関する規定が立案されている²²。

適合書類および（または）その情報は、以下の通関手続に付された時に税関に提出する。

- a) 国内消費出荷²³。これには他の通関手続の終了時に申請されるものも含まれる
- b) 一時輸入（仮輸入）²⁴

²² 2010年6月18日付関税同盟委員会決定第319号「関税同盟における技術規制」および2012年12月25日付EEC部局決定第294号「関税同盟の枠内で強制要求事項が定められている製品（物品）を関税同盟関税域内に輸入する手順に関する規定」

²³ 以下については**適合性確認が求められない**。

- 検査および試験を実施するための試料およびサンプル。ただし、これに必要な輸入される（輸入された）製品（物品）の数量（質量および体積）を確認できる、物品の税関申告が行われる EEU 加盟国域内に所在する公認認証機関との契約書、または、公認認証機関のレターの写しを税関に提出することを条件とする
- 強制要求事項への適合が確認された、過去に EEU 関税域内に輸入された既製品を、修理およびメンテナンスするために（製造者またはその指定代理人によって）輸入される部品。ただし、既製品に対する適合性評価書類の写しを税関に提出することを条件とする
- 税関手続に付けられる EEU 加盟国域内で流通出荷される製品の構成品または原料（素材）
- 外国代表部、領事館、多国間組織および政府間組織に宛てた製品（物品）。ただし、当該者のみが使用（利用）する正当な理由のある要望書を税関に提出することを条件とする
- 人道支援または技術支援
- 自然災害およびその他の非常事態の防止および対処を目的とした物品

²⁴ 以下については**適合性確認が求められない**。

- コンテナ、梱包、パレット
- 展示会、見本市、国際会合での公開を目的とした製品、補助装置および資材
- 当該タイプの商品の受注のみを目的とした商品見本で、これに消せない表示を入れたり、亀裂を入れたり、穴をあけたり、または他の方法で損傷することにより、他の目的では使用できないようにしたもの
- 試験、検査、実験の実施、また特性および特質を見せることを目的とした物品
- 宣伝用印刷物
- アーティスト、劇団、オーケストラが必要とする設備（公演で使用される物、楽器、舞台装置、衣装）。ただし、外国の人がこれらの物品を輸入し、ユーラシア経済連合関税領域で使用するものとする
- プロ用映画機材、プレス、ラジオ、テレビ用の機材、補助装置および機材用備品。ただし、外国の人が輸入し、EEU 関税域内で使用するものとする
- スポーツ競技、エキシビション、トレーニングで使用する物品。ただし、外国の人がこれらの物品を輸入し、EEU 関税域内で使用するものとする

- c) 自由関税地域および自由倉庫²⁵;
- d) 再輸入²⁶
- e) 国の利益のための拒否

以下の場合、適合書類および（または）その情報は税関に提出されない。

- 次に示した製品（物品）が、上記 a 項～e 項に示された税関手続に付されたとき
 - 中古品
 - 申告人による本人使用のみを目的とする（販促物もしくは贈答品としての交際目的または学術調査目的を含む）と 1 件の貿易契約で定められた、単体（単品）で輸入される（輸入された）もの
 - ロシア国内に一時的に置かれるとき。ただし、ファイナンス・リース契約に基づき輸入される（輸入された）ものを除く
- 次の製品（物品）について
 - 本人が使用するため自然人によって輸入される（輸入された）もの
 - 一時保管されるもの
 - 保税運送、関税領域での加工、国内消費加工、保税倉庫、無関税貿易、廃棄に係る税関手続、特別税関手続に付されるもの
 - 船用品・機用品などとして輸入される（輸入された）もの

ロシア国内内での製品の流通出荷および EEU 関税域内でのロット生産品の移動（EEU の加盟国内から別の EEU 加盟国内への移動）は、当該品に定められた強制要求事項の遵守を裏付ける書類がある場合に許可される。

²⁵ 以下については**適合性確認が求められない**。

- 強制要求事項への適合が確認された、自由関税地域（自由倉庫）または国内消費出荷に係る税関手続に付された、過去にユーラシア経済連合関税領域に輸入された既製品を修理およびメンテナンスするための部品として。ただし、既製品の適合性評価書類の写しを税関に提出することを条件とする
- 検査および試験を実施するための試料およびサンプルとして。ただし、これに必要な輸入された物品の数量（質量および体積）を確認できる、物品の税関申告が行われるユーラシア経済連合加盟国域内に所在する公認認証機関（公認試験所（センター））との契約書または公認機関のレターの写しを税関に提出することを条件とする
- 自由関税地域（自由倉庫）に係る税関手続に付せられるユーラシア経済連合加盟国域内で製造される製品の構成品または原料（素材）として

²⁶ 以下を再輸入に付す場合には**適合性確認が求められない**。

- 一時輸出に係る税関手続の効力終了を目的とした製品（物品）
- 関税領域外での加工に係る税関手続の効力終了を目的とした、EEU 関税域外で加工処理されていない製品（物品）
- その効力終了を目的とした、自由関税地域（自由倉庫）に係る税関手続に付された EEU 産品。ただし、通常の輸送、保管、および（または）、使用条件における自然劣化（消耗）による変化を除き、当該 EEU 産品の状態が変化していないこと

申告対象品の適合性を確認できる書類を申告人が保有していない場合、物品の条件付き出荷が可能である。

2.3 第3国（EEU 非加盟国）からロシアへの輸入する製品に対する適合性確認書類フォーム

- 適合証明書
- 適合宣言書

適合証明書とは、技術規則の要求事項、標準の規定、規則集の規定、契約の条件に、対象物が適合していることを証明する書類である。

適合宣言書とは、製造者、販売者、遂行者（開発者や設計者など生産に参加する事業者）が、当該者によって供給また販売される製品（提供されるサービス）が、当該品（サービス）の強制認証のために定められた要求事項に適合していることを証明する書類である。

EEU 法令に従い、以下が定められている。

- その域内で物品が税関手続に付される、ロシアの法律で定められた適合証明書およびその他の書類²⁷
- その域内で物品が税関手続に付される、ロシアの法律で定められた適合宣言書²⁸
- EEU 法令で定められた、強制適合性評価の対象となる製品の統一目録に記された物品に対する、統一フォームで作成された EEU 適合証明書²⁹
- EEU 法令で定められた、強制適合性評価の対象となる製品の統一目録に記された物品に対する、統一フォームで登録された適合宣言書³⁰

強制適合性確認の対象とならない製品の流通出荷は、製造者（販売者）と消費者（購入者）の間で締結される契約の条件に基づき行われる。

²⁷ 2006年3月22日付ロシア産業エネルギー省規程第53号「技術規則要求事項への製品適合証明書フォームの承認」および1998年3月17日付ロシア国家標準規格決定第12号「認証規則『GOST R 認証システム。システムで使用される基本文書のフォーム』の承認」

²⁸ 2006年3月22日付ロシア産業エネルギー省規程第54号「技術規則要求事項への製品適合宣言書フォームの承認について」およびロシア国家標準規格決定1998年3月17日付第12号

²⁹ 2012年12月25日付EEC部局決定第293号「関税同盟技術規則に係る適合証明書および適合宣言書の統一フォームならびにこれらの作成規則」

³⁰ ユーラシア経済委員会決定2012年12月25日付第293号

2.4 認証機関登記簿

証明書の作成および宣言書の登録は、EEU 認証機関統一登記簿に記載された認証機関および試験所（センター）が所管する。統一登記簿に試験所の認証機関を記入する基準、また EEU 加盟国の国家システムで公認された認証機関および試験所に関する情報を含めた統一登記簿の作成、および、記帳の規則は、EEC によって定められる³¹。

統一登記簿は国別統一登記簿で構成されており、その作成および記帳は EEU 加盟国の各所管機関が確保し、インターネット上の各所管機関および EEC 公式サイトから国別統一登記簿にアクセスできる各所管機関のフォームウェアをベースにした電子形式で作成される。

連邦認証局は、認証（適合性評価）機関および試験所（センター）の認定ならびにそのロシア登記簿への記入を行う³²。

また連邦認証局は、証明書が発行された（宣言書が登録された）日から 3 営業日以内にインターネット上の自らのサイトに情報を掲載する。情報は、適合証明書の発行（適合宣言の登録）、停止、回復、更新、失効に関する決定に基づき記載される³³。

ロシアで発行された適合証明書の統一登記簿は、連邦認証局が認証機関³⁴と協力して作成し、記帳する。

統一登記簿には、国家が必要とする国防発注により調達される製品（業務、役務）、アクセスが制限される専有情報または国家機密情報を保護する目的で使用される製品（業務、役務）、国家機密情報である製品（業務、役務）に係る適合証明書に関する情報は伝えられず、記入されない。

ロシアに輸入するとき、適合証明書の存在は、以下の何れかの方法で確認される。

- 原本
- 証明書を発行した認証機関の証明が入った、厳重に管理された偽造防止用紙で作成されたコピー
- 統一フォームで作成された別紙などのコピー
- 国家適合性確認システムの適合マークが物品よび（または）その消費者包装に表示されており、また適合証明書の登録番号とその発行機関が物品またはその消費者包

³¹ 関税同盟委員会決定 2010 年 6 月 18 日付第 319 号「関税同盟における技術規制」

³² <https://fsa.gov.ru/use-of-technology/elektronnye-reestry/>

³³ <https://fsa.gov.ru/use-of-technology/elektronnye-reestry/>

³⁴ ロシア連邦認証機関とは、認証業務を行うため、国家認定システムにおいて認定に関するロシア連邦の法律に従い公認された法人または個人事業主のことである。

装に記されていないときには、これらの情報が書類（附属書類）³⁵に記されていること

適合宣言書の存在は、以下の何れかの方法で確認される。

- 原本
- 統一フォームで受理された写し（その別紙）
- 適合宣言書の登録番号、登録日、法人または個人事業主の名称および住所、受理機関の附属書類における記載
- 適合宣言書の登録番号、登録日、法人または個人事業主の名称および住所、受理機関が記された表示が、物品および（または）その消費者包装に施されていること
- 統一フォームにより適合宣言書が登録された EEU 加盟国の国家適合マークが物品および（または）その消費者包装に表示されていること

2.5 適合証明書の発行手順

ロシアへの輸入許可を得ることを目的に認証を受ける全ての物品には、ロシア語による当該物品およびその使用規則に関する情報（ラベル、取扱説明書、その他の附属書類）が添付されていないとしない。

認証にあたっては、製品の特徴（指標）が検査され、技術規則または国家標準規格の要求事項への製品の適合性を確認できる試験方法が用いられる。

物品の認証は主に次の各段階で構成される。

- 申請書の提出
- 申請書に基づいた審査および決定
- 必要な確認の実施（書類の分析、試験、製造の確認など）
- 得られた結果の分析と発行の可能性に関する決定
- 適合マークの使用に対する証明書（許可証）の発行
- 認証スキームに従った認証対象の点検

申請人になれるのは、当該製品の認定を管轄する認証機関に申請書を提出した、国内および外国の組織、個人事業主である。

肯定的な結果が得られたとき、認証機関は申請人に適合証明書を交付する。証明書は、特定の製品に対して技術規則または認証機関が定めた期限において適用される。

³⁵ 附属書類とは、物品の取得（入荷）を確認できる書類、および（または）食材および食品の品質および安全性の証明書、および（または）技術仕様書、および（または）取扱説明書、および（または）梱包ケースまたは各製品に添付されたその他の附属書類のことである。

2.6 実際の適合証明書作成の流れ

①照会、②申請、③原型、④原型の確認、⑤連邦国家情報システム（連邦認証局ウェブサイト）で申請登録、⑥試験用サンプルが示された申請書に基づいた決定を受ける、⑦製造国（製造現場が望ましい）に専門家が出発する日の指定、⑧製造分析（各々の具体的なケースに応じたバリエーションがある）、⑨製造現場からサンプルを発送（専門家が製造現場でサンプル採取し、容器を封印する）、⑩サンプルに対する貨物申告書を入手、⑪試験所にサンプルを発送、⑫試験、⑬肯定的な試験報告書が得られる（規則の要求事項に適合している）ことを条件に証明書を作成

2.7 EEU（関税同盟）技術規則要求事項への製品の適合宣言書の受理および登録手順³⁶

統一フォームに従い作成された宣言書は、発行された適合証明書および登録された適合宣言書の統一登記簿に登録される。

適合宣言書は、受理および登録された適合宣言書に関する情報、その効力の停止、回復、喪失に関する情報を入力することにより、電子形式で統一登記簿に登録される。

適合宣言書には以下が添付される。

- 申請人の印章（あれば）および署名で認証された、ロシアに供給される製品が技術規則の要求事項に適合していること、また当該製品のかかる要求事項への不適合に対する責任（製造者の指定代理人における）を定めている、製造者（外国の製造者も含む）との契約の写し
- 申請人の印章（あれば）および署名で認証された、適用される技術規則の要求事項が遵守されていることを裏付ける製品の検査（試験）および測定の結果などの、証拠資料の写し

所定のフォームで作成された適合宣言書は、申請人の選択に応じて登録または認証機関または連邦認定局に送られる。

申請人は適合宣言書を認証機関に直接提出するか、または内容明細および受領通知付き書留郵便で送付する。内容明細および受領通知付き書留郵便で、認証機関に適合宣言書を送付する場合、当該宣言書における申請人署名の真正性が公証により証明されている必要がある。

³⁶ 2012年2月21日付ロシア経済発展省規程第76号「適合宣言書の登録手順ならびに登録された適合宣言書の統一登記簿の作成および記帳、当該登記簿に記載された情報の提供に係る手順の承認」

連邦認証局には、適合宣言書自動電子登録専用サービス（以下「宣言書登録サービス」という）を用いて、インターネットによる電子形式により、適合宣言書およびその添付書類が提出される。

適合宣言書を認証機関に直接提出するとき、適合宣言書の登録要望書が認証機関によって登録された日が、その提出日と見なされる。適合宣言書を認証機関に書留郵便で送付するとき、郵便物が認証機関に届いた日が、その提出日とみなされる。

適合宣言書を連邦認証局に電子フォームで提出するとき、連邦認証局の電子文書交換システムに登録された日が、その提出日と見なされる。

認証機関は、適合宣言書が提出された日から 3 日以内に適合宣言書の登録作業を行う。登録番号を付与し、統一登記簿に記帳するため、適合宣言書およびその登録に関する情報、また添付書類の電子コピーを、インターネットによる宣言書登録サービスを用いて、電子形式で連邦認証局に送信する。

連邦認証局は、適合宣言書が提出された日から 3 日以内に適合宣言書を登録し、これに登録番号を付与し、適合宣言書およびその登録に関する情報を統一登記簿に入力する。

適合宣言書の登録、情報の記入、提出書類の電子コピーの登記簿への入力、適合宣言書に含まれる情報が EEU の条約・法的枠組みの要求事項に適合していることを構造的および形式的・論理的に管理することを想定している、宣言書登録サービスを用いて実施される。

こうした構造的および形式的・論理的な管理を実施するとき、宣言書登録サービスを用いて入力された、認定された者およびその活動結果に関する情報が、認定分野の連邦国家情報システムに保存されている情報に一致しているか確認されなくてはならない。

適合宣言書を失効するという決定が申請人によって下されたとき、申請人は宣言書登録サービスを用いて然るべき情報を統一登記簿に入力する。

適合宣言書は、申請人の決定に従い適合宣言書を失効するという情報が統一登記簿に入力された時点を持って、その効力が喪失されたものと見なされる。

適合宣言において申請人となれるのは、EEU 加盟国域内で登記された製造者または販売者である法人または個人事業主、または供給される製品が技術規則の要求事項に適合するよう確保すること、また供給される製品が適合しないことへの責任を定めた、外国の製造者との契約に基づき、その職務を遂行する法人または個人事業主（外国の製造者の職務を遂行する人）である。

申請人の範囲は技術規則で定められている。

宣言書には（然るべき EEU（関税同盟）技術規則に別段の定めがない限り）申請人の署名が入り、印章により証明され、以下の書類が添付される。

- a) 申請人の署名が入った登録申請書
- b) 法人または個人事業主の国家登記を確認する書類の写し
- c) 供給される製品が EEU（関税同盟）技術規則の要求事項に適合するよう確保すること、また EEU 関税域内に供給される製品が当該要求事項に適合しないことへの責任を定めている、外国の製造者との契約書の写し（外国の製造者の職務を遂行する人の場合）

宣言書は、発行された適合証明書および登録された適合宣言書の統一登記簿において登録番号が付与された時点を持って登録されたものと見なされる³⁷。登録された宣言書は修正できない。修正が必要な場合は、申請人が新たに宣言書を採用し、これを登録する。

申請人が添付書類と一緒に適合宣言書を保管する期間が EEU（関税同盟）技術規則で定められていない場合、保管期間はこれが登録された時点から 10 年とする³⁸。

適合宣言書の効力は、EEU 加盟国の法律の規定に従い、停止、回復、または喪失される。このとき統一登記簿には、宣言書の効力が停止、回復、または喪失された日付が入力される。

製品の安全性に影響する製品（構成）の構造または仕様の変更を行うとき、適合宣言書を採用した申請人は、EEU（関税同盟）技術規則に別段の定めがない限り、適用される EEU（関税同盟）技術規則の要求事項への製品の適合性を確保する（必要な場合は、適合する証拠を追加で確保する）義務がある。適合性を確保できない場合、申請人は適合宣言の失効に関する申請書を認証機関（所管機関）に提出する。

2.8 ロシアの適合宣言書対象統一目録に記載された製品の適合宣言書の登録手順³⁹

適合宣言書を採用できるのは、ロシアの製造者（販売者、遂行者＜開発者や設計者など生産に参加する事業者＞）または外国の製造者の利益を代弁する個人事業主、ロシアで法人登記された組織（外国の製造者の職務を遂行する人）である。

製造者（販売者、執行者）は、所定の要求事項への製品の適合性を確認できる書類に基づいて宣言書を採用する。

³⁷ ロシア域内では適合宣言書の登録料は発生しない

³⁸ 申請人における異なる保管期間を定めている複数の EEU 技術規則が製品に適用される場合には、その中で最も長い期間を採用する。

³⁹ 2014 年 11 月 24 日付ロシア経済発展省規程第 752 号「適合宣言書の登録手順ならびに適合宣言の対象となる製品の統一目録に記載された製品の適合宣言書登記簿の作成および記帳の手順の承認」

適合宣言書は、採用された適合宣言書に関する情報、登録された適合宣言書の効力の停止、回復、喪失に関する情報を入力することで、登記簿に電子形式で登録される。

登録される適合宣言書には、次の情報が含まれていなくてはならない。

- a) ロシア国内で登記された法人の名称、または個人事業主の氏名。法人の所在地（個人事業主の居住地）
- b) 製品の製造者である法人の名称、その所在地。製品の製造者である個人事業主の氏名、その居住地
- c) 所定の要求事項への製品の適合宣言対象に関する情報（当該対象を識別するのに用いられる情報）
- d) 要求事項への製品の適合性を確認できる書類に関する情報
- e) 実施された検査（試験）および測定、品質システム証明書（あれば）、また所定の要求事項への製品の適合性を確認するための根拠として用いられたその他の書類に関する情報
- e) 適合宣言書の有効期限
- f) 適合宣言書の附属書類に関する情報
- g) EEU 対外経済活動品目表（TN VED EAEU）コード（HS コード）、または全ロシア生産規格分類（OKP）に従った製品コード

適合宣言書の失効に関する決定が申請人によって下されたとき、申請人はこれの失効通知書を連邦認証局に直接送付するか、内容明細および受領通知付き書留郵便でこれを送付するか、もしくはインターネットによる電子形式で送付する。

適合宣言書は、これの失効情報が登記簿に入力された時点を持って効力を喪失したものと見なされる。

2.9 実際の適合宣言書登録の流れ

まず、製品のリスト・成分に関する具体的な試験所に伝え、試験に必要なサンプル数を照会する。申請人と試験所が契約書を作成し、試験に要求される製品名が記されたレターを試験所から入手する⁴⁰。

サンプルがロシア国内に輸入され試験所に送られ、試験が実施される。申請者は技術規則に基づいた適合宣言書が得られてから、初めて貨物を発送／出荷することができる。

⁴⁰ レターおよび契約書は税関ポストにサンプルが到着する一週間前までに作成する必要がある。これは物品を出庫するために税関検査官が試験所から送られた書状の原本を必要とする場合があるため。

2.10 認証用物品サンプルの輸入⁴¹

多国間標準規格 GOST 31814-2012「適合性評価／適合性確認で製品を試験するためのサンプル採取の一般規則」では、試料およびサンプルの採取手順を定めている。連続生産品の場合は外国の製造者の製品倉庫で、ロット生産品の場合は税関検査される製品の保管場所（一時保管倉庫、保税倉庫）で、それぞれ採取が実施されなくてはならない。

EEU 法令およびロシア法令に従い、製品の認証におけるサンプル採取は、認証機関またはその依頼を受けた試験所（センター）が実施する。

適合宣言書作成の際のサンプル採取は、申請人またはその依頼を受けた認証機関もしくは試験所が実施する。

連続生産品の適合性評価を行うために、その試料およびサンプルが事前にロシアに輸入されている必要がある。

適合性確認を目的とした規制対象品は、以下の方法で申告することができる。

- 1) 物品移動特性コードが示された個別の物品申告書を提出する
- 2) 書面による申請書を提出する⁴²

以下の場合、申請書は規制対象品を輸入する際に提出することができる。

- 製品の輸送および保管の条件が遵守されている携帯品または別送品に入っているとき。規制対象品は税関検査の一時保管場所に置かれる
- 国際郵便で送付するとき

- 3) エクスプレス運送業者が速達貨物用の物品申告書を提出する

製品の保管および輸送における特別な条件（密封パッケージ（容器）、特別な温度条件、その他の条件）を定める要求事項が存在するとき、こうした製品の試料（サンプル）の輸送は船積書類および（または）技術規則で指定された条件で行われる。

⁴¹ サンプルを送る前に、国際配送サービスの物品申告書を特定の試験所が受け付けるか否かを確認する必要がある（一部の試験所では受け付けず、物品申告書を介した貨物の手続きを要求する）。

⁴² 2010年5月20日付関税同盟委員会決定第263号「物品申告書としての輸送（運送）書類、商業書類および（または）その他の書類の使用手順」

2.11 試料・サンプルの通関業務、輸入のバリエーション

1. 認証の対象となる物品の試験をおこなうため、物品の最初のロットが輸入されるまでに（つまり物品の適合宣言書が登録されるまで、または適合証明書が得られるまでに）、試験用サンプルをロシア国内に輸入する。

サンプル数は試験所または認証機関が設定し、各種物品に応じた試験スキームに左右される。

2. 物品が到着したときにサンプルを採取する場合、全貨物を仮出庫する。

物品の試料および（または）サンプルに対する個別の税関申告書は、税関手続に物品が付されるときにこれらを物品申告書に記すことを条件に、提出しなくても構わない。

一時保税蔵置場で主要貨物から試料およびサンプルが採取される。残りの貨物は（認証書類が提出されるまで）仮出庫の状態に置かれる。手続用の書類は同じものを作成する。例えば、並行して物品の適合宣言書の原型を作成し、サンプルが試験所に到着するまでに技術規則への適合宣言書の原型を確認する。

2.12 適合証明書と適合宣言書の違い

適合証明書は認定認証機関が発行する（上記「認証機関台帳参照」）証明書機関での証明書取得は、製品輸入までにサンプルが輸入され、調査に掛けなければならない。

証明書は、安全な標準形式の紙で発行される。

申請者は国内もしくは外国の組織が認定機関（製品認証分野に含まれる）に提出することが可能。

（審査）結果が肯定的な場合、認証機関は申請者に対して、適合証明書を発行する。証明書は、認証機関が定めた、もしくは、具体的な製品の技術規則によって定められている期間の間、有効（最大5年）。

証明書の発行責任は、登録に当たってデータを提供した認証機関が担う。

適合宣言書は、登録された適合宣言書の採択、一時停止、更新、終了に関する情報を入力することで、電子形式で台帳に登録される。

（台帳への）登録は、テストレポート、証明書、品質証明書など、申請者が提出する証拠に基づいて行われる。提供データの責任は、登録申請時にこのデータを提供した申請者が担う。

登録の有効期間は最大 5 年。

適合宣言書は、台帳に登録するときに割り当てられた番号を掲載した紙（A4 形式）で行われる。

台帳への適合宣言書の登録は、申請者が行う。

申請者は EEU 加盟国域内に登記されている法人もしくは個人事業主で、製造者、販売業者もしくは、契約に基づき外国製造者としての機能を履行する者（製品の技術規則要件への適合保証と不適合の際の責任を担う者）。

所定の形式で作成された適合宣言書は、認証機関または連邦認証局に対して、申請者の選択に基づき、登録のために送信される。

提供されたデータの責任は、登録申請時にこのデータを提供した申請者が担う。

3. 製品の国家登録証明書

3.1 概要

検査結果に基づき発行される書類は、常に信頼感を与え、品質および安全性を保証するものであった。2010 年まで衛生防疫証明書がこの役割を果たしていたが、連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁（ロスポトレブナドゾル）から発行される国家登録証明書がこれに取って代わった。

2010 年 5 月 28 日付関税同盟委員会決定第 299 号「ユーラシア経済連合（EEU）における衛生措置の適用」で、以下が承認された。

- EEU の国境税関および関税域内において国家衛生防疫監督（管理）の対象となる製品（物品）の統一目録（以下「統一目録」という）
- 衛生防疫監督（管理）の対象となる製品（物品）に関する統一衛生防疫要求事項（以下「統一衛生要求事項」という）

これにより以下が定められた。

1. 国家衛生防疫監督（管理）対象製品（物品）目録
2. 国家登録対象製品（物品）目録（国家登録証明書の発行を伴う）
3. 国家登録対象製品（物品）目録に従い EEU 対外経済活動品目表（TN VED EAEU）コード（HS コード）の取得に関係なく国家登録証明書の提出が求められる製品（物品）の目録

国家登録証明書は認証機関を通じて受け取ることができる。

一部の物品については、製品の国家登録証明書以外に、他の書類も求められる。それは物品の適合証明書または物品の適合宣言書である。

これにより 1 つの認証機関で複数の必要書類を入手することができる。

認証センターなどの代理機関に依頼し、EEU 域内およびロシア国内で物品を販売するのに必要な書類一式を指定期日内に入手することもできる。

3.2 国家登録証明書を作成するケース

製品の国家登録証明書を得る必要性は、EEU 技術規則に記述されている場合がある。国家登録証明書の作成に関する要求事項は、次の規定に記されている。

関税同盟技術規則 009/2011 「香水・化粧品安全性」

関税同盟技術規則 027/2012 「特殊食品および食事療法食の安全性」

関税同盟技術規則 007/2011 「乳幼児および児童用食品の安全性」

これらの規則には、特定の種類の製品は国家登録を経なければならないと明記されている。しかし、たとえ規則に国家登録証明書を取得する必要性が記述されていなくても、特定の種類の製品にこの書類が求められる場合がある。例えば、包装製品に関する規則では国家登録の必要性に言及されていないが、食品および飲料水に接触する包装は国家登録の対象となる。この要求事項は、EEU 国境および EEU 域内で衛生防疫監督の対象となる物品の統一目録から発生する。

国家登録証明書が求められる製品の目録には、次の物品カテゴリーが含まれる。

- 瓶入りの飲料水およびミネラルウォーター
- 低アルコール飲料
- 特殊食品
- 遺伝子組み換え成分から作られた、または遺伝子技術を用いた製品
- 化粧品および口腔ケア用品
- 食品添加物、酵素、その他の食品改質剤
- 家庭用の消毒剤、殺虫剤、ネズミ駆除剤
- 人の健康および生命にとって潜在的に危険な化学物質および生体物質
- 浄水場および水道管の材料および成分
- 個人衛生用品
- 食器、製造設備、食卓用金物（ナイフ・フォーク・スプーン類）を除く、食品に触れる製品および品物

もちろん、ここには製品の総称と種類しか列挙されていない。特定の物品がこの目録に該当するか否かは TN VED EAEU コード（HS コード）でのみ判断することができる。

過去に国家登録簿に登録されたことのない全く新しい種類の物品には国家登録証明書も必要である。

3.3 製品の国家登録証明書の作成手続き

連邦消費者権利保護・福利監督局の規程は、国家登録証明書の作成手続きおよび合格手順を規制する重要な文書である。これは膨大かつ容易に理解できない文書であるため、その主要部分のみを抜粋する⁴³。

まずは申請人のステータスであり、誰が申請人になれるのかである。申請人になれるのは、所定の手順に従い EEU 域内で登記された法人または自然人である。製品の国家登録証明書

⁴³ 2012 年 7 月 23 日付連邦消費者権利保護・福利監督局規程第 781 号「人にとって潜在的に危険な初めて生産導入される過去に使用されたことのない化学物質および生体物質ならびにこれらをベースに製造される薬剤(医薬品を除く)、人にとって潜在的に危険な特定の種類の製品（医薬品を除く）、関税同盟域内に初めて輸入される食品を含めた特定の種類の製品の国家登録に係る行政サービスの提供に関する連邦消費者権利保護・福祉分野監督局行政規則の承認」

の作成手続きを経ることについては、その義務を指定代理人（認証センターなど）に課すことができる。輸入品の場合には、輸入者、供給者、指定代理人が申請人になれる。

製品の国家登録証明書の作成手続きは、次の3段階に分けられる。

第1段階：申請書の提出に向けた準備

第2段階：複合的な検査の実施

第3段階：申請に対する決定

第1段階は申請人に完全に委ねられている。申請人は標準的な書類一式を揃えなくてはならない。もちろん製品の特性に応じて追加書類が求められることになる。

3.4 EEU 域内で製造された製品の国家登録に必要な書類の一覧

1. 製品の製造において準拠する技術文書または標準の引用

技術文書には、製品の製造において準拠する仕様書⁴⁴、また国家標準規格の一覧がある。最初のケースではデータシートが必要となる（仕様書は登録されなくてはならない）。2つ目のケースは、簡単な形式による標準の一覧である。この他にも技術文書として、レシピ、内部技術文書、図面、摘要、マニュアル、物品製造プロセスに関するその他の規定が採用されることがある。

2. 製造者による物品の品質および安全基準への適合に関する通知書

通知書は、物品が全ての基準および要求事項に適合している旨の製造者からの情報書簡の形で提出される。この他にも通知書として、既に作成された品質証明書、データシート、製造者によって実施された検査のデータを使用することができる。

3. 包装サンプル

ラベルの原型は、標準包装と全く同一の市販型で提出されなくてはならない。包装材の安全性および表示の規則および基準は、該当部門の規則および標準に記述されている。

4. 操作マニュアル

操作マニュアルは、製造者の認定を受けた取扱説明書または操作説明書の形で採用される。このことから、この書類が利用者における主要な情報源となる。

5. 製品の成分に特徴的な生物活性が記された書類

⁴⁴ 仕様書とは、様々な材料、製品、物質に定められた特別な要求事項および特性を記した特別な書類群である。この他にも製品の仕様書には、記述の要求事項に対する対象物の適合性を確認する方法が必ず記載されている。仕様書は技術・設計文書一式に含まれている。仕様書は、1つの特定の製品、材料、物質について、または、記述の対象物が典型的共通性を有している場合にはこれらのグループについて、作成することができる。ただし、仕様書の作成は全て製造者に一任されている。

この種の書類は、食品または新しい種類の食品添加物に求められる。検査書、学術調査書、技術文書の形で採用される。

6. 製品における遺伝子技術、遺伝子組み換え成分、駆除剤の存在に関する申告書

製品の製造工程で遺伝子技術または遺伝子組み換え品が使用されている場合、製造者はこのことを一般的な書式で通知しなくてはならない。

7. 試験用サンプル採取書

サンプル採取書は製造委員会が作成する。書類には、国家登録の枠内で試験用サンプルおよび試料を採取する技術および説明が記される。採取書は製造者および委員会メンバーの承認を受けなければならない。

8. 検査書および検査記録。登録対象品に関する学術資料および応用資料

製品について信頼できる学術データまたは調査データがあるとき、これらを製品の安全性の証拠として提出することができる。このようなデータとして使用できるのは、成分または原料に対して発行された証明書、学術調査結果、衛生防疫検査記録、調査報告書、登録対象品に関するその他の資料である。

3.5 第3国（EEU 域外）で生産された輸入品の国家登録に追加に必要な書類の一覧

第1段階：EEU 域外で製造され、その域内に輸入された物品には、上記書類に以下を追加する必要がある。

1. 食品添加物、消毒剤、化粧品が、人の健康にとって全く安全であることを裏付ける、製造国の保健機関が発行した証明書
2. ユーラシア経済連合領域への製品の合法的輸入を裏付ける通関書類の写し
3. 毒性検査の実施を証明する資料とその結果（駆除剤、家庭用化学製品、農薬の場合）
4. 製品供給契約書

書類は全てロシア語に翻訳され、ロシアの法律に定める手順で登録されなくてはならない。翻訳は公証人の認証を受ける必要がある。このとき翻訳者の技能資格を裏付ける免状の写しが求められる。

第2段階：申請書が受理されたら技術審査の手続きが始まる。これは製品サンプルの試験、製造施設の査察、申請人から提出された書類の分析である。サンプル試験および査察実施の過程で記録が作成され、これに基づき審査結果が言い渡される。これは申請に対する決定を下す際に最も重要な基準となる。

第3段階：手続きの結果として、特定の種類の製品の国家登録証明書が発行されるか、あるいは国家登録証明書の発行が却下される（以下のとおり）。

A. 特定タイプの製品の国家登録証明書を発行：

国家登録証明書が作成され、申請者宛てに発行される。

国家登録証明書の発行日から有効で、有効期限は 5 年間。

ロシアでの登録は連邦消費者権利保護・福利監督局によって行われる⁴⁵。

発行された国家登録証明書台帳は、EEU の全加盟国で統一されており、EEU のウェブサイトを確認できる。新たに申請者宛てに発行された国家登録証明書は、統一台帳にアップロードされる。台帳は週 1 回更新される。

B. 国家登録証明書の発行却下：

国家登録証明書の発行却下は、次の 2 つのケースが考えられる：審査の結果、物品が安全要求事項に適合していないことが確認されたか、もしくは書類一式に欠落があった、または製品か製造者に関するデータが事実と反していたかの何れかである。

全く新しい種類の製品を登録するときに問題が発生する場合もある。現代の技術で物品の安全性を証明できないとき、国家登録の手続きが無期限に停止されることがある。

⁴⁵ 2004 年 9 月 9 日付連邦消費者権利保護・福利監督局規程第 13 号「国家登録に合格した製品、物質、薬剤の登録のための国家登録台帳・情報システム」

4. 農産品・食品分野の展示会・見本市におけるサンプル輸入、試食・試飲に係る規則・手続き

4.1 概要

申告人は物品申告時に通関手続を選択することができる。

物品の税関手続は、税関申告書を税関に提出に始まり、物品の出庫で完了する。物品の手続き日と見なされるのは、税関により物品が出庫された日である。

申告人には、物品を申請された税関手続に付す条件の遵守を裏付ける義務がある。

申告人とは、物品を申告する人、または物品申告における名義人である。

申告人になれるのは次のとおり。

1) ロシア人・法人⁴⁶で以下に該当する者

- 外国の人を相手にした取引の当事者で、物品が国境税関を移動する際に根拠となる者、または当該取引を締結したときの名義人（依頼による）
- 外国人・法人が一方の当事者となっている取引の枠外で物品が国境税関を移動する場合は、物品を所有、使用および（または）処分する権利を有する者
- ユーラシア経済連合（EEU）の関税域内にある外国製品について外国人・法人と締結した取引の当事者

2) 外国人・法人で以下に該当する者

- 代表部（支店）の社内用として移動する物品についてのみ通関手続を申請する場合は、所定の手続きに従いロシア国内に設立および（または）登録された代表部（支店）を有する組織
- 外国人・法人とロシア人・法人による取引の枠外で物品が関税国境を越えて移動する場合は、物品の所有者
- 保税倉庫、一時輸入（仮輸入）、再輸出に係る税関手続、特別税関手続の申請において、外国人・法人とロシア人・法人による取引の枠外で物品が関税国境を越えて移動する場合は、物品を所有および使用する権利を有する者
- 保税倉庫に係る税関手続、再輸出、輸出の申請において、ロシアと第3国の国際条約に従い、物品を輸出する権利が与えられる書類を取得した者

3) EEU 関税域内にあり、関税減免を享受する、在外公館、領事館、国際組織における国の代表機関、国際組織またはその代表機関、その他の組織またはその代表機関

⁴⁶ ロシア人法人とは、連邦法 289-FZ 号に別段の定めがない限り、ロシアの法律に従って設立されたロシアに所在地する法人、および（または）ロシアに居住する個人事業者として登録された自然人をいう。

4) 保税運送に係る税関手続申請において、上記第 1 項および第 2 項に示した人・法人、または、

- 輸送業事業者（通関輸送事業者を含む）
- 物流事業者

この他、通関事業者、認定事業者（AEO: Authorized Economic Operator）も、物品の通関申告ができる。

以下のものを展示会（見本市）に輸入することができる。

- 展示会、見本市、国際展示会に参加するための出品物および設備
- 単体輸入される商用消費サンプル
- 繰り返し使用される包装および容器
- 科学、スポーツ、観光、文化の分野で通商関係の発展を促す物品（博物館の展示品、会議の開催に使用される装置）
- 国際支援用の物品
- その他

国際展示会に出品するための物品については優先的に通関手続が行われる。

展示会用貨物を輸入するとき、全ての外国人参加者は、一時輸入（仮輸入）に係る税関手続を申請できるように、ロシアに自らの代表部を有していなくてはならない。

展示会用貨物の税関申告手続は、他カテゴリーの物品の通関業務と変わらず、同じ手順で行われる。必要書類一式を準備し、EEU 対外経済活動品目表の分類コード（HS コード）を選択し、物品申告書を記入して税関に提出する。

4.2 農産品・食品展示会（見本市）への輸入農産品・食品の一時輸入

EEU の法律では、販売ではなく公開を目的とした出品物を国際展示会に無償で輸入することができる定められている。

展示会で公開する出品物は、一時輸入（仮輸入）に係る通関手続に付さねばならない。食品、飲料（アルコール飲料を含む）、タバコおよびタバコ製品、原料および半加工品については、宣伝および（または）公開目的での、または展示出品物もしくは産業用サンプルとしての一時輸入は、単体品としてのみ許される。

展示会（見本市）を目的とした物品は展示会（見本市）の手配および開催の時期に合わせて輸入されなくてはならず、それは一時的なものであり、展示会終了後にはこれを返送する必要がある⁴⁷。

展示物は荷口が非常に制限されており、EEU 対外経済活動品目表（HS コード）で 1 つのコードに分類されている 1 つの品目が最大 5 個、または重量 50kg 以下となっている。

農産品・食品展示会および見本市での試食用農産物・食品は、国内消費用出荷に係る税関手続に従い、商用消費サンプルとして輸入することができる。

輸入展示会用貨物の通関業務では、一時輸入（仮輸入）（出品物、ブースおよびそのコンテンツ）および国内消費用出荷（配布資料、販促品、試食品、販売用品など）といった 2 通りの税関手続が用いられる。

一時輸入（仮輸入）に係る税関手続とは、展示会（見本市）のために輸入される外国製品は、状態（数量を含む）に変更を加えずに（使用に伴う自然劣化を除く）返送しなければならないという手続きである。

展示会用サンプルは、関税などの税金を納めることなく、一時輸入（仮輸入）に係る税関手続に付される。

一時輸入（入場）通関手続き下に置く場合、ATA カルネが使用される（ロシアと日本は ATA カルネを発行および受入国のリストに掲載されている）。

ATA カルネは国際的な文書であり、国境を越える貨物移動の場合、税関申告書に代わるものとなる場合がある。これにより、展示用の物品や海外からの物品や機器のサンプルの一時輸入の免税、迅速化、簡略化された登録が可能となる（貨物扱いでない場合、車両は除外）。ATA カルネでの作業手順は、1990 年 6 月 26 日にイスタンブールで締結された一時輸入に関する条約によって規定されている。本条約付録 B.1 では、展示会、見本市、会議、またはその他の同様のイベントでの展示および使用に ATA カルネを使用し、ロシアに輸入または輸出される貨物すべてについて記載されている。

⁴⁷ 一時輸入（仮輸入）に係る税関手続の有効期限は、物品が税関手続に付された日から 2 年、またはユーラシア経済委員会（EEC）が定めた期間を超えることができない。個別カテゴリーの物品またはサンプルの場合、EEC は通関手続により短い、または、より長い有効期限を設けることができる。

展示会におけるサンプル輸入手続きは2つあり、1つ目は、ロシアにおける実際の商品の受取人との一時輸入のための標準的な手続きの適用と、支払いの実施。2つ目は、ATA カルネを使用した一時輸入である。荷主が最も適している手続きを選択しなくてはならない。

ATA カルネを使用した貨物の一時輸入には、ロシア連邦商工会議所の保証の下で、物品の一時輸入と返品にカルネのフォームを使用する。このような貨物を税関当局が一時輸入する場合は、関税支払いの保証を提供する必要はない。ATA カルネを使用して一時輸入された貨物の通関は、短時間で終わる。

公開または宣伝を目的に輸入される物品は、輸入に際して一時輸入（仮輸入）に係る税関手続きに付され、展示会で公開または披露した後、これらの物品は再輸出に係る通関手続きに従い、元の場所に輸出される。

ロシア政府がその実施を決定し、その主催者は公式国際展示会の手配および開催する権限がロシア政府から与えられたロシアの連邦国家機関または組織である公式国際展示会（期間は3週間以上で6ヶ月未満。芸術関係でないこと、開催中の物品の販売を目的としないこと）を手配および開催するときのために輸入される外国製品は、関税、税金、特別関税、アンチダンピング関税、相殺関税を納めることなく、また技術規則を適用されずに、特別税関手続きに付される。

展示会を専門とする組織（Specialized Exhibition Organization）またはその依頼を受けた代理組織は、展示会開始の10日前までに、開催される展示会、当該展示会を開催するために輸入される物品の通関業務が行われる税関に関する情報、また税関検査を受ける展示品および消耗品を到着後に保管する予定地に臨時税関検査区域を設ける必要性に関する情報が記された所定の書式による依頼書を、展示会が開催される地域の税関またはその支部を管轄する税関宛に送付する⁴⁸。

税関が定めた一時輸入（仮輸入）に係る通関手続きの有効期限が満了する前に、保税運送（トランジット）に係る通関手続きを除き、一時的に輸入された物品を外国製品に適用される税関手続きに付することで、その効力が失われることがある。

何れにせよ、一時輸入（仮輸入）に係る通関手続きの有効期限満了に伴い、EEU 関税域内に輸入された物品およびサンプルは、原産国に向けて輸出されなくてはならない。期限を超過すれば、物品が輸入優遇措置から外され、通常の通関規則が適用されることにより、然るべき支払いが発生する可能性がある。

⁴⁸ ロシア連邦税関局では、展示会用サンプルの手続きができる税関、ATA カルネで移動する物品の手続きができる税関の一覧を定めている。

また事故あるいは不可抗力による当該物品の廃棄、および（または）消失の可能性、通常の移送（輸送）、および（または）保管条件での自然消耗により当該物品が消失する可能性も見込まれている。この場合は専用の書類を作成し、一時輸入（仮輸入）に係る通関手続により EEU 域内に輸入された物品が消失した証拠を税関に提示する必要がある。つまり、例えば生産設備などの展示会用サンプルが本当に不可抗力により廃棄されたのであり、然るべき税金および納付金を納めることなく、EEU 関税域内で密かに売却されたのではないと、税関が確信する必要がある。

次のとき、税関が定めた一時輸入（仮輸入）に係る通関手続の有効期限が満了する前に、その効力が失われる。

- 1) 一時的に輸入された物品が再輸出に係る税関手続に付されたとき
- 2) 一時的に輸入された物品が事故（不可抗力）により廃棄、および（または）消失した事実、または通常の移送（輸送）、および（または）保管条件での自然消耗により当該物品が消失した事実を、税関が認めるとき
- 3) 物品が税関検査の対象外となる状況が到来したとき

農産品・食品が税関を通過するとき、その多くについて、人にとって危険な病害虫が付いていないこと、および製品の品質を裏付ける植物検疫証明書または獣医証明書の提示が求められる。この工程を管理しているのは連邦動植物検疫監督局（ロスセリホズナドゾル）の職員で、税関の貨物通関業務時に試料およびサンプルを採取している。

出品物、展示品、宣伝用資料としてロシア国内に輸入される穀粉、パスタ、パン類に対しては、品質証明書の作成が求められない。

展示会用サンプルとして輸入されるアルコール飲料の通関業務では、この目的で移動するアルコール製品の数量が各品目につき 5 個（瓶または他の消費者包装）を超えないことを条件に、連邦アルコール市場規制局が発行するライセンスの提示が求められない。

4.3 農産品・食品展示会（見本市）への試食用途の輸入製品の輸入

試食用（消費される）農産品・食品は、国内消費出荷に係る通関手続に付されなければならない。

国内消費出荷に係る通関手続とは、外国製品に適用される手続きであり、これに従い所有、使用および（または）処分の制限を受けることなく、物品がロシア国内に存在して使用される。

物品を国内消費出荷に係る通関手続に付するための条件は、次のとおり。

- 1) 輸入関税、諸税を納付すること
- 2) 特別関税、アンチダンピング関税、相殺関税を納付すること

- 3) 禁止および制限が遵守されていること
- 4) 特別関税、アンチダンピング関税、相殺関税および（または）EEU条約第50条に従い設定された他の関税とは別の形で定められた国内市場保護策を遵守すること

全ての条件が満たされたとき、条件付きで出庫された物品を除き、国内消費用出荷に係る通関手続に付された物品にEEU関税域内製品のステータスが付与される。

EEU加盟国の税関によって物品が国内消費用出荷に係る通関手続に付されたとき、これをロシアに輸入する際に改めて通関手続に付す必要はない。

4.4 一時輸入品を国内消費用出荷に係る税関手続に付すことの特性⁴⁹

一時輸入品を国内消費用出荷に係る通関手続に付すとき、関税・諸税を計算するにあたり、物品を一時輸入（仮輸入）に係る通関手続に付すために提出した貨物申告書が税関に登録された日に有効な税率が適用される。

関税・諸税を計算するため外国通貨をロシアの通貨に換算する必要があるとき、物品を一時輸入（仮輸入）に係る通関手続に付すために提出した貨物申告書が税関に登録された日の為替レートに基づきこの換算が行われる。

一時輸入品を国内消費用出荷に係る通関手続に付すとき、物品を国内消費用出荷に係る通関手続に付すときに納めるべき金額と、国内消費用出荷に係る税関手続に付される物品の申告人が一部納付時に支払った、および（または）当該申告人が税関に徴収された金額の差額において、輸入関税、税金を納付しなければならない。

物品が一時輸入（仮輸入）に係る通関手続に付された日から納付義務が消滅した日まで、金額に対する納付猶予（分割納付）を受けていた場合、納付される（徴収される）関税・諸税額から、また国内消費用出荷に係る通関手続に付される（付された）物品について一部納付時に納付される（徴収される）関税・諸税額から、金利を支払う必要がある。

一時輸入（仮輸入）に係る通関手続に従い物品の出庫までに納められた輸入関税・諸税額から金利は発生せず、これを納めない。

一時輸入（仮輸入）に係る通関手続の効力が停止されたとき、手続きの効力が停止された期間につき金利は発生せず、これを納めない。

⁴⁹ 本規定は、一時輸入（仮輸入）に係る通関手続の効力終了時（停止後）に一時輸入品の申告人により一時輸入品が国内消費用出荷に係る税関手続に付されるとき適用され、また一時輸入品が保税倉庫に係る税関手続に付されることで一時輸入（仮輸入）に係る通関手続の効力が終了したときに適用される。

一時輸入品の個別カテゴリーについて、金利が発生せずこれを納めないケースを、ユーラシア経済委員会（EEC）は定めることができる。

4.5 学術（商用）サンプルの一時輸入

ロシアに一時的に輸入される学術（商用）サンプル⁵⁰は、略式で通関申告する必要がある。

ロシア政府は（特定の期間において）同時に単一の人により学術（商用）サンプルとして一時輸入される物品の最大数量および（または）最大価格を設定することができる。

申告人は一時輸入された学術（商用）サンプルについて廃棄に係る税関手続を申請することができる。これには、当該物を用いて試験、調査、テスト、検査、実験、実証実験または公開を行った時に（その過程で当該物を使用した時に）当該物が廃棄（損傷）された場合も含まれる⁵¹。

他の者は、学術（商用）サンプルの用途について、当該物の輸入目的、これを必要とする承認された試験計画（プログラム）に関する情報が記された外国人・法人との契約書、または試験、調査、テスト、検査、実験、実証実験、公開の実施に関する情報が記された事業活動に関する他の書類を、税関に提出することで裏付ける。

一時輸入のとき、学術（商用）サンプルの出庫期限は、物品申告書と同時に全ての必要書類が提出されていることを条件に（ただし、物品の出庫後に個別書類を提出できる場合を除く）、貨物申告書が受理されてから4時間である⁵²。この期限内に税関は必要に応じて、貨物申告書、物品、関係書類を検査する。

4.6 一時輸入品を再輸出に係る税関手続に付すことの特徴

再輸出とは、外国製品およびEEU関税域内製品に適用される通関手続であり、これに従い、外国製品は輸入関税・諸税、特別関税、アンチダンピング関税、相殺関税を納めることなく、および（または）これら関税・諸税の払い戻し（清算）を得て、ユーラシア経済

⁵⁰ 学術および商用サンプルとは、これを用いて試験、調査、テスト、検査、実験、実証実験、公開を行うための（その過程で使用される）物品のことである。

⁵¹ 学術（商用）サンプルとして物品を一時輸入した時に、もし当該品を用いて試験、調査、テスト、検査、実験、実証実験または公開が行われた（またはその過程で当該品が使用された）ことにより当該品が廃棄（損傷）されていた場合、廃棄に係る通関手続に付することで一時輸入（仮輸入）に係る通関手続を終了することができない物品の一覧が、ロシア政府（2012年7月6日付ロシア連邦政府決定第692号）によって定められている。

⁵² 出庫期限を貨物申告書登録日の翌1営業日までとすることができる物品の一覧を、ロシア政府は定めることができる。

連合関税領域から輸出され、またユーラシア経済連合産品は、物品をこの税関手続に付すという条件が満たされているとき、輸出関税を納めることなく、ユーラシア経済連合関税領域から輸出される。

再輸出に係る税関手続は、ロシアの領域に輸入、ここに存在する外国製品に対して適用され、これには通関手続に付された外国製品も含まれる。

物品を再輸出手続きに付すための条件は、次のとおり。

- 禁止および制限が遵守されていること
- 通関書類および（または）その他の書類（これらに関する情報）を提出することで裏付けられる、EEU 関税域内への／からの物品の輸入／輸出の状況に関する情報を税関に提出すること

再輸出に係る通関手続に付された物品は、保税運送に係る通関手続に適用される税関検査を受けて、EEU関税域外に輸出される。

再輸出に係る通関手続に付された物品は、物品がこれに付された日の翌日から4ヶ月を超えない期限内に輸出されなくてはならない。

もし外国製品が再輸出に係る税関手続に付された日の翌3営業日以内に、当該品が保税運送に係る税関手続に付されていない場合、またはロシア国内から輸出されていない場合、当該品は一時保管に付されなくてはならない。

4ヶ月を超えない所定の期限が満了するまでに、再輸出に係る税関手続に付された外国製品が、事故（不可抗力）により当該品が廃棄および（または）消失した、または、通常の移送（輸送）、および（または）保管条件での自然消耗により消失した場合を除いて、輸出されないとき、再輸出に係る税関手続の効力は停止され、加えてこの外国製品は税関によって差し押さえられる。

4.7 一時輸入品を廃棄に係る税関手続に付すことの特徴

廃棄とは、外国製品に適用される税関手続であり、これに従い当該品は、この通関手続に付すという条件が満たされているとき、輸入関税・諸税、特別関税、アンチダンピング関税、相殺関税を納めることなく廃棄される。

物品の廃棄とは、物品を部分的または完全に破壊し、またはその固有の用途および（または）別の用途を逸失させ、経済的に有益な方法では原状回復が不可能な状態にすることである。

物品の廃棄が以下に該当するとき、この手続きは適用されない。

- 1) 環境汚染をもたらしうる（人の生命および健康にとって有害である）
- 2) その通常の用途に従い物品を使用することで廃棄される
- 3) EEUの国家機関が出費を被る可能性がある

物品を廃棄の通関手続に付すための条件は、次のとおり。

- 物品の廃棄方法および場所が記された物品廃棄の可能性に関する、ロシア連邦の法律に従い発行された連邦天然資源利用監督局（ロスプリロドナドゾル）の見解が存在すること
- 禁止および制限が遵守されていること

物品の廃棄手順はロシアの法律で定められている⁵³。

ロシア国内で廃棄に係る通関手続に外国製品を付す貨物申告書を提出する前に、申告人は任意の書式で記された廃棄に係る通関手続に物品を付す趣意書を、物品がある地域を所轄する税関に宛てて提出する。

廃棄に係る通関手続に付される物品が、事故（不可抗力）により、または商用（学術）サンプルを用いた作業の実施により⁵⁴、廃棄、消失（損傷）していた場合、申告人はこの出来事が起きた場所および日付を申請書で報告し、また廃棄によって生じた廃棄物（その名称、数量、価格（廃棄物を商用利用できる場合））について報告する。

ロシア国内で物品を廃棄する場所は、環境保護に関するロシアの法律の要求事項に従い、申告人が判断する⁵⁵。物品を廃棄することにより、毒性・有毒・有害・潜在的に有害な物質および廃棄物を生じさせてはならない。申告人は環境保護に関する法律の要求事項を遵守する責任を負う。

見解の作成および発行は、物品廃棄の可能性、方法、場所、または廃棄の不可能性に関する専門家の見解に基づき、ロスプリロドナドゾルの地方機関が行う⁵⁶。

税関は、手続きが申請された物品について、申告人により申請された損傷がない、また

⁵³ 2011年2月7日付ロシア連邦税関局規程第216号「廃棄に係る税関手続に物品を付す許可の発行に関連した税関業務手順の承認」

⁵⁴ これを用いて試験、調査、テスト、検査、実験、実証実験、公開を行うとき、または試験、調査、テスト、検査、実験、実証実験、公開の過程でこれを使用するとき

⁵⁵ 2011年9月9日付ロシア天然資源環境省規程第732号「廃棄に係る税関手続に物品を付すための、物品を廃棄する可能性、方法、廃棄場所に関する見解の発行手順および書式の承認」

⁵⁶ 見解を発行する権限のあるロシア天然資源利用監督局の地方機関は、その住所および電話番号が記された印影に関する、および、その承認に関する命令、および見解に署名する権利を持つ人の署名のサンプルを、ロシア連邦税関局の直轄にある税関および地方税関に送る。

は物品が売却された（第三者に譲渡された）事実が確認されたとき、廃棄に係る通関手続に物品を付すことを拒否することができる。

物品の廃棄は申告人の負担にて行われ、何らかの出費を国家機関にもたらすことはない。

廃棄に係る通関手続に物品を付すとき、税関業務に対する通関手数料のみを納める（当該品について先に納めた関税・諸税、手数料の払い戻しは行われない）。

4.8 展示会用貨物取扱経験のある事業者およびサービス費用とリードタイム

大凡の費用は展示会用貨物の取扱経験がある代理店の一例は以下のとおり。

Best Logistics ITE

<https://www.best-log-ite.ru/services/customs/temporary/>

ISSA

https://issa.ru/legislation/custmod/custmod_8.html

Crocus Expo

<http://www.crocus-expo.ru/services/expeditors.php>

Major

<https://www.mjr.ru/services/vystavochnaya-logistika/>

L-port

<http://l-port.ru/analitika/pravilno-oformlyaem-vremennyj-vvoz>

Universal Freight Solutions

<https://ucsol.ru/tamozhennoe-oformlenie/produktov-pitaniya>

上記機関のサービス費用と通関リードタイムの目安は以下のとおり（概算。価格は個別に異なる）。

1. 農産品・食品の一時輸入の通関申告および国内消費用の通関申告の場合；
リードタイム：4時間～1日
費用：5,000～15,000ルーブル（貨物ロットにより異なる）
2. 農産品のATAカルネを使用した場合の一時輸入の場合：

リードタイム：2 時間～1 日

費用：5,000～10,000 ルーブル（貨物ロットにより異なる）

3. 農産物の一時輸入後の再輸出の場合；

リードタイム：1 日

費用；5,000～15,000 ルーブル（貨物ロットにより異なる）

4.9 ATA カルネのメリット

- 本文書は税関申告書に完全に代わるもので、関税・諸税・手数料支払いに関する国際的な保証として EEU 当局に採用されている
- ATA カルネは貨物輸入のための通関手続きの唯一の文書
- 1 つ以上の積荷でも製品をロシアに輸入することが可能
- 文書に提示される製品価格は制限を受けない
- 追加の金銭的保証が不要
- 作成言語は英語、フランス語（ロシア語は補助的に利用）
- 有効期間 12 カ月（ロシアの場合）。ただし、輸入国の法令に基づき、制限がある場合もある。

ATA カルネの使用によって、輸入許可・ライセンス文書の提出義務は免除されないことに留意する必要あり。

4.10 ATA カルネの記入アドバイス

1. 有効期間。カルネは表紙と引き剥がしシート（バウチャー）で構成され、条約締約国に出入国する際に使用する。カバーには、所有者の名前、住所、製品の目的、カルネの使用可能な国のリスト、および、その有効期間が記載されている。したがって、一時輸入期間は、ATA カルネに示す必要がある
2. ATA カルネ所有者からの委任状の所在。本情報を ATA カルネに入力する際は要注意。ATA カルネ所有者とその代理人の名前（名称）、商品の説明、数量、価格、その他の情報が正しく示されていることを確認すること。ATA カルネ所有者である組織の正確な名前を示す必要があることに留意。貨物の移動に伴う申告者となるため。貨物に付随する人間には、ATA カルネ所有者の委任状もしくは許可書が必要
3. ATA カルネには、括弧内にロシア語の説明が必要
4. ATA カルネでは、各製品に識別記号（シリアル番号、部品番号、ロット番号など）が必要
5. 型やその他の識別手段（シリアル番号、ロット番号など）を含む商品の写真を撮影する必要あり。そうでない場合、税関検査官は貨物識別のために 100%の税関検査

を行う。到着前に、発送人から写真を受け取ることができなかった場合、商品の到着後に写真を撮影することが可能。本サービス費用は 3,000 ルーブル

4.11 ATA カルネに基づく申告手続き

ロシアに到着した場所の税関に、ATA カルネと一時輸入された商品を提示する必要がある。国境税関が ATA カルネの受入権限を有する場合、ATA カルネの白色（Importation counterfoil）の白色の引き剥がしシート（パウチャー）に税関が署名する。これは、商品が通関をパスし、目的地に配達できることを意味する。税関による本手続きには 2～3 時間を要する。

国境税関が ATA カルネの受入権限がない場合、ATA カルネの青色の引き剥がしシート（パウチャー）（Transit counterfoil）がトランジット申告書として、輸送・商業文書とともに使用される。この場合、税関は青色シートを剥がし、ATA カルネを返却する。その後、商品は関連する国内税関に届けられ、ATA カルネを使用して商品の輸入を完了するために、白色の引き剥がしシート（パウチャー）が提出される（Importation counterfoil）。税関による本手続きには 2～3 時間を要する。

指定された目的に従って、一時輸入された貨物の使用を終えた後、ATA カルネを使用して、輸出用に貨物を手配する必要がある。輸出時には、ATA カルネの受入権限を有する税関で通関手続きを行うこと。

ロシアのすべての税関が ATA カルネの受入権限を有しているわけではないことに留意すること。そのため、ATA カルネを使用して通関を行う前に、権限を有する税関リストに、申告先の税関が含まれているかどうかを確認する必要がある。

ATA カルネに関する追加情報、同使用に関する実務上の推奨事項はロシア連邦商工会議所のウェブサイト（www.tpprf.ru）で入手可能。

4.12 関連法令リスト

1. ユーラシア経済連合関税基本法（特に第 20、29、32 章）
2. 2018 年 8 月 3 日付連邦法第 289-FZ 号「ロシア連邦の税関規則と特定の法令改正」（特に第 17、26、29 章）
3. 2010 年 6 月 18 日付関税同盟委員会決定第 331 号「一時輸入で関税・諸税の無条件で免除する製品リスト、免除の条件（期限を含む）」
4. 2010 年 9 月 20 日付関税同盟委員会決定第 375 号「通関手続に関する特定の問題」
5. 2012 年 7 月 6 日付ロシア連邦政府決定第 692 号「学術・商用サンプルの一時輸入、同通関手続の完了した場合、廃棄に関する通関手続下に置くことができない製品リスト」。

6. 2019年3月18日付ロシア連邦税関局規程第442号「一時輸入の通関手続下の貨物転送に関する申請書、一時輸入の通関手続に従った物品の使用条件と一時輸入要件・条件の順守に関する物品の転送先の義務の形式、本申請の検討結果に基づく税関の決定文書フォームの承認」
7. 2010年12月13日付連邦税関局規程第2408号「簡素化手続で申告されるロシアへの一時輸出入される学術・商用サンプルの受領組織（発送組織）の申請書」
8. 2019年3月20日付連邦税関局規程第469号「一時輸入（入国）の通関手続延長申請書フォーム、本申請の検討結果に基づく税関当局の決定文書フォームの承認」
9. 2012年12月28日付連邦税関局規程第2675号「ATAカルネの使用に関する方法的勧告の承認」
10. 2017年1月31日付ロシア財務省規程第16n号「ATAカルネを使用して輸送される貨物の税関業務実施に関する税関当局の権限の規定」
11. 2017年11月28日付ロシア連邦税関局指示第255-r号「ATAカルネを使用して輸送される貨物に関する税関業務と税関管理実施に関する情報入力を行うソフトウェアツールの税関職員による使用のための技術承認」

第2部

品目別輸入手続き

④食肉 (HS 0201-0210)

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	TR CU 021/2011「食品の安全性」（2011年12月9日付関税同盟委員会決定第880号） TR CU 034/2013「食肉・同製品の安全性」（2013年10月9日付EEU評議会決定第68号）
発行証明書類	適合宣言書（ロシア法令で規定されたもの）
所管官庁・発行者	認証機関（連邦認証局へ登録）
鑑定機関	認定試験場
申請者	輸入者（製造者の委任に基づく）
申請に必要な書類・情報	<p>関税同盟/EEUの技術規制への適合宣言書の作成に当たり、申請者は定められた一連の文書を認証機関に提供する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - IFNSへの登録文書 - 定款 - 製造に関するルール文書 - 使用文書 - 製造業者の管理システムの証明書（ある場合） - 実施された試験に関する情報（もしあれば） - 外国製造業者の代理となる申請者との契約（申請者はEEU域内で登記された法人のみのため）

④食肉 (HS 0201-0210)

試験用サンプル送付の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの日数	本レポート第1部参照
手続費用 (目安)	初回15,000ルーブル (追加11,000ルーブル) (スキーム3dの場合)
その他要件	なし
出所 (URL)	製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx

2-2 国家登録 不要

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「EEUにおける衛生措置の適用」
発行証明書類	なし
所管官庁・発行者	連邦消費者権利保護・福利監督局
鑑定機関	連邦消費者権利保護・福利監督局
申請者	なし
申請に必要な書類・情報	なし
試験用サンプル送付の要否	なし
申請から取得までの日数	なし
手続費用 (目安)	なし
その他要件	連邦消費者権利保護・福利監督局には輸入品の衛生防疫監理を実施する権限が与えられている
出所 (URL)	https://rospotrebnadzor.ru/

2-4 表示・マーキング

法的根拠	TR CU 021/2011「食品の安全性」(2011年9月12日付関税同盟委員会決定第880号) TR CU 022/2011「食品のラベリング」 TR CU 005/2011「包装材の安全性」 2012年12月27日付連邦税関局書簡第01-11/64925号 TR CU 034/2013「食肉・同製品の安全性」(p.p.107-126部分)
------	---

④食肉 (HS 0201-0210)

記載事項	<p>屠殺・食肉製品が流通に出される前に、EACマークのラベリングが行われる。</p> <p>これらの技術規則、関税同盟技術規則の要件に合致した評価（確認）に合格した屠殺・食肉製品には流通が有効となり、EACマークを付す。</p> <p>包装されていない屠殺・食肉製品のEACマーキングは、出荷書類に付される。</p> <p>輸送用の包装材に直接入れられている屠殺・食肉製品については、各輸送パッケージもしくは出荷書類用に添付される形で、輸送包装、ラベル、リーフレットにEACマークが付される。</p>
言語	情報はロシア語および（関税同盟加盟国による規定がある場合）各国言語で記載
発行者	輸入者
その他要件	なし
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可

輸入ライセンス・許可の要否	製品の輸出入ライセンス・許可
法的根拠	1996年10月31日付連邦政府決定第1299号
発行証明書類	工業商務省のライセンス、連邦動植物検疫監督局の輸入許可
所管官庁・発行者	経済発展省、産業商務省、連邦動植物検疫監督局
鑑定機関	産業商務省
申請者	輸入者
申請に必要な書類・情報	申請書の電子コピーは「特定種類製品の輸出入ライセンスの申請書の作成・ライセンス作成に関する指示」（2014年11月6日付EEC理事会決定第199号）に従って作成・記入される。
試験用サンプル送付の要否	なし
申請から取得までの日数	45日間
手続費用（目安）	12万ルーブル
その他要件	ロシアへ輸出する場合は、生産国の加工施設が連邦動植物検疫監督局（ロスセリホズナドゾル）による評価を受けなければならない。加工施設はロスセリホズナドゾルに申請を出し、同局による決定を待つ（ロスセリホズナドゾルは加工施設の視察を実施するか、書類に基づき、輸入許可を下す）。
出所（URL）	http://minpromtorg.gov.ru http://www.non-tariff.gov.ru/?node=235&mode=Article&oid=1474&action=SiteView

④食肉 (HS 0201-0210)

2-6 その他提出が必要な文書・情報、手続き

法的根拠	2010年6月18日付関税同盟委員会決定第317号「EEUにおける獣疫措置の適用」 2011年6月29日付連邦政府決定第501号「ロシア国境の検問所での国家獣疫監督の実施規則」 2014年11月6日付農業省および連邦税関局規程第393/2154号 2016年12月27日付農業省規程第589号
発行証明書類	輸入許可証
所管官庁・発行者	連邦動植物検疫監督局
鑑定機関	獣疫管理医（通関申告ポスト）
申請者	輸送業者、同代理人
申請に必要な書類・情報	申請者は一連の文書を当局に提出。 - 税関への照会文書 - 検疫対象製品のロット輸入に関する商業、輸送文書 - 輸出国の獣疫検疫証明書原本（国境における獣疫検疫当局による印がついたもの。発行日から最大30暦日有効） - 製品の安全・品質指標の適合宣言書もしくは証明書
試験用サンプル送付の要否	不要
申請から取得までの日数	1日
手続費用（目安）	7,000～13,000ルーブル（一時保税蔵置場との契約に基づく）
その他要件	なし
出所（URL）	https://www.fsvps.ru http://www.customs.ru http://fsvps.ru/fsvps/laws/class/20/69

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定） 参照
物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）。ただし、特定品目には10%を適用（4.特記事項を参照）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算

④食肉 (HS 0201-0210)

出所 (URL)	<p>EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/</p>
----------	--

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる
備考2-5	<p>ロシアに輸入される食肉に関する関税割当量は、第3国を原産地とする特定の農産品輸入規制措置の元、一定量（数量もしくは価格）の食肉を輸入する際に、一定期間、EEU対外共通関税に比べ、低税率の関税を適用する。</p> <p>規程された一定量（クォータ）を超えてロシアに輸入される製品は、EEU対外共通関税が適用される。クォータは、ロシア経済発展省によるオークションを通じてロシアにおいて、配分される。（オークションを通じて）獲得した数量については、ロシア産業商務省にて輸入許可を取得する必要がある。次年分のオークションは当該年末に実施される。産業商務省のライセンス料は12万ルーブルで、取得までに30日以上を要する。</p>
備考3-1	2004年12月31日付連邦政府決定第908号「付加価値税10%が適用される食品・児童用製品の種類コードリスト」

②食肉加工品 (HS 1601-1602)

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017 許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/ ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	TR CU 021/2011「食品の安全性」（2011年12月9日付関税同盟委員会決定第880号） TR CU 034/2013「食肉・同製品の安全性」（2013年10月9日付EEU評議会決定第68号）
発行証明書類	適合宣言書（ロシアの法令に規定されたもの）
所管官庁・発行者	認証機関（連邦認証局へ登録）
鑑定機関	認定試験場
申請者	輸入者（製造者の委任に基づく）

②食肉加工品 (HS 1601-1602)

申請に必要な書類・ 情報	関税同盟/EEUの技術規制への適合宣言書の作成に当たり、申請者は定められた一連の文書を認証機関に提供する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> - IFNSへの登録文書 - 定款 - 製造に関するルール文書 - 使用文書 - 製造業者の管理システムの証明書（ある場合） - 実施された試験に関する情報（もしあれば） - 外国製造業者の代理となる申請者との契約（申請者はEEU域内で登記された法人のみのため）
試験用サンプル送付 の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの 日数	本レポート第1部参照編参照
手続費用（目安）	初回15,000ルーブル（追加11,000ルーブル）（スキーム3dの場合）
その他要件	なし
出所（URL）	製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx

2-2 国家登録 不要

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「EEUにおける衛生措置の適用」
発行証明書類	なし
所管官庁・発行者	連邦消費者権利保護・福利監督局
鑑定機関	連邦消費者権利保護・福利監督局
申請者	なし
申請に必要な書類・ 情報	なし
試験用サンプル送付 の要否	なし
申請から取得までの 日数	なし

②食肉加工品 (HS 1601-1602)

手続費用 (目安)	なし
その他要件	連邦消費者権利保護・福利監督局には輸入品の衛生防疫監理を実施する権限が与えられている
出所 (URL)	https://rospotrebnadzor.ru/

2-4 表示・マーキング

法的根拠	TR CU 021/2011「食品の安全性」(2011年9月12日付関税同盟委員会決定第880号) TR CU 022/2011「食品のラベリング」 TR CU 005/2011「包装材の安全性」 2012年12月27日付連邦税関局書簡第01-11/64925号 TR CU 034/2013「食肉・同製品の安全性」(p.p.107-126部分)
記載事項	食品に関する情報は、銘、数字、記号、および (または) それらの組み合わせの形で、消費包装材、輸送用包装材などに付される。 1) 食品名、2) 成分、3) 分量、4) 製造日、5) 消費期限、6) 保存条件 (開封後も含む。メーカーもしくは、技術規則が規定したもの)、7) 製造者名・住所 (必要に応じ、管轄当局の名称、輸入者名・住所)、8) 推奨事項、使用制限事項、9) 栄養価、10) 遺伝子組換え作物を使用して得られた食品成分の存在に関する情報、11) 関税同盟加盟国での流通に必要な統一マーク
言語	情報はロシア語および (関税同盟加盟国による規定がある場合) 各国言語で記載
発行者	輸入者
その他要件	なし
出所 (URL)	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

2-6 その他提出が必要な文書・情報、手続き

法的根拠	2010年6月18日付関税同盟委員会決定第317号「EEUにおける獣疫措置の適用」 2011年6月29日付連邦政府決定第501号「ロシア国境の検問所での国家獣疫監督の実施規則」 2014年11月6日付農業省および連邦税関局規程第393/2154号 2016年12月27日付農業省規程第589号
発行証明書類	輸入許可証
所管官庁・発行者	連邦動植物検疫監督局
鑑定機関	獣疫管理医 (通関申告ポスト)
申請者	輸入者 (製造者から委任を受けた者)

②食肉加工品 (HS 1601-1602)

申請に必要な書類・情報	申請者は一連の文書を当局に提出。 - 税関への照会文書 - 検疫対象製品のロット輸入に関する商業、輸送文書 - 輸出国の獣疫検疫証明書原本（国境における獣疫検疫当局による印がついたもの。発行日から最大30暦日有効） - 製品の安全・品質指標の適合宣言書もしくは証明書
試験用サンプル送付の要否	不要
申請から取得までの日数	1日
手続費用（目安）	7,000～13,000ルーブル（一時保税蔵置場との契約に基づく）
その他要件	なし
出所（URL）	https://www.fsvps.ru

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定）参照
物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）。ただし、特定品目には10%を適用（4.特記事項を参照）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる
備考3	2004年12月31日付連邦政府決定第908号「付加価値税10%が適用される食品・児童用製品の種類コードリスト」

③野菜・果物（HS 07、0803-0810）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017 許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/ ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	TR TC 021/2011「食品の安全性」（2011年12月9日付関税同盟委員会決定第880号）
発行証明書類	適合宣言書（ロシアの法令に規定されたもの）
所管官庁・発行者	認証機関（連邦認証局へ登録）
鑑定機関	認定試験場
申請者	輸入者（製造者の委任に基づく）
申請に必要な書類・情報	<p>関税同盟/EEUの技術規制への適合宣言書の作成に当たり、申請者は定められた一連の文書を認証機関に提供する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - IFNSへの登録文書 - 定款 - 製造に関するルール文書 - 使用文書 - 製造業者の管理システムの証明書（ある場合） - 実施された試験に関する情報（もしあれば） - 外国製造業者の代理となる申請者との契約（申請者はEEU域内で登記された法人のみのため）

③野菜・果物（HS 07、0803-0810）

試験用サンプル送付の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの日数	5日以上
手続費用（目安）	15,000ルーブル以上（契約に基づく）
その他要件	なし
出所（URL）	製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx

2-2 国家登録

法的根拠	2013年9月23日付連邦政府決定第839号「環境への放出を目的とした遺伝子組み換え生物、同生物を使用・含有する製品の国家登録（ロシアに輸入された製品を含む）」
発行証明書類	国家登録証明書
所管官庁・発行者	連邦消費者権利保護・福利監督局
鑑定機関	認証機関（連邦認証局へ登録）
申請者	技術規則要件を満たし、関税同盟加盟国域内で流通させる、メーカーから承認された者、輸入者、ディストリビューター
申請に必要な書類・情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製品製造に関する技術文書・標準参照（技術要件を登録が必要） 2. 製造者による製品品質と安全性基準への合致に関する通知 3. 包装材サンプル 4. 使用文書。 5. 製品の成分中の特定生理活性物に関する文書 6. 製品中の遺伝子組み換えおよびトランスジェニック成分、農薬の存在に関する申請書 7. 試験のためのサンプリング方法 8. 検査のアクト・プロトコール（登録製品に関する科学・応用材料） 9. 食品添加物、消毒剤、化粧品が人間の健康にとって安全であることを確認する生産国の保健当局によって発行された証明書 10. 関税同盟領域への製品の合法的な輸入を確認する税関文書のコピー 11. 毒物検査の実施・結果を示す文書（殺虫剤、家庭用化学物質、農薬） 12. 製品供給契約書
試験用サンプル送付の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの日数	7日以上

③野菜・果物（HS 07、0803-0810）

手続費用（目安）	5,000ルーブル以上
その他要件	なし
出所（URL）	https://rospotrebnadzor.ru/

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	SanPiN2.3.2.1078-01「食品の安全性と栄養価に関する衛生要件」 2010年5月28日付第299号「ユーラシア経済同盟における衛生措置の適用」 2010年6月18日付関税同盟委員会決定第318号 2019年1月19日付連邦動植物検疫監督局書簡第FS-NV-3/886号
発行証明書類	関税同盟域内に初めて輸入される国家登録証明書の発給に関する国家登録は、関税同盟域内への輸入までに実施する。
所管官庁・発行者	連邦動植物検疫監督局
鑑定機関	認定試験所
申請者	輸入者（製造者の委任に基づく）
申請に必要な書類・情報	1. 製品製造に関する技術文書・標準参照（技術要件を登録が必要） 2. 製造者による製品品質と安全性基準への合致に関する通知 3. 包装材サンプル 4. 使用文書。 5. 製品の成分中の特定生理活性物に関する文書 6. 製品中の遺伝子組み換えおよびトランスジェニック成分、農薬の存在に関する申請書 7. 試験のためのサンプリング方法 8. 検査のアクト・プロトコール（登録製品に関する科学・応用材料） 9. 食品添加物、消毒剤、化粧品が人間の健康にとって安全であることを確認する生産国の保健当局によって発行された証明書 10. 関税同盟領域への製品の合法的な輸入を確認する税関文書のコピー 11. 毒物検査の実施・結果を示す文書（農薬、家庭用化学物質、農薬用） 12. 製品供給契約書
試験用サンプル送付の要否	輸入通関時にサンプル採取を実施
申請から取得までの日数	1日
手続費用（目安）	13,000ルーブル以上（契約に基づく）
その他要件	なし

③野菜・果物 (HS 07、0803-0810)

出所 (URL)	https://rospotrebnadzor.ru/ https://www.fsvps.ru/
----------	--

2-4 表示・マーキング

法的根拠	<p>GOST R 51074-2003「食品、消費者向けの情報、一般的な要件」 TR CU 021/2011「食品の安全性」(2011年12月9日関税同盟委員会決定第880号) TR CU 022/2011「食品のラベル表示」(2011年12月9日付関税同盟委員会決定第881号)</p>
記載事項	<p>情報は、各製品ユニットの消費包装材の上で都合のよい、読みやすい場所に記載される。もし、消費包装材上に必要なテキストを載せることができない場合、食品を特徴付ける情報、または、生産者の裁量で各ユニットもしくはグループの包装材への文書を添付する形でもよい。セットで販売される場合も、各ユニットの包装材に情報を掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> -製品名、生産者の名称・住所 (国名を含む登記上住所、住所が法的住所と一致しない場合)、製造者へのクレームを受けるロシア国内の組織の名前・住所 (ある場合) -生産者の商標 (ある場合) -正味重量または製品重量 -品種 -製品等級 (ある場合) -製品加工の際の特別な方法の表示 (必要な場合) -広告の性格に関する情報 (必要な場合) -採集日・梱包日 -保護された土壌で栽培 (保護された土壌で栽培された製品の場合) -保管条件 (必要な場合) -製品識別文書 -適合確認情報 -遺伝子組み換え生物 (GMO) の含有に関する情報 (基準を超える量の遺伝子組み換え成分が含有されている場合)
言語	輸入国の言語 (ロシア語)
発行者	輸入者
その他要件	なし
出所 (URL)	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

2-6 その他提出が必要な文書・情報、手続き

法的根拠	<p>2016年11月30日付EEU評議会決定第157号「EEU関税域内および関税国境における検疫製品・対象物に対する統一植物検疫要件」 2019年3月29日付EEC評議会決定第31号 (EEU関税域内および関税国境における製品にに対する統一検疫植物要件の変更) 2010年9月22日付連邦消費者権利保護・福利監督局書簡第01/13620-0-23号「関税同盟の統一衛生規則への商品の適合の確認」 2011年6月29日連邦政府決定第501号「ロシア国境のチェックポイントでの国家植物検疫管理 (監督) の実施規則」</p>
------	--

③野菜・果物 (HS 07、0803-0810)

発行証明書類	植物検疫管理証書
所管官庁・発行者	連邦動植物検疫監督局、連邦税関局
鑑定機関	植物検疫管理医 (通関申告ポスト)
申請者	輸送業者、同代理人
申請に必要な書類・情報	申請者は一連の文書を当局に提出。 - 税関への照会文書 - 検疫対象製品のロット輸入に関する商業、輸送文書 - 輸出国の植物検疫証明書原本 (国境における植物検疫当局による印がついたもの。発行日から最大30暦日有効) - 製品の安全・品質指標の適合宣言書もしくは証明書
試験用サンプル送付の要否	不要
申請から取得までの日数	1日
手続費用 (目安)	13,000ルーブル (一時保税蔵置場との契約に基づく)
その他要件	なし
出所 (URL)	https://www.fsvps.ru http://www.customs.ru http://fsvps.ru/fsvps/laws/class/20/69

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号 (2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定) 参照
物品税	対象外
付加価値税 (VAT)	20% (通関申告価格 + 関税額をベースに計算)。ただし、特定品目には10%を適用 (4.特記事項を参照)
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算

③野菜・果物 (HS 07、0803-0810)

出所 (URL)	<p>EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/</p>
----------	--

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる。
備考2-2 (1)	<p>製品の安全性を確認する文書を発行に向け、関税同盟技術規則で別段の定めがない限り、以下の文書を提出する。</p> <p>1) EEU関税地域で製造された製品の場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 申請書 - 製品の製造基準（規格、技術条件、規則、技術指示、仕様、配合、組成に関する情報）に関する文書コピー（製造者によって認証されたもの） - 製造品（製品サンプル）が、製造要件を満たしていることを示す製造者による書面通知（品質証明書コピー、安全（品質）データシート、製造者によって認証された品質証明書、製造者のレターのうちいずれか1種類） - 管理対象商品（指示、マニュアル、規制、推奨事項）の適用（操作、使用）に関する製造者の文書、または申請者による認証コピー（ある場合） - 管理対象商品のラベル（包装）・同レイアウトのコピー（申請者によって認証されたもの） - 栄養補助食品の特定活性（未知の成分を含む薬剤、非公式処方）に関する文書コピー（申請者によって認証されたもの） - サンプル証明書 - 食品中の遺伝子組み換え（トランスジェニック）生物、ナノ材料、ホルモン、農薬の存在に関する製造者の宣言書 - 調査（テスト）プロトコル（衛生検査証明書）、科学レポート、専門家の結論書（意見書） - 統一法人国家登録簿または統一個人事業主国家登録簿の謄本（オプション） <p>上記文書の正確性に対する責任は申請者が負う。</p>

③野菜・果物 (HS 07, 0803-0810)

備考2-2 (2)	<p>2) EEU関税地域外で製造された管理対象品の場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 申請書 - 製品の製造基準（規格、技術条件、規則、技術指示、仕様、配合、組成に関する情報）に関する文書コピー（国家登録された国の法律に従って認証されたもの） - 食品中の遺伝子組み換え（トランスジェニック）生物、ナノ材料、ホルモン、農薬の存在に関する製造者の宣言書 - 管理対象商品（指示、マニュアル、規制、推奨事項）の適用（操作、使用）に関する製造者の文書、または申請者による認証コピー（ある場合） - 製造品（製品サンプル）が、製造要件を満たしていることを示す製造者による書面通知（品質証明書コピー、安全（品質）データシート、分析証明書、国家登録された国の法律に従った認証された自由販売証明書、製造者のレター-うちのいずれか1種類） - 製品ラベル（包装）のコピー（申請者によって認証されたもの） - 栄養補助食品の特定活性（未知の成分を含む薬剤、非公式処方）に関する文書コピー（国家登録された国の法律に従って認証されたもの） - 薬物の毒性学的特性（農薬、植物保護・成長剤など）に関する文書のオリジナルまたはコピー（国家登録された国の法律に従って認証されたもの） - 安全が確認され、自由流通が許可されている栄養補助食品、消毒剤（害虫、駆除剤）、化粧品が生産される国の公衆衛生当局（他の行政当局）の文書コピー（登録されている国の法律に従って認証されたもの）もしくは当該書類の作成が不要である製造者による情報 - 調査（テスト）プロトコル（衛生検査証書）、科学レポート、専門家の結論書（意見書） - EEU関税領域への規制対象製品のサンプル輸入を確認する文書コピー（国家登録された国の法律に従って認証されたもの） <p>製造者が準備する文書の外国語への翻訳は、国家登録された国の法律に従って認証されなくてはならない。上記文書の正確性に対する責任は申請者が負う。</p>
備考3	10%が適用される対象品目リストは2004年12月31日付連邦政府決定第908号を参照

④米 (HS 1006)

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017 許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/ ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	TR CU 015/2011「穀物の安全性」 TR CU 021/2011「食品の安全性」（2011年12月9日付関税同盟委員会決定第880号）
発行証明書類	適合宣言書
所管官庁・発行者	申請者（連邦認証局へ登録）
鑑定機関	認定試験所
申請者	輸入者（製造者の委任に基づく）

④米 (HS 1006)

申請に必要な書類・ 情報	<p>関税同盟/EEUの技術規制への適合宣言書の作成に当たり、申請者は定められた一連の文書を認証機関に提供する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - IFNSへの登録・登録に関する文書 - 定款 - 製造に関するルール文書 - 使用文書 - 製造業者の管理システムの証明書（ある場合） - 実施された試験に関する情報（もしあれば） - 外国製造業者の代理となる申請者との契約（申請者はEEU域内で登記された法人のみのため）
試験用サンプル送付 の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの 日数	3～5日
手続費用（目安）	1本目6,000～15,000ルーブル（2本目以降は5,000～9,000ルーブル）
その他要件	穀物・同加工品、小麦粉、ベーカリー、パスタの品質証明書は通関申告手続き時には不要
出所（URL）	<p>製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx</p>

2-2 国家登録 不要

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「EEUでの衛生措置の適用」
発行証明書類	関税同盟域内に初めて輸入される国家登録証明書の発給に関する国家登録は、関税同盟域内への輸入までに実施する。
所管官庁・発行者	連邦消費者権利保護・福利監督局
鑑定機関	証明書発給機関
申請者	技術規則要件を満たし、関税同盟加盟国域内で流通させる、メーカーから承認された者、輸入者、ディストリビューター

④米 (HS 1006)

申請に必要な書類・ 情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製品製造に関する技術文書・標準参照（技術要件を登録が必要） 2. 製造者による製品品質と安全性基準への合致に関する通知 3. 包装材サンプル 4. 使用文書 5. 製品の成分中の特定生理活性物に関する文書 6. 製品中の遺伝子組み換えおよびトランスジェニック成分、農薬の存在に関する申請書 7. 試験のためのサンプリング方法 8. 検査のアクト・プロトコール（登録製品に関する科学・応用材料） 9. 食品添加物、消毒剤、化粧品が人間の健康にとって安全であることを確認する生産国の保健当局によって発行された証明書 10. 関税同盟領域への製品の合法的な輸入を確認する税関文書のコピー 11. 毒物検査の実施・結果を示す文書（殺虫剤、家庭用化学物質、農薬） 12. 製品供給契約書
試験用サンプル送付 の要否	不要
申請から取得までの 日数	1.5～3カ月
手続費用（目安）	初回40,000～150万ルーブル（追加30,000～100万ルーブル）
その他要件	不要
出所（URL）	https://www.rospotrebnadzor.ru

2-4 表示・マーキング

法的根拠	<p>TR CU 022/2011「ラベル表示の観点からの食品」 2011年12月9日付関税同盟委員会決定第880号「食品安全に関する関税同盟技術規則の採択」 2012年12月27日付ロシア連邦税関局書簡第01-11/64925号</p>
記載事項	<ol style="list-style-type: none"> 1) 食品の名称、 2) 食品の成分（本技術規則第4.4項7項に規定されている場合、特定の種類の食品に関する関税同盟の技術規則で別途規定されている場合を除く） 3) 分量 4) 製造日 5) 消費期限 6) 保管条件（特定の種類の食料品について、製造業者もしくは関税同盟技術規則で規定された食料品の保管条件。パッケージ開封後の保管条件も含む） 7) 食品製造者の名称・住所、もしくは、個人事業主の製造者の場合の姓、名、父称、住所（関税同盟技術規則によって規定されている場合、製造者の代理人の名称、住所、輸入者の名称・住所、もしくは個人事業主の輸入者の姓、名前、父称、住所） 8) 推奨事項、および（または）使用上の制限事項（推奨事項または使用制限外での使用した場合の消費者の健康や食品の味覚特性の低下・損失が生じる場合） 9) 食品栄養価の指標 10) 遺伝子組み換え生物（GMO）を使用して得られた成分の含有に関する情報 11) 関税同盟加盟国域内での統一製品流通マーク

④米 (HS 1006)

言語	情報はロシア語で、かつ、関税同盟加盟国の法律で規程されている場合、同加盟国の言語で表示する必要あり
発行者	輸入者
その他要件	なし
出所 (URL)	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

2-6 その他提出が必要な文書・情報、手続き

法的根拠	2016年11月30日付EEC評議会第157号「EEU関税地域内および関税国境における検疫製品・対象物に対する統一検疫植物検疫要件の承認」 2019年3月29日付EEC評議会決定第31号（EEU関税地域内および関税国境における製品の統一検疫植物検疫要件の変更）
発行証明書類	植物検疫管理証書
所管官庁・発行者	連邦動植物検疫関監督局
鑑定機関	植物検疫管理医（通関申告ポスト）
申請者	輸入者（製造者から委任を受けた者）
申請に必要な書類・情報	申請者は一連の文書を当局に提出。 - 税関への照会文書 - 検疫対象製品のロット輸入に関する商業、輸送書類 - 輸出国の植物検疫証明書原本（国境における植物検疫当局による印がついたもの。発行日から最大30暦日有効） - 穀物製品の安全・品質指標の適合宣言書もしくは証明書
試験用サンプル送付の要否	不要
申請から取得までの日数	1日
手続費用（目安）	6,000～13,000ルーブル（一時保税蔵置場との契約次第）
その他要件	なし
出所 (URL)	https://www.fsvps.ru http://www.customs.ru

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定）参照
----	---

④米 (HS 1006)

物品税	対象外
付加価値税 (VAT)	20% (通関申告価格 + 関税額をベースに計算)。ただし、特定品目には10%を適用 (4.特記事項を参照)
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所 (URL)	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる
備考3	10%が適用される対象品目リストは2004年12月31日付連邦政府決定第908号を参照

⑤乾燥食品（乾麺、カップラーメン、菓子類）（HS 1704、1806、1902、1905）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可・ライセンス http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	TR TC 021/2011「食品の安全性」（2011年12月9日付関税同盟委員会決定第880号） TR TC 029/2012「食品添加物、フレーバー、加工助剤の安全性要求」（2012年7月20日付EEU評議会決定第58号）
発行証明書類	適合宣言書（ロシアの法令に規定されたもの）
所管官庁・発行者	認証機関（連邦認証局へ登録）
鑑定機関	認定試験場
申請者	EEU加盟国の法人・個人事業主

⑤乾燥食品（乾麺、カップラーメン、菓子類）（HS 1704、1806、1902、1905）

申請に必要な書類・情報	申請者は規定された文書一式を認証機関への提出が必要。 署名済みの申請書、IFNSへの登録文書、定款、製品製造に関する規制文書、使用文書、（もし、ある場合）製造者の管理システム証明書、（もし、ある場合）試験実施に関する情報、EEU域内での法令順守に関する確認を含む、外国製造者の機能を実施する申請者との合意、輸入される製品に関する説明（主な特性）。
試験用サンプル送付の可否	必要
申請から取得までの日数	5日以上
手続費用（目安）	契約書に基づく（15,000ルーブル以上）
その他要件	穀物・同加工品の品質証明書、小麦・パン・マカロニ製品の品質証明書の税関への提出は必須ではない
出所（URL）	製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx

2-2 国家登録

法的根拠	2013年9月23日付連邦政府決定第839号「環境への放出を目的とした遺伝子組み換え生物、同生物を使用・含有する製品の国家登録（ロシアに輸入された製品を含む）」
発行証明書類	国家登録証明書
所管官庁・発行者	連邦消費者権利保護・福利監督局
鑑定機関	認証機関（連邦認証局へ登録）
申請者	技術規則要件を満たし、関税同盟加盟国域内で流通させる、メーカーから承認された者、輸入者、ディストリビューター

⑤乾燥食品（乾麺、カップラーメン、菓子類）（HS 1704、1806、1902、1905）

申請に必要な書類・情報	<ol style="list-style-type: none"> 1.製品製造に関する技術文書・標準参照（技術要件を登録が必要） 2.製造者による製品品質と安全性基準への合致に関する通知 3.包装材サンプル 4.使用文書。 5.製品の成分中の特定生理活性物に関する文書 6.製品中の遺伝子組み換えおよびトランスジェニック成分、農薬の存在に関する申請書 7.試験のためのサンプリング方法 8.検査のアクト・プロトコール（登録製品に関する科学・応用材料） 9.食品添加物、消毒剤、化粧品が人間の健康にとって安全であることを確認する生産国の保健当局によって発行された証明書 10.関税同盟領域への製品の合法的な輸入を確認する税関文書のコピー 11.毒物検査の実施・結果を示す文書（殺虫剤、家庭用化学物質、農薬） 12.製品供給契約書
試験用サンプル送付の要否	必要
申請から取得までの日数	7日以上
手続費用（目安）	5,000ルーブル以上
その他要件	特になし
出所（URL）	https://rospotrebnadzor.ru/

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「EEUでの衛生措置の適用」
発行証明書類	関税同盟域内に初めて輸入される国家登録製品証明書の発給に関する国家登録は、関税同盟域内への輸入までに実施する。
所管官庁・発行者	衛生防疫・国民福祉分野の管轄機関が国家登録対象製品に対して実施
鑑定機関	認証機関（適合性評価・確認）。証明書が義務付けられている製品が技術規則要件に合致していることの確認を目的として実施
申請者	技術規則要件を満たし、関税同盟加盟国域内で流通させる、メーカーから承認された者、輸入者、ディストリビューター

⑤乾燥食品（乾麺、カップラーメン、菓子類）（HS 1704、1806、1902、1905）

申請に必要な書類・情報	<ol style="list-style-type: none"> 1.製品製造に関する技術文書・標準参照（技術要件を登録が必要） 2.製造者による製品品質と安全性基準への合致に関する通知 3.包装材サンプル 4.使用文書。 5.製品の成分中の特定生理活性物に関する文書 6.製品中の遺伝子組み換えおよびトランスジェニック成分、農薬の存在に関する申請書 7.試験のためのサンプリング方法 8.検査のアクト・プロトコール（登録製品に関する科学・応用材料） 9.食品添加物、消毒剤、化粧品が人間の健康にとって安全であることを確認する生産国の保健当局によって発行された証明書 10.関税同盟領域への製品の合法的な輸入を確認する税関文書のコピー 11製品供給契約書
試験用サンプル送付の要否	関税同盟域内に製品を輸入する際に行われる
申請から取得までの日数	1日
手続費用（目安）	契約書に基づく（目安13,000ルーブル以上）
その他要件	なし
出所（URL）	https://rospotrebnadzor.ru/

2-4 表示・マーキング

法的根拠	<p>TR TC 021/2011「食品の安全性」（2011年12月9日付関税同盟委員会決定第880号）</p> <p>TR TC 029/2012「食品ラベリングについて」（2011年12月9日付関税同盟委員会決定第881号）</p> <p>2012年12月27日付連邦税関局書簡第01-11/64925号</p>
記載事項	<p>1) 食品名、2) 成分、3) 分量、4) 製造日、5) 消費期限、6) 保存条件（開封後も含む。メーカーもしくは、技術規則が規定したもの）、7) 製造者名・住所（必要に応じ、管轄当局の名称、輸入者名・住所）、8) 推奨事項、使用制限事項、9) 栄養価、10) 遺伝子組換え作物を使用して得られた食品成分の存在に関する情報、11) 関税同盟加盟国での流通に必要な統一マーク</p>
言語	情報はロシア語および（関税同盟加盟国による規定がある場合）各国言語で記載
発行者	輸入者
その他要件	なし
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

⑤乾燥食品（乾麺、カップラーメン、菓子類）（HS 1704、1806、1902、1905）

2-6 その他提出が必要な なし

文書・情報、手続き

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定）参照
物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）。ただし、特定品目には10%を適用（4.特記事項を参照）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額および期間は製品ロットによる異なる

⑤乾燥食品（乾麺、カップラーメン、菓子類）（HS 1704、1806、1902、1905）

備考2-2	<p>製品の安全性を確認する文書を発行に向け、関税同盟技術規則で別段の定めがない限り、以下の文書を提出する。</p> <p>1) EEU関税地域で製造された製品の場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 申請書 - 製品の製造基準（規格、技術条件、規則、技術指示、仕様、配合、組成に関する情報）に関する文書コピー（製造者によって認証されたもの） - 製造品（製品サンプル）が、製造要件を満たしていることを示す製造者による書面通知（品質証明書コピー、安全（品質）データシート、製造者によって認証された品質証明書、製造者のレターのうちいずれか1種類） - 管理対象商品（指示、マニュアル、規制、推奨事項）の適用（操作、使用）に関する製造者の文書、または申請者による認証コピー（ある場合） - 管理対象商品のラベル（包装）・同レイアウトのコピー（申請者によって認証されたもの） - 栄養補助食品の特定活性（未知の成分を含む薬剤、非公式処方）に関する文書コピー（申請者によって認証されたもの） - サンプル証書 - 食品中の遺伝子組み換え（トランスジェニック）生物、ナノ材料、ホルモン、農薬の存在に関する製造者の宣言書 - 調査（テスト）プロトコル（衛生検査証書）、科学レポート、専門家の結論書（意見書） - 統一法人国家登録簿または統一個人事業主国家登録簿の謄本（オプション） <p>上記文書の正確性に対する責任は申請者が負う。</p> <p>2) EEU関税地域外で製造された管理対象品の場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 申請書 - 製品の製造基準（規格、技術条件、規則、技術指示、仕様、配合、組成に関する情報）に関する文書コピー（国家登録された国の法律に従って認証されたもの） - 食品中の遺伝子組み換え（トランスジェニック）生物、ナノ材料、ホルモン、農薬の存在に関する製造者の宣言書 - 管理対象商品（指示、マニュアル、規制、推奨事項）の適用（操作、使用）に関する製造者の文書、または申請者による認証コピー（ある場合） - 製造品（製品サンプル）が、製造要件を満たしていることを示す製造者による書面通知（品質証明書コピー、安全（品質）データシート、分析証明書、国家登録された国の法律に従った認証された自由販売証明書、製造者のレターのうちいずれか1種類） - 製品ラベル（包装）のコピー（申請者によって認証されたもの） - 栄養補助食品の特定活性（未知の成分を含む薬剤、非公式処方）に関する文書コピー（国家登録された国の法律に従って認証されたもの） - 薬物の毒性学的特性（農薬、植物保護・成長剤など）に関する文書のオリジナルまたはコピー（国家登録された国の法律に従って認証されたもの） - 安全が確認され、自由流通が許可されている栄養補助食品、消毒剤（害虫、駆除剤）、化粧品が生産される国の公衆衛生当局（他の行政当局）の文書コピー（登録されている国の法律に従って認証されたもの）もしくは当該書類の作成が不要である製造者による情報 - 調査（テスト）プロトコル（衛生検査証書）、科学レポート、専門家の結論書（意見書） - EEU関税領域への規制対象製品のサンプル輸入を確認する文書コピー（国家登録された国の法律に従って認証されたもの） <p>製造者が準備する文書の外国語への翻訳は、国家登録された国の法律に従って認証されなくてはならない。 上記文書の正確性に対する責任は申請者が負う。</p>
備考3	10%が適用される対象品目リストは2004年12月31日付連邦政府決定第908号を参照

⑥製茶・コーヒー (HS 0901-0903)

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	TR CU 021/2011「食品の安全性について」（2011年12月9日付関税同盟委員会決定第880号、第881号）、 TR CU 029/2012「食品添加物、香料、技術補助手段の安全要件」（2012年7月20日付EEU評議会決定第58号）
発行証明書類	適合宣言書
所管官庁・発行者	申請者（連邦認証局へ登録）
鑑定機関	認定試験所
申請者	輸入者（製造者の委任に基づく）

⑥製茶・コーヒー（HS 0901-0903）

申請に必要な書類・ 情報	関税同盟/EEUの技術規制への適合宣言書の作成に当たり、申請者は定められた一連の文書を認証機関に提供する必要がある。 - IFTSへの登録・登録に関する文書 - 定款 - 製造に関するルール文書 - 使用文書 - 製造業者の管理システムの証明書（ある場合） - 実施された試験に関する情報（もしあれば） - 外国製造業者の代理となる申請者との契約（申請者はEEU域内で登記された法人のみのため）
試験用サンプル送付 の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの 日数	4～5日間
手続費用（目安）	初回15,000ルーブル（追加は11,000ルーブル）（スキーム3dの場合） 初回10,000ルーブル（追加は6,500ルーブル）（スキーム1dの場合）
その他要件	なし
出所（URL）	製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx

2-2 国家登録 不要

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「EEUでの衛生措置の適用」
発行証明書類	なし
所管官庁・発行者	連邦消費者権利保護・福利監督局
鑑定機関	連邦消費者権利保護・福利監督局
申請者	なし
申請に必要な書類・ 情報	なし
試験用サンプル送付 の要否	なし

⑥製茶・コーヒー (HS 0901-0903)

申請から取得までの日数	なし
手続費用 (目安)	なし
その他要件	連邦消費者権利保護・福利監督局には輸入品の衛生防疫調査を実施する権限が与えられている
出所 (URL)	https://www.rospotrebnadzor.ru/

2-4 表示・マーキング

法的根拠	TR CU 022/2011「ラベル表示の観点からの食品」 2011年12月9日付関税同盟委員会決定第880号「食品安全に関する関税同盟技術規則の採択」 2012年12月27日付ロシア連邦税関局書簡第01-11/64925号 2011年7月15日付関税同盟委員会決定第711号
記載事項	1) 食品の名称 2) 食品の成分 (本技術規則第4.4項7項に規定されている場合、特定の種類の食品に関する関税同盟の技術規則で別途規定されている場合を除く) 3) 分量 4) 製造日 5) 消費期限 6) 保管条件 (特定の種類の食料品について、製造業者もしくは関税同盟技術規則で規定された食料品の保管条件。パッケージ開封後の保管条件も含む) 7) 食品製造者の名称・住所、もしくは、個人事業主の製造者の場合の姓、名、父称、住所 (関税同盟技術規則によって規定されている場合、製造者の代理人の名称、住所、輸入者の名称・住所、もしくは個人事業主の輸入者の姓、名前、父称、住所) 8) 推奨事項、および (または) 使用上の制限事項 (推奨事項または使用制限外での使用した場合の消費者の健康や食品の味覚特性の低下・損失が生じる場合) 9) 食品栄養価の指標 10) 遺伝子組み換え生物 (GMO) を使用して得られた成分の含有に関する情報 11) 関税同盟加盟国域内での統一製品流通マーク
言語	情報はロシア語で、かつ、関税同盟加盟国の法律で規程されている場合、同加盟国の言語で表示する必要あり
発行者	輸入者
その他要件	なし
出所 (URL)	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

⑥製茶・コーヒー（HS 0901-0903）

2-6 その他提出が必要な文書・情報、手続き

法的根拠	2000年7月15日付連邦法第99-FZ号「植物検疫について」 2007年3月14日農業省規程第163号「植物検疫および検疫証明書の発行に関する作業」 2011年6月29日連邦政府決定第502号「ロシアの国境通過検問所での植物検疫管理の実施規則」 2011年7月7日付連邦政府決定第557号「動物由良・検疫対象製品の輸入に向けたロシアの国境通過検問所リスト」
発行証明書類	植物検疫管理証書
所管官庁・発行者	連邦動植物検疫関監督局
鑑定機関	植物検疫管理医（通関申告ポスト）
申請者	輸入者（製造者から委任を受けた者）
申請に必要な書類・情報	申請者は一連の文書を当局に提出。 - 税関への照会文書 - 検疫対象製品の輸入ロットの商業、輸送文書 - 輸出国の植物検疫証明書原本（国境における植物検疫当局による印がついたもの。発行日から最大30暦日有効） - 製品の安全・品質指標の適合宣言書もしくは証明書
試験用サンプル送付の要否	不要
申請から取得までの日数	1日
手続費用（目安）	6,000～13,000ルーブル（一時保税蔵置場との契約次第）
その他要件	お茶は3キログラム以下の袋で包装されているもの、コーヒーはインスタントのもの、焙煎し挽いたもの、小売用真空パックで梱包されているものは、植物検疫証明書の取得が不要となる。
出所（URL）	https://www.fsvps.ru/

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定）参照
物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）

⑥製茶・コーヒー（HS 0901-0903）

その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる

⑦ノンアルコール飲料（清涼飲料水）（HS 2201-2202）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	TR CU 021/2011「食品の安全性について」(2011年12月9日付関税同盟委員会決定第880号) TR CU 023/2011「果物・野菜原料のジュース製品の技術規制」(2011年12月9日付関税同盟委員会決定第882号)
発行証明書類	適合宣言書
所管官庁・発行者	申請者（連邦認証局へ登録）
鑑定機関	認定試験所
申請者	輸入者（製造者の委任に基づく）

⑦ノンアルコール飲料（清涼飲料水）（HS 2201-2202）

申請に必要な書類・ 情報	関税同盟/EEUの技術規制への適合宣言書の作成に当たり、申請者は定められた一連の文書を認証機関に提供する必要がある。 - IFNSへの登録・登録に関する文書。 - 定款 - 製造に関するルール文書。 - 使用文書 - 製造業者の管理システムの証明書（ある場合） - 実施された試験に関する情報（もしあれば） - 外国製造業者の代理となる申請者との契約（申請者はEEU域内で登記された法人のみのため）
試験用サンプル送付 の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの 日数	3～5日
手続費用（目安）	初回6,000～15,000ルーブル（追加5,000～9,000ルーブル）
その他要件	なし
出所（URL）	製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx

2-2 国家登録 不要

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「EEUでの衛生措置の適用」、 2010年6月18日付関税同盟委員会決定第318号、2014年5月26日付EEC理事会決定第76号
発行証明書類	なし
所管官庁・発行者	連邦消費者権利保護・福利監督局
鑑定機関	連邦消費者権利保護・福利監督局
申請者	なし
申請に必要な書類・ 情報	なし
試験用サンプル送付 の要否	なし
申請から取得までの 日数	なし
手続費用（目安）	なし

⑦ノンアルコール飲料（清涼飲料水）（HS 2201-2202）

その他要件	連邦消費者権利保護・福利監督には輸入品の衛生防疫調査を実施する権限が与えられている
出所（URL）	https://www.rospotrebnadzor.ru

2-4 表示・マーキング

法的根拠	<p>TR CU 021/2011「食品の安全性」（2011年12月9日付第880号）</p> <p>TR CU 022/2011「食品のラベル表示」（2012年12月25日付EEC理事会決定第294号）（必須要件が定められている製品の輸入手続き）</p> <p>2015年1月27日付EEC情報（食品安全の分野における関税同盟の多くの技術規制の適用について）</p> <p>2013年3月3日付EEC理事会情報（容器入り飲料水の安全性の分野における関税同盟の技術規制の要件について）</p> <p>2013年1月23日付連邦税関局情報（コンプライアンスの必須確認の対象となる製品のリスト）</p> <p>2013年8月28日付連邦政府決定第745号「食品の安全性に関する」技術規制の要件の遵守を監視するための認定機関」</p> <p>2013年12月16日付連邦税関局書簡第14-82/57279号（識別のための輸入食品の強制表示）</p> <p>2015年6月26日付連邦認証局書簡第20710/03-NS号（ロシア連邦での乳糖フリーの乳製品の輸入）</p> <p>2017年3月31日付連邦税関局書簡第14-83/15867号（EEUのHSコードを変更する際の製品の技術規制要件への適合性の評価に関する文書の更新について）</p> <p>TR CU 023/2011「果物および野菜ジュース製品の技術規制」（2011年12月9日関税同盟委員会決定第882号）</p> <p>TR EEU 044/2017「天然ミネラルウォーターを含むパッケージ飲料水の安全性」</p> <p>2012年12月27日付連邦税関局書簡第01-11/64925号</p>
記載事項	<ol style="list-style-type: none"> 1) 食品の名称 2) 食品の成分（本技術規則第4.4項7項に規定されている場合、特定の種類の食品に関する関税同盟の技術規則で別途規定されている場合を除く） 3) 分量 4) 製造日 5) 消費期限 6) 保管条件（特定の種類の食料品について、製造業者もしくは関税同盟技術規則で規定された食料品の保管条件。パッケージ開封後の保管条件も含む） 7) 食品製造者の名称・住所、もしくは、個人事業主の製造者の場合の姓、名、父称、住所（関税同盟技術規則によって規定されている場合、製造者の代理人の名称、住所、輸入者の名称・住所、もしくは個人事業主の輸入者の姓、名前、父称、場所） 8) 推奨事項、および（または）使用上の制限事項（推奨事項または使用制限外での使用した場合の消費者の健康や食品の味覚特性の低下・損失が生じる場合） 9) 本条4.9項の規定に基づく、食品栄養価の指標 10) 遺伝子組み換え生物（GMO）を使用して得られた成分の含有に関する情報 11) 関税同盟加盟国域内での統一製品流通マーク
言語	情報はロシア語で、かつ、関税同盟加盟国の法律で規程されている場合、同加盟国の言語で表示する必要あり
発行者	輸入者
その他要件	なし
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

⑦ノンアルコール飲料（清涼飲料水）（HS 2201-2202）

2-6 その他提出が必要な 不要
 文書・情報、手続き

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定）
物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）。ただし、特定品目には10%を適用（4.特記事項を参照）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる。
備考2-4	2018年4月28日付連邦政府指示第792-r号
備考3	10%が適用される対象品目リストは2004年12月31日付連邦政府決定第908号を参照
その他	強制製品マーキングに該当する特定リスト（実験）が2020年6月1日より開始される

⑧ビール (HS 2203)

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	<p>TR CU 021/2011「食品の安全性」（2011年9月12日付関税同盟委員会決定第880号）</p> <p>TR EAEU 047/2018「アルコール飲料の安全性」（2018年12月5日付EEU評議会決定第98号）</p> <p>TR CU 029/2012「食品添加物、香料、技術的補助手段の安全要件」（2017年7月29日付連邦法第184号「技術規則について」。2017年7月29日に修正）</p>
発行証明書類	適合宣言書
所管官庁・発行者	申請者（連邦認証局へ登録）
鑑定機関	認定試験所
申請者	輸入者（製造者の委任に基づく）

⑧ビール (HS 2203)

申請に必要な書類・ 情報	適合宣言書採択の基礎となる文書と情報には以下が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> - 申請者となる法人・個人事業主の登記情報（番号） - 食品安全管理システムの証明書（同コピー）（スキーム6eの場合） - 契約書（供給契約書）コピー、製品ロットを識別する出荷文書（スキーム4eの場合） - 製造者（外国の製造者含む）と同代理人との契約書（アルコール製品がEEI域内の技術規則要件に準拠と、要件不履行に対する責任を規定したもの） - 適合宣言書の採択の基礎となる申請者が選択した他の文書 - 外国語で作成されたこれらの文書のロシア語への翻訳（EEU加盟国の法律要件がある場合、適合宣言書が登録されている国の言語への翻訳が必要）
試験用サンプル送付 の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの 日数	3～5日
手続費用（目安）	1回目6,000～15,000ルーブル（2回目以降5,000～9,000ルーブル）
その他要件	なし
出所（URL）	製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx

2-2 国家登録 不要

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「EEUでの衛生措置の適用」、 2010年6月18日付関税同盟委員会決定第318号
発行証明書類	なし
所管官庁・発行者	連邦消費者権利保護・福利監督局
鑑定機関	連邦消費者権利保護・福利監督局
申請者	なし
申請に必要な書類・ 情報	なし
試験用サンプル送付 の要否	なし
申請から取得までの 日数	なし
手続費用（目安）	なし

⑧ビール (HS 2203)

その他要件	連邦消費者権利保護・福利監督には輸入品の衛生防疫調査を実施する権限が与えられている
出所 (URL)	https://www.rospotrebnadzor.ru

2-4 表示・マーキング

法的根拠	TP CU 022/2011「食品のラベル表示」 2011年9月12日付関税同盟委員会決定第880号「食品の安全性」 2012年12月27日付連邦税務局書簡第01号-11/64925号 2017年7月25日付連邦税関局書簡第14-40/40246号
記載事項	1) 醸造所名 2) 購入者からのクレームを受け付ける製造者および製造者の代理組織の名称・住所（国名含む） 3) 登録商標（ある場合） 4) 完成品の体積におけるエチルアルコールの割合 5) 成分（質量分率を減らす成分のリスト） 6) 製造日および消費期限 7) 体積 8) 保存条件 9) 栄養価 10) 適合確認に関する情報（製品が連邦法に準拠していることの確認するもの） 11) 警告情報（「ビールの過剰消費の危険性についての警告」。大文字かつ太字で明確で読みやすい最大サイズのフォントを適用。行間がフォントの高さを超えず、消費包装またはラベル側面の少なくとも20%を占めること） 12) 生産プロセスで使用される食品添加物の名称、遺伝子組み換え生物を使用して得られた成分の含有情報（同成分の含有量が0.9パーセントを超える場合）
言語	情報はロシア語で、かつ、関税同盟加盟国の法律で規程されている場合、同加盟国の言語で表示する必要あり
発行者	輸入者
その他要件	醸造製品のラベルには、同製品や製造者が受賞した賞などに関する追加情報が含まれる場合あり
出所 (URL)	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

2-6 その他提出が必要な 不要

文書・情報、手続き

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定）
物品税	2018年8月3日付連邦法第301-FZ号「ロシア税法の変更。物品税対象製品・税率リスト含む）： 1リットル39ルーブル（エチルアルコール含有量8.6%以上） 1リットル21ルーブル（エチルアルコール含有量8.6%以下）
付加価値税 (VAT)	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）

⑧ビール (HS 2203)

その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所 (URL)	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる

⑨アルコール飲料（ビール除く）（HS 2204-2208）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	TR CU 047/2018「アルコール製品の安全性」 TR CU 005/2011「包装の安全性」 TR CU 021/2011「食品の安全性」（2011年12月9日付関税同盟委員会決定第880号）
発行証明書類	適合宣言書
所管官庁・発行者	申請者（連邦認証局へ登録）
鑑定機関	認定試験所
申請者	EEU加盟国の法人・個人事業主

⑨アルコール飲料（ビール除く）（HS 2204-2208）

申請に必要な書類・ 情報	関税同盟/EEUの技術規制への適合宣言書の作成に当たり、申請者は定められた一連の文書を認証機関に提供する必要がある。 - IFNSへの登録・登録に関する文書。 - 定款 - 製造に関するルール文書。 - 使用文書 - 製造業者の管理システムの証明書（ある場合） - 実施された試験に関する情報（もしあれば） - 外国製造業者の代理となる申請者との契約（申請者はEEU域内で登記された法人のみのため）
試験用サンプル送付 の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの 日数	3～5日
手続費用（目安）	1回目6,000～15,000ルーブル（2回目以降5,000～9,000ルーブル）
その他要件	なし
出所（URL）	製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx

2-2 国家登録 不要

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「EEUでの衛生措置の適用」
発行証明書類	なし
所管官庁・発行者	連邦消費者権利保護・福利監督局
鑑定機関	連邦消費者権利保護・福利監督局
申請者	なし
申請に必要な書類・ 情報	なし
試験用サンプル送付 の要否	なし
申請から取得までの 日数	なし
手続費用（目安）	なし
その他要件	連邦消費者権利保護・福利監督には輸入品の衛生防疫調査を実施する権限が与えられている
出所（URL）	https://rospotrebnadzor.ru/

⑨アルコール飲料（ビール除く）（HS 2204-2208）

2-4 表示・マーキング

法的根拠	<p>2006年4月10日付連邦税関局指示第130-r号「物品税マークの対象となるアルコール製品のHSコードに準拠したコードリスト」（完成品のエチルアルコール含有量9%以上の物品税マーキング） 2011年12月9日関税同盟委員会決定第880号「食品の安全性」 2012年12月27日付連邦税関局書簡第01-11/64925号</p>
記載事項	<p>a) アルコール飲料の名称。同名称は、ラテンアルファベット文字でさらに示される場合あり（「シャンパン」、「コニャック」、「カルヴァドス」を除く）。「シャンパン」、「コニャック」、「カルヴァドス」という言葉は、それぞれの地理的地域のアルコール飲料メーカーのみがラテンアルファベット文字で示すことが可能</p> <p>b) 製造者名・住所（法人住所、国名含む）、EEU域内に登記されうアルコール飲料に関する消費者からのクレームを受けるを製造者が承認した組織の名称と住所（もしある場合）、輸入者の名称・住所（第三国からEEUに輸入されたアルコール製品）。EEU域外のアルコール飲料の製造者の住所は、ラテンアルファベットとアラビア数字、またはアルコール飲料の製造者の所在国の言語（ロシア語で国の名前表示した場合）で示される</p> <p>c) エチルアルコールの体積分率（強度）（%）。醸造・ワイン製品は、強度下限（「下回らない」）が示される場合あり</p> <p>d) 消費包装単位の体積（l, dm, cl, mlなどEEU技術規則参照）</p> <p>e) 糖分の質量濃度（g/dm, g/l, g/100などEEU技術規則参照）。苦味、芳香剤、砂糖の質量濃度によって分類されるワイン製品（エクストラブリュット、ブリュット、ドライ、セミドライ、セミスイート、スイート）、エチルアルコールの体積分率が36%を超えるワイン製品、その他レシピで砂糖が用いられないアルコール製品について砂糖濃度を示さない。芳香剤は、総抽出物の質量濃度を表示。醸造製品の場合、糖の質量濃度の表示は必要なし</p> <p>f) 成分（質量分率の低い順に成分のリスト＜ワイン、リキュールワイン、スパークリングワイン、パールスパークリングワイン、炭酸ワイン、フルーツワイン、コニャック、ブランデー、フルーツブランデー、ウイスキー、ラム酒、1種類の原料から作られるアルコール飲料を除く＞）。ワイン品種については、それらが作られているブドウ品種を示す。ウォッカの場合、使用される精留エチルアルコールのグレード、ウォッカの香りと味に影響する成分のリスト</p> <p>g) フルーツワイン、フルーツワイン飲料、フルーツサイダー、フルーツウォッカ、フルーツブランデー、製造されるフルーツの種類</p> <p>h) 熟成ワインおよびコレクションワインの場合：収穫年、コレクションスパークリングワインおよび高品質スパークリングワインの場合：流通年月</p> <p>i) 高品質のスパークリングワイン（スパークリンググレープシャンパンワイン）の場合：生産方法（クラシックまたはリザーバー）</p> <p>j) コニャック、ブランデー、高品質ブランデー、カルヴァドス、フルーツブランデー、ウイスキー、ラム酒：蒸留物の熟成時間</p> <p>l) ビールと、ビール・同飲料に基づいて作られた飲み物：タイプ、加工方法、非ろ過に関する情報、抽出率（ビール向け。%）、実際の抽出物（ビール飲料向け。%）</p> <p>m) 製造日（瓶詰め、製造、設計）、消費期限。製造者が保存期間を無期限と設定しているアルコール飲料は「保存条件が満たされていれば、消費期限は制限されない」と記載すること</p> <p>m) 保管条件。アルコール飲料を腐敗から保護する包装を開けた後でも、製品の品質・安全性が変わらない場合、開封後の保管条件を示さなくてもよい</p> <p>o) 警告文（「過度の飲酒は健康に有害」）の記載。大文字で表示され、読みやすい最大サイズのフォントで、カウンターラベル、ラベル、消費包装範囲の10%以上を占めること</p> <p>o) 生産プロセスで使用される食品添加物の名前（生産プロセスに機能的に必要であり、完成したアルコール製品の成分に含まれない食品添加物を除く）、遺伝子組み換え生物を使用して得られた成分の含有に関する情報</p> <p>p) 製品の適合性評価に関する情報（製品の統一流通マーク）</p>

⑨アルコール飲料（ビール除く）（HS 2204-2208）

言語	情報はロシア語で、かつ、関税同盟加盟国の法律で規程されている場合、同加盟国の言語で表示する必要あり。
発行者	輸入者
その他要件	EEUにおける製品流通統一マークは、アルコール飲料の消費期限内に、シャープで鮮明な画像用いた任意の方法でアルコール飲料の消費者包装に貼り付けたり、出荷書類に記載。タンクに入ったアルコール製品の場合、出荷文書上に統一マークの記載することが許可される
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可

法的根拠	1995年11月22日付連邦法第171-Φ3「エチルアルコール、アルコール、スピリッツ含有製品の生産・流通の国家規則、および、アルコール製品の消費（飲料）制限」
発行証明書類	エチルアルコール、アルコール、スピリッツ含有製品の生産・流通活動ライセンス
所管官庁・発行者	連邦アルコール市場規制局
鑑定機関	連邦アルコール市場規制局
申請者	輸入者
申請に必要な書類・情報	2013年12月27日付連邦アルコール市場規制局規程第335号行政規制付録2
試験用サンプル送付の要否	サンプル必須
申請から取得までの日数	90日以内
手続費用（目安）	1995年11月22日付連邦法第171-FZ号第18条2項に基づき、アルコール飲料の購買、保管、供給に関する活動はライセンスの対象となる。 本連邦法第2条7項に基づき、アルコール飲料は、スピリッツ飲料（ウォッカ、コニャックを含む）、ワイン、フルーツワイン、リキュールワイン、スパークリングワイン（シャンパン）、ワインドリンク、ビール、ビール飲料、サイダー、ペリー、蜂蜜酒取れている。 したがって、アルコール製品の購買・保管・供給に関する活動を実施するためのライセンスは、あらゆる種類のアルコール製品の保管・供給を可能とする。 国税基本法第333.33条1項94では、エチルアルコール、アルコール、スピリッツ含有製品の生産・流通に関連する特定活動ライセンスに対する国家手数料を規定している。 アルコール飲料の購買・保管・供給活動ライセンスの発行に対する国家手数料は800,000ルーブル。
その他要件	なし
出所（URL）	http://fsrar.ru/

⑨アルコール飲料（ビール除く）（HS 2204-2208）

2-6 その他提出が必要な 不要

文書・情報、手続き

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定） 参照
物品税	2018年8月3日付連邦法第301-FZ号「ロシア税法の変更。物品税対象製品・税率リスト含む」：1リットル 36ルーブル
付加価値税 (VAT)	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる

⑩調理用刃物（包丁）（HS 8211、8214）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017 許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/ ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	GOST-R 51687-2000「ステンレス鋼製のカトラリーと台所用品。一般仕様」 GOST-R 28390-89「陶器。一般仕様」 2009年12月1日付連邦政府決定第982号
発行証明書類	適合宣言書、安全確認に関する適合証明書
所管官庁・発行者	申請者（連邦認証局へ登録）
鑑定機関	認定試験所
申請者	輸入者（製造者の委任に基づく）

⑩調理用刃物（包丁）（HS 8211、8214）

申請に必要な書類・情報	<p>関税同盟/ユーラシア経済連合技術規則に該当する適合宣言書の作成には、申請者が証明機関に書類一式を提出する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 署名済みの申請書 - IFNSへの登録文書 - 定款 - 製品製造に関する規制文書 - 使用文書 - （もし、ある場合）製造者の管理システム証明書 - （もし、ある場合）試験実施に関する情報 - EEU域内での法令順守に関する確認を含む、外国製造者の機能を実施する申請者との合意書（特にEEU域内での適合を証明するもの）
試験用サンプル送付の可否	サンプル必須
申請から取得までの日数	5～7日
手続費用（目安）	契約次第
その他要件	なし
出所（URL）	<p>製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx</p>

2-2 国家登録 不要

2-3 衛生防疫管理 不要（ただし、EAEU加盟国のいずれかによって一時的に衛生措置が導入される可能性あり）

2-4 表示・マーキング

法的根拠	GOST R 51687-2000「ステンレス鋼製のカトラリーと台所用品。一般仕様」 GOST R 28390-89「陶器。一般仕様」
記載事項	各製品には、鉄の条件に関する記号「ステンレス」、製造者の商標の貼り付けが必要。 製品安全性の確保のため、機械、電気化学などの方法によって図面に示された場所にマーキングを行う。 GOST R 50460-92に準拠する適合マークが付属の文書、ラベルやタグに掲載される。
言語	情報はロシア語で、かつ、関税同盟加盟国の法律で規程されている場合、同加盟国の言語で表示する必要あり
発行者	輸入者（ただし、EEU域内への輸入までに貼り付けが必要）

⑩調理用刃物（包丁）（HS 8211、8214）

その他要件	消費・グループのパッケージには、内部に次のものを含むラベルが必要。 製造者名、商標、住所、製造国名、製品の種類・キットの名称、製品・セットの商品番号（消費者の要求に応じて）、製品（セット）数量、包装・管理番号、梱包日、規格記号
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

2-6 その他提出が必要な 不要
文書・情報、手続き

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定） 参照
物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる

㊤家庭用雑貨（キッチン用品、浴室用品）（HS 3922、3924、3926）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	GOST-R 50962-96 p.p. 3.6.1.;3.8. Table 1(1,2,3,7); 3.9. 関税同盟委員会決定第299号（2010年5月28日付）「ユーラシア経済連合における衛生措置の適用」、「ユーラシア経済連合域内および関税国境における国家衛生防疫監理（管理）下にある統一製品リスト」第1部16項
発行証明書類	適合宣言書
所管官庁・発行者	申請者（連保認証局へ登録）
鑑定機関	認定試験所
申請者	輸入者（製造者の委任に基づく）

㊤ 家庭用雑貨（キッチン用品、浴室用品）（HS 3922、3924、3926）

申請に必要な書類・ 情報	関税同盟/ユーラシア経済連合技術規則に該当する適合宣言書の作成には、申請者が証明機関に書類一式を提出する必要がある。 - 署名済みの申請書 - IFNSへの登録文書 - 定款 - 製品製造に関する規制文書 - 使用文書 - （もし、ある場合）製造者の管理システム証明書 - （もし、ある場合）試験実施に関する情報 - EEU域内での法令順守に関する確認を含む、外国製造者の機能を実施する申請者との合意書（特にEEU域内での適合を証明するもの）
試験用サンプル送付 の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの 日数	5～7日
手続費用（目安）	2万ルーブル以上
その他要件	なし
出所（URL）	製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx

2-2 国家登録 不要

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	「ユーラシア経済連合域内および関税国境における国家衛生防疫監理（管理）下にある統一製品リスト」、2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「EEUでの衛生措置の適用」、2012年6月15日付EEC評議会決定第36号、2014年9月18日付EEC評議会決定第78号、2019年2月22日付EEC評議会決定第8号
発行証明書類	関税同盟域内に初めて輸入される国家登録証明書の発給に関する国家登録は、関税同盟域内への輸入までに実施する
所管官庁・発行者	衛生防疫・国民福祉分野の管轄機関が国家登録製品に対して実施。国家登録証明書は連邦消費者権利保護・福利監督局が発給する
鑑定機関	認証機関（適合性評価・確認）。証明書が義務付けられている製品が技術規則要件に合致していることの確認を目的として実施
申請者	技術規則要件を満たし、関税同盟加盟国域内で流通させる、メーカーから承認された者、輸入者、ディストリビューター

④ 家庭用雑貨（キッチン用品、浴室用品）（HS 3922、3924、3926）

申請に必要な書類・ 情報	1. 技術文書または製品の製造基準の参照文書（技術仕様を登録する必要あり） 2. 製品品質および安全基準への適合に関する製造者による通知文書 3. 包装サンプル 4. 使用文書 5. 製品成分の特定の生物活性に関する文書 6. 製品中の遺伝子組み換えおよびトランスジェニック成分、ならびに農薬の含有に関する宣言書 7. 試験のためのサンプリング法 8. 鑑定証書・記録。製品登録に関する科学・応用材料 9. 食品添加物、消毒剤または化粧品が人間の健康にとって絶対に安全であることを確認する製造国の保健当局によって発行された証明書 10. 関税同盟域内に製品が合法に輸入されたことを証明する通関書類コピー 11. 製品供給契約書
試験用サンプル送付 の要否	サンプル輸入
申請から取得までの 日数	45日以内
手続費用（目安）	契約書に基づく
その他要件	なし
出所（URL）	https://rospotrebnadzor.ru

2-4 表示・マーキング

法的根拠	GOST-R 50962-96 p.p. 3.6.1.;3.8. Table 1(1,2,3,7); 3.9. 関税同盟委員会決定第299号（2010年5月28日付）「ユーラシア経済連合における衛生措置の適用」、 「ユーラシア経済連合域内および関税国境における国家衛生防疫監理（管理）下にある統一製品リスト」第1 部16項
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マーキングは、成形、デカルコマニア、エンボス、印刷、スタンピング、金型への彫刻によって貼り付けられる ・ラベルは明確で簡潔で読みやすいものでなければならない ・各製品には、製造者の商標、もしくは名称、製品の製造元である高分子材料の指定、および二次加工の可能性が記載されているものとする（付録D、図D.1またはD.2） ・付録Dのマーキングを2002年以前に製造されたフォームで製造された製品に適用しないことが許可されている ・食品と接触する製品には、使用可能な食品（低温のもの、高温のもの、粒状のもの、特定の目的、例えば、冷たい飲料水用）など、または付録E、図E.1に従って表示する ・製品表示を損なわない限り、追加のマーキングを行うことは可能 ・グループの容器・箱に同封されたラベルにラベルデータを示すことは許可されている ・消費者容器のラベリングには、製品名（セット）、数量（セット）、製造年月、製造者名・製造国、サプライヤーの社名を含むこと
言語	輸入国の言語（ロシア語）

㊤家庭用雑貨（キッチン用品、浴室用品）（HS 3922、3924、3926）

発行者	輸入者
その他要件	なし
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

2-6 その他提出が必要な
文書・情報、手続き 不要

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定） 参照
物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる
備考2-4	2018年4月28日付連邦政府指示第792号

⑫衣類・靴（日常用、スポーツ用）（HS 61-65）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	TR CU 017/2011「軽工業品の安全性」第10、11条4項 表1「標準化分野の書類リスト」
発行証明書類	統一フォームでの適合宣言書/適合証明書（関税同盟委員会が承認しているもの）
所管官庁・発行者	申請者（連邦認証局へ登録）
鑑定機関	認定試験所（センター）（関税同盟の統一証明・試験所機関登記簿に掲載されているもの）
申請者	製造者によって承認された者、輸入者、販売者

⑫衣類・靴（日常用、スポーツ用）（HS 61-65）

申請に必要な書類・情報	<p>製造業者に委任された者- 輸入者は以下のとおり、本技術規則要件に準拠していることを確認する一連の文書を作成。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 関税同盟加盟国での法人もしくは個人事業主としての登記文書コピー - 軽工業製品のサンプル（標準製品サンプル）のテストレポート（本技術規則要件への準拠を確認するもの。有効期限3年以内。または、最終製品の安全要件がこれらの材料・コンポーネントの安全要件によって確保されている場合、材料・コンポーネントのテストレポート。適合宣言スキームに基づき、製品試験は申請者が自身で認定試験所で選択して実施（関税同盟加盟国の認証機関と試験所に関する統一登録簿を参照） - 生産品質管理システムの適合証明書のコピー（スキーム6d） - 使用文書、技術文書、設計文書、原材料、材料、コンポーネントに関する情報（これらの文書のいずれか） - 軽工業製品の原産地証明書コピー - 契約書（供給契約書）、出荷書類（製品ロット）（スキーム2d、4d） - 本技術規則2項に基づく、軽工業品の識別を実施する製品サンプル（典型的なもの） <p>テストレポートには、以下を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 試験所による証明書発行日・番号 - 試験所名、認定試験所の名称・登録番号（スキームに応じて） - 試験機器のリスト - 試験条件 - 製品名 - 製品プロパティのチェックされたインジケータの名前と実際の値 - 適用された試験方法の規制文書の数と名前
試験用サンプル送付の要否	サンプル輸入
申請から取得までの日数	申請書提出から45日間
手続費用（目安）	契約に基づく
その他要件	なし
出所（URL）	<p>製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx</p>

2-2 国家登録 不要

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「ユーラシア経済連合の衛生措置の適用」、TR CU 017/2011「軽工業品の安全性」
発行証明書類	なし
所管官庁・発行者	連邦消費者権利保護・福利監督局

⑫衣類・靴（日常用、スポーツ用）（HS 61-65）

鑑定機関	連邦消費者権利保護・福利監督局
申請者	なし
申請に必要な書類・情報	なし
試験用サンプル送付の可否	なし
申請から取得までの日数	なし
手続費用（目安）	なし
その他要件	連邦消費者権利保護・福利監督局には輸入品に対する衛生防疫監理権限が付与されている
出所（URL）	https://rospotrebnadzor.ru/

2-4 表示・マーキング

法的根拠	TR CU 017/2011「軽工業品の安全性」（2016年8月9日改定）
記載事項	ラベリングは、検査・識別のために信頼性、読み取り可能性、アクセス可能性が担保されてこと。マーキングは、製品、製品に貼付されたラベル、包装材、製品グループの包装、製品のリーフレットに貼り付けられる。 ラベルには、以下情報を含む必要あり。 -製造国名、 -製造業者、販売業者、製造業者によって委任された者の名前、住所 -製品サイズ -原材料成分 -商標（存在する場合） -関税同盟加盟国の製品流通マーク -メーカー保証（必要な場合） -製造日 -製品のロット番号（必要な場合）
言語	情報はロシア語で、かつ、関税同盟加盟国の法律で規程されている場合、同加盟国の言語で表示する必要あり
発行者	輸入者
その他要件	TR CU 017/2011「軽工業品の安全性」第9条2項
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

②衣類・靴（日常用、スポーツ用）（HS 61-65）

2-6 その他提出が必要な 不要

文書・情報、手続き

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定）参照
物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）。ただし、特定品目には10%を適用（4.特記事項を参照）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる
備考2-4	2018年4月28日付連邦政府指示第792号
備考3-1	2004年12月31日付連邦政府決定第908号「付加価値税率10%を適用する食品・児童用製品の種類コードリスト」
その他	2019年12月1日以降、強制識別マーキング手段貼り付けの対象となる特定製品の試験が実施される。

⑬玩具（プラスチック製フィギュア）（HS 95、392640）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	TR CU 007/2011「児童、幼児用品の安全性」（2011年9月23日付関税同盟委員会決定第797号） TR CU 008/2011「玩具の安全性」（2011年9月23日付関税同盟委員会決定第798号） 2017年4月28日付EEU評議会決定第51号
発行証明書類	適合宣言書（ロシアの法令によって規定されている場合） 適合証明書（2011年4月7日付関税同盟委員会決定第620に基づくリストの製品は統一フォームで申請される）
所管官庁・発行者	申請者（連邦認証局へ登録）
鑑定機関	認定試験所
申請者	輸入者（製造者の委任に基づく）

⑬玩具（プラスチック製フィギュア）（HS 95、392640）

申請に必要な書類・ 情報	<p>関税同盟/EEUの技術規制への適合宣言書の作成に当たり、申請者は定められた一連の文書を認証機関に提供する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> - IFNSへの登録・登録に関する文書。 - 定款 - 製造に関するルール文書。 - 使用文書 - 製造業者の管理システムの証明書（ある場合） - 実施された試験に関する情報（もしあれば） - 外国製造業者の代理となる申請者との契約（申請者はEEU域内で登記された法人のみのため） <p>製造業者（製造業者の代理人）、輸入業者は、玩具が関税同盟のこの技術規則の安全要件を満たしていることを確認する一連の文書を認証機関に提供する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 玩具が作られた文書（スキーム1s、2s） - 玩具のサンプルのカラー画像 - 設計文書のコピーまたは玩具のモデルの技術的説明 - 原材料、材料および部品に関する情報、製造業者に関する情報輸入業者（スキーム1s、2s） - 使用文書（ある場合） - 本関税同盟技術規則5条のサブパラグラフ1.2で指定された玩具が満たす必要のある基準のリスト（メーカーが適用する場合） - 生産管理システムの証明書（スキーム2c） - 契約書（供給契約書）または出荷書類（おもちゃのバッチ用）（スキーム3c）
試験用サンプル送付 の要否	サンプル必須
申請から取得までの 日数	1カ月以上
手続費用（目安）	シリーズ生産品で145,000ルーブル以上
その他要件	なし
出所（URL）	<p>製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx</p>

2-2 国家登録 不要

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「EEUでの衛生措置の適用」、 2010年6月18日付関税同盟委員会決定第318号
発行証明書類	なし

⑬玩具（プラスチック製フィギュア）（HS 95、392640）

所管官庁・発行者	連邦消費者権利保護・福利監督
鑑定機関	連邦消費者権利保護・福利監督
申請者	なし
申請に必要な書類・情報	なし
試験用サンプル送付の要否	なし
申請から取得までの日数	なし
手続費用（目安）	なし
その他要件	連邦消費者権利保護・福利監督には、輸入品の衛生防疫調査を実施する権限が与えられている
出所（URL）	https://rospotrebnadzor.ru/

2-4 表示・マーキング

法的根拠	TR CU 007/2011「児童、幼児用品の安全性」（2011年9月23日付関税同盟委員会決定第797号） TR CU 008/2011「玩具の安全性」（2011年9月23日付関税同盟委員会決定第798号） 2017年4月28日付EEU評議会決定第51号
記載事項	マーキングには次の情報を含める必要がある。 -名称、製造国・地域名、製造者（製造者の代理人）、輸入者、連絡先、 - 製造者の商標（ある場合） - 子供の最低年齢子供の年齢を示すおもちゃまたは絵文字の対象 - 基本構造材料（3歳未満の子供用）（必要な場合） - おもちゃの手入れ方法（必要な場合） - 製造年月 - 耐用年数または賞味期限（定められている場合） - 保管条件（必要な場合） さらに、玩具の種類に応じて、マーキングには、完全性（セット用）、玩具の使用規則、衛生処理方法、おもちゃの取り扱い時の安全対策、警告ラベル、組み立て説明書。 警告情報には、対象となる関税同盟技術規則付録3に従って、使用に伴る特別な予防措置の表示をする必要がある。
言語	輸入国の言語（ロシア語）
発行者	輸入者
その他要件	関税同盟、EEUすべての技術規則要件を満たしている場合、関税同盟加盟国での統一製品流通マークが付される
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/

㊦玩具（プラスチック製フィギュア）（HS 95、392640）

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

2-6 その他提出が必要な 不要
文書・情報、手続き

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定）
物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる

⑭乳児用製品（紙おむつ）（HS 9619）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017 許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/ ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	TR CU 007/2011「児童、幼児用品の安全性」（2011年9月23日付関税同盟委員会決定第797号） 2017年4月28日付EEU評議会決定第51号 2011年9月23日付関税同盟委員会決定第797号（製品リスト）
発行証明書類	適合宣言書
所管官庁・発行者	認証機関（連邦認証局へ登録）
鑑定機関	認証機関（適合性評価（確認））により、強制認証の対象製品が技術規則要件への適合を確認
申請者	製造者によって承認された者、輸入者、販売者

⑭乳児用製品（紙おむつ）（HS 9619）

申請に必要な書類・ 情報	<p>関税同盟/EEUの技術規制への適合宣言書の作成に当たり、申請者は定められた一連の文書を認証機関に提供する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> - IFNSへの登録・登録に関する文書 - 定款 - 製造に関するルール文書 - 使用文書 - 製造業者の管理システムの証明書（ある場合） - 実施された試験に関する情報（もしあれば） - 外国製造業者の代理となる申請者との契約（申請者はEEU域内で登記された法人のみのため） - 製品ラベル写真
試験用サンプル送付 の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの 日数	3～5日
手続費用（目安）	初回6,000～15,000ルーブル（2回目以降5,000～9,000ルーブル）
その他要件	なし
出所（URL）	<p>製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx</p>

2-2 国家登録

法的根拠	<p>TR CU 007/2011「児童・幼児用製品の安全性」（関税同盟域内に初めて輸入する場合、国家登録証明書は輸入まで発給されること）</p> <p>2012年6月27日付連邦消費者権利保護・福利監督局書簡第01/7200-12-32号「技術規則発行以降の国家登録」</p> <p>2010年5月28日関税同盟委員会決定第299号「EEUにおける衛生措置の適用」</p> <p>2017年4月28日付EEC評議会決定第51号</p>
発行証明書類	国家登録証明書
所管官庁・発行者	国民衛生防疫福利分野の管轄機関（ロシアでは連邦消費者権利保護・福利監督局）
鑑定機関	連邦消費者権利保護・福利監督局
申請者	外国の製造者の機能を実行する者、販売者（関税同盟加盟国の法律に従って登録されている者）

⑭乳児用製品（紙おむつ）（HS 9619）

申請に必要な書類・ 情報	<p>1) 申請書</p> <p>2) 製品の製造に基づく文書コピー（標準、技術条件、規則、技術指示、仕様、配合、成分に関する情報）、（関税同盟域内で生産された場合）申請者による証明されたもの、（関税同盟域外で製造された製品の場 合）国家登録される国の法律に基づいて証明されたもの</p> <p>3) 製品の適用（操作、使用）に関する製造業者の文書（指示、マニュアル、規則、推奨事項）、または申請 者による証明書コピー</p> <p>4) 申請者が証明した製品ラベル（包装）または、そのモデルのコピー</p> <p>5) 関税同盟域内で製造された製品のサンプリング（サンプル）</p> <p>6) 製造者が製造した製品が文書要件を満たしていることに関する書面通知、品質証明書、安全データシート （品質データシート）、自由販売証明書のコピー（国家登録が登録が行われる国の法律に基づいて証明された もの）リストされた文書の1つを提供</p> <p>7) 関税同盟の統一認証機関・試験所（センター）台帳に含まれている、国家認証システムで認証された試験 所（センター）の試験報告書</p> <p>8) （2017年4月28日付EEC評議会決定第51号に基づき2018年9月25日に発効する修正条項。統一国 家法人登録簿もしくは統一個人事業主登録簿からの抜粋（関税同盟域内で、製造された製品の場合）</p> <p>9) 関税同盟域内での対象製品サンプル輸入に関する書類コピー、（関税同盟域外で製造された製品）国家 登録が行われる国の法律に基づき証明されたもの</p> <p>10) 製造者の文書の外国語から関税同盟加盟国 への翻訳（関税同盟加盟国は、登録される国の法律に従っ て証明されなければならない）</p>
試験用サンプル送付 の要否	関税同盟域内へのサンプル輸入（関税同盟域外で生産された製品に対する国家登録を実施する国に基づき認 証された製品）
申請から取得までの 日数	1.5カ月
手続費用（目安）	6万ルーブル以上
その他要件	なし
出所（URL）	http://www.roszdravnadzor.ru/

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	TR CU 007/2011「児童、幼児用品の安全性」 2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「ユーラシア経済連合における衛生防疫措置の適用」 2017年4月28日付EEU評議会決定第51号
発行証明書類	国家登録証明書
所管官庁・発行者	連邦消費者権利保護・福利監督局
鑑定機関	認証機関（適合性評価（確認））により、強制認証の対象製品が技術規則要件への適合を確認
申請者	製造者によって承認された者、輸入者、販売者

⑭乳児用製品（紙おむつ）（HS 9619）

申請に必要な書類・ 情報	<p>1) 申請書</p> <p>2) 製品の製造に基づく文書コピー（標準、技術条件、規則、技術指示、仕様、配合、成分に関する情報）、（関税同盟域内で生産された場合）申請者による証明されたもの、（関税同盟域外で製造された製品の場 合）国家登録される国の法律に基づいて証明されたもの</p> <p>3) 製品の適用（操作、使用）に関する製造業者の文書（指示、マニュアル、規則、推奨事項）、または申請 者による証明書コピー</p> <p>4) 申請者が証明した製品ラベル（包装）または、そのモデルのコピー</p> <p>5) 関税同盟域内で製造された製品のサンプリング（サンプル）</p> <p>6) 製造者が製造した製品が文書要件を満たしていることに関する書面通知、品質証明書、安全データシート （品質データシート）、自由販売証明書のコピー（国家登録が登録が行われる国の法律に基づいて証明された もの）リストされた文書の1つを提供</p> <p>7) 関税同盟の統一認証機関・試験所（センター）台帳に含まれている、国家認証システムで認証された試験 所（センター）の試験報告書</p> <p>8) （2017年4月28日付EEC評議会決定第51号に基づき2018年9月25日に発効する修正条項。統一国 家法人登録簿もしくは統一個人事業主登録簿からの抜粋（関税同盟域内で、製造された製品の場合）</p> <p>9) 関税同盟域内での対象製品サンプル輸入に関する書類コピー、（関税同盟域外で製造された製品）国家 登録が行われる国の法律に基づき証明されたもの</p> <p>10) 製造者の文書の外国語から関税同盟加盟国 への翻訳（関税同盟加盟国は、登録される国の法律に従っ て証明されなければならない）</p>
試験用サンプル送付 の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの 日数	申請書提出後から45日間
手続費用（目安）	国家登録証明書に関するファイル参照
その他要件	なし
出所（URL）	https://www.rospotrebnadzor.ru

2-4 表示・マーキング

法的根拠	<p>TR CU 007/2011「児童・幼児用品の安全性」</p> <p>TR CU 005/2011「包装の安全性」</p> <p>2012年12月27日付連邦税務局書簡第01-11/64925号</p> <p>2013年3月19日付EEC理事会決定第47号（製品リスト）</p>
------	--

⑭乳児用製品（紙おむつ）（HS 9619）

記載事項	<p>製品ラベルには次の情報を含める必要あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 製造国名 - 製造者（製造者の代理人）、輸入者、販売者の名称・住所 - 製品名 - 製品の種類（目的）（必要な場合）（2017年4月28日付EEC評議会決定第51号に基づき、2018年9月25日に発効） - 製造日（月、年）（歯ブラシを除く）（2017年4月28日付EEC評議会決定第51号に基づき2018年9月25日に発効） - 製品の耐用年数（必要な場合）、保証の耐用年数（必要な場合）（2017年4月28日付EEC評議会決定第51号に基づき、2018年9月25日に発効） - 商標（ある場合） - チャイルドケアのための使い捨ての衛生製品には、目的、サイズ、製品の種類とサイズの正しい選択に関する推奨事項、製品の手入れ方法・廃棄方法（必要な場合）に関する情報が含まれている必要あり
言語	<p>情報はロシア語で、かつ、関税同盟加盟国の法律で規程されている場合、同加盟国の言語で表示する必要あり。2017年4月28日付EEC評議会決定第51号に基づき、輸入製品は、製品国名、製造者名、住所はラテンアルファベットで示されなければならない</p>
発行者	輸入者
その他要件	<p>チャイルドケアのための使い捨ての衛生製品には、目的、サイズ、製品の種類とサイズの正しい選択に関する推奨事項、製品の手入れ方法・廃棄方法（必要な場合）に関する情報が含まれている必要あり。</p> <p>EEU市場での製品流通統一マーキングは、製品が市場に流通する前に行われる。</p> <p>統一マークは包装のみに許可され、使用文書に基づき、商品の特性のために、商品（もしくは）製品ラベルに直接貼り付けることができないとしている。</p>
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

2-6 その他提出が必要な
文書・情報、手続き 不要

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定）参照
物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）。ただし、特定品目には10%を適用（4.特記事項を参照）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算

㊤乳児用製品（紙おむつ）（HS 9619）

出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/
---------	---

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる
備考3	2004年12月31日付連邦政府決定第908号「付加価値税を10%とする食品・児童向け製品の種類コードリスト」

⑮家庭用化学品（家庭用洗剤・せっけん）（HS 3401-3405）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	GOST R 51696-2000「家庭用化学品。一般的な技術要件」 ドラフト TR CU 2013/00「合成洗淨製品および家庭用化学品の安全性」
発行証明書類	適合宣言書（ロシアの法令に規定されたもの）
所管官庁・発行者	認証機関（連邦認証局へ登録）
鑑定機関	認定試験場
申請者	輸入者（製造者の委任に基づく）

⑮ 家庭用化学品（家庭用洗剤・せっけん）（HS 3401-3405）

申請に必要な書類・ 情報	<p>1) 申請書</p> <p>2) 関税同盟加盟国域内における申請者の法的地位の確認文書</p> <p>3) 安全データシート</p> <p>4) 本技術規則付録7に基づく合成洗剤・家庭用化学品の組成に関する情報の識別標識の確認（本技術規則第4条第2項2.2に則り、禁止された原材料の不使用および、原材料の要件を満たす情報を含む）</p> <p>5) 本技術規則第4条2項2.1、2.3に準拠した原材料要件の履行に関する情報</p> <p>6) 専門家の結論書、調査（テスト）、測定のプロトコル（本技術規則第4条第3項2.2、2.3の要件を満たす、毒物学的および衛生的衛生指標＜必要に応じて、物理的指標（火災および爆発の安全性）＞の順守を確認したもの）（関税同盟の認証機関と試験所（センター）の統一登録簿に含まれている認定試験所（センター）によって発行されたもの）</p> <p>7) 独立した第三者による研究（試験）、研究プロトコル（試験）、測定結果（本技術規則第4項3項2.4の物理化学的パラメーターの要件への準拠を確認するもの）</p> <p>8) 合成洗剤製造者による書面通知（生態毒性学的安全性指標が本技術規則第4条3項2.5の要件への準拠に関するもの）</p> <p>9) 合成洗剤・家庭用化学製品のサンプルラベル（本技術規則要件への準拠を確認したもの）</p> <p>10) 適合宣言書（委員会が承認した統一フォームのもの）</p>
試験用サンプル送付 の要否	サンプル輸入必要
申請から取得までの 日数	GOST Rのみ14日、GOST Rと国家登録証明書の場合45日など
手続費用（目安）	15,000～26,000ルーブル
その他要件	なし
出所（URL）	<p>製品リスト</p> <p>https://fsa.gov.ru/documents/</p> <p>認証機関リスト</p> <p>http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx</p>

2-2 国家登録 不要

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「EEUにおける衛生措置の適用」
発行証明書類	なし
所管官庁・発行者	連邦消費者権利保護・福利監督局
鑑定機関	連邦消費者権利保護・福利監督局
申請者	なし

⑮ 家庭用化学品（家庭用洗剤・せっけん）（HS 3401-3405）

申請に必要な書類・情報	なし
試験用サンプル送付の要否	なし
申請から取得までの日数	なし
手続費用（目安）	なし
その他要件	連邦消費者権利保護・福利監督局は輸入品の衛生防疫監理を実施する権限が与えられている。
出所（URL）	https://rospotrebnadzor.ru/

2-4 表示・マーキング

法的根拠	OST 6-15-90.3-90「家庭用化学品、マーキング、産業標準」 GOST R 51121「消費者マーキング」 GOST 14192「輸送マーキング」 ドラフト TR CU 2013/00「合成洗淨製品および家庭用化学品の安全性」
記載事項	輸送用パッケージのラベルには、合成洗剤や家庭用化学品の安全性を確保するための保管・輸送・販売・廃棄条件に関する情報を含める必要がある。また、必要に応じて、安全対策および（または）危険標識を含めること
言語	情報はロシア語および（関税同盟加盟国による規定がある場合）各国言語で記載
発行者	輸入者
その他要件	合成洗剤・家庭用化学品に関する情報は、ラベル、安全性データシートに記載される。EACマークが各製品ユニット（消費包装、ラベル）および/または付属文書に貼り付けられる。 <ul style="list-style-type: none"> - 製品名・目的 - 家庭用化学品の規制・技術要件に基づく使用方法 - 正味重量・容積 - 規準・技術文書の表記 - 使用期限（規準・技術要件に基づく制限がある場合）、製造日（月、年） - 製造者の名称と証憑。家庭用化学品のラベルに関する国際条約を締結に当たっては、製造者の商標の代わりに、業界団体の共同ラベルを表示する必要あり 8) 警告ラベルと注意事項（家庭用化学品の関連規制、技術文書の「安全要件」セクションに準拠したもの） 9) 保管条件（家庭用化学品の規準・技術文書の要件に基づく） 10) メダル、表彰、その他の種類の賞を受賞した製品については、他の種類の賞のメダル、表彰の画像を消費包装に貼り付けることが可能 11) バーコード（必要な場合）
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

㊦家庭用化学品（家庭用洗剤・せっけん）（HS 3401-3405）

2-6 その他提出が必要な 不要

文書・情報、手続き

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定） 参照
物品税	対象外
付加価値税 (VAT)	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる

⑩ペット用品（ペットフード）（HS 2309）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	<p>2011年7月7日付関税同盟委員会決定第620号 2009年1月12日付連邦政府決定第982号「強制認証の対象となる製品の統一リスト、および適合宣言書の形で適合が確認される製品の統一リスト」 GOST R 55984-2014 非生産動物用飼料 GOST R 54954-2012 非生産動物用飼料および飼料添加物 GOST R 54008-2010 付録「A」 情報インデックス「国家標準」</p>
発行証明書類	家畜に必要な適合宣言書 / ペットフードに必要なGOST R宣言書
所管官庁・発行者	認定試験機関（連邦認証局への登録）
鑑定機関	認定試験所

⑩ペット用品（ペットフード）（HS 2309）

申請者	製造者によって承認された者、輸入者、販売者
申請に必要な書類・情報	製品がCU/EEUの技術規制に適合していることを示す宣言書の作成に当たり、申請者は一連の文書を認証機関に提供する必要がある。 - 署名済み申請書 - 申請者の登記情報 - 定款 - 製品の説明(製品の目的、構成特性、成分・要素リスト、技術特性、製品名、変更の形式・可用性) - スケッチ、図面、技術地図 - 使用・技術文書 - 製品の供給契約書 - 製品の安全性および関連するGOST Rの要件への準拠を直接的・間接的に証明する文書 - 品質管理証明書
試験用サンプル送付の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの日数	14日間（契約書に基づく）
手続費用（目安）	～26,000ルーブル（ただし、契約次第）
その他要件	無し
出所（URL）	製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx

2-2 国家登録

法的根拠	2013年9月23日付連邦政府決定第839号「環境への放出を目的とした遺伝子組み換え生物、同生物を使用・含有する製品の国家登録（ロシアに輸入された製品を含む）」
発行証明書類	国家登録証明書
所管官庁・発行者	連邦保健監督局、連邦消費者権利保護・福利監督局
鑑定機関	連邦動植物検疫監督局
申請者	製造者によって承認された者、輸入者、販売者

⑩ ペット用品（ペットフード）（HS 2309）

申請に必要な書類・ 情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製品製造に関する技術文書・標準参照（技術要件を登録が必要） 2. 製造者による製品品質と安全性基準への合致に関する通知 3. 包装材サンプル 4. 使用文書 5. 製品の成分中の特定生理活性物に関する文書 6. 製品中の遺伝子組み換えおよびトランスジェニック成分、農薬の存在に関する申請書 7. 試験のためのサンプリング方法 8. 検査のアクト・プロトコール（登録製品に関する科学・応用材料） 9. 食品添加物、消毒剤、化粧品が人間の健康にとって安全であることを確認する生産国の保健当局によって発行された証明書 10. 関税同盟領域への製品の合法的な輸入を確認する税関文書のコピー 11. 毒物検査の実施・結果を示す文書（殺虫剤、家庭用化学物質、農薬） 12. 製品供給契約書
試験用サンプル送付 の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの 日数	4か月以内（ただし、鑑定次第）
手続費用（目安）	5万～25万ルーブル（試験プロトコール1つあたり）
その他要件	なし
出所（URL）	ロシアで登録されている飼料とその生産者のリストは連邦動植物検疫監督局ウェブサイトの「登録とライセンス」の「動物用医薬品および飼料添加物の登録、および遺伝子組み換え生物から得られた飼料」に記載されている。 https://galen.vetrf.ru/#/registry/gmo/registry?page=1

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「ユーラシア経済連合の衛生措置の適用」
発行証明書類	なし
所管官庁・発行者	連邦消費者権利保護・福利監督局
鑑定機関	連邦消費者権利保護・福利監督局
申請者	なし
申請に必要な書類・ 情報	なし
試験用サンプル送付 の要否	なし

⑩ペット用品（ペットフード）（HS 2309）

申請から取得までの日数	なし
手続費用（目安）	なし
その他要件	連邦消費者権利保護・福利監督局代表者は、輸入品の衛生防疫調査を実施する権限を有する
出所（URL）	https://rospotrebnadzor.ru/

2-4 表示・マーキング

法的根拠	GOST R 55984-2014「非畜産動物の飼料」 GOST R 54954-2012「非畜産動物用の飼料・飼料添加物。情報インデックス「国家標準」
記載事項	<p>情報は明確に理解され、完全で信頼性が高く、購入者が成分、栄養価、使用規則、飼料の品質・安全性を、直接的または間接的に特徴づける、その他の情報について、だまされたり誤解されたりすることがなく、これらの製品を他の外観と感覚刺激指標と混同しないようにする必要がある。</p> <p>包装された製品を特徴付けるラベルに追加情報を含めることが許可されている。</p> <p>消費包装のラベルには、次の情報が含まれている必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> -名称 -目的 -製造者名、住所（国名を含む登記先住所。住所が登記先住所と一致しない場合は、製造者の住所） -成分 -栄養価の保証 -完全な合理性に関する情報 -エネルギー値（製造者が決定） -包装時の分量 -製造日（製造者が決定） -消費期限 -保管条件（製造業者が設定した特別な保管条件がある場合） -使用の際の推奨事項 -適合確認に関する情報 -飼料の製造に関する文書（輸入品を除く） -委任先組織の名称、住所（ある場合） -輸入者名、住所（ある場合） -製造業者の商標（ある場合）
言語	情報はロシア語で、かつ、関税同盟加盟国の法律で規程されている場合、同加盟国の言語で表示する必要あり
発行者	輸入者
その他要件	なし
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

⑩ペット用品（ペットフード）（HS 2309）

2-6 その他提出が必要な文書・情報、手続き

法的根拠	<p>2011年7月7日付連邦政府決定第557号「ロシア国内への動物、動物製品、飼料、飼料添加物、動物用医薬品および規制製品（規制対象物質、規制貨物）の輸入を目的とした、国境チェックポイントの決定」 2016年7月28日付連邦動植物検疫監督局書簡第FS-NV-7/14078号 2011年11月7日付ロシア連邦農務省規程第404号 「ロシアの輸出入・トランジットする動物、動物由来製品、獣疫医薬品、動物向け飼料・同添加物への初夏発給に関する国家サービスの提供に関する連邦動植物検疫監督局の行政規則」</p> <p>EEU加盟国の認可機関によって、EEU域内に輸入された商品に適用される規制措置のリストに基づき、対象商品の輸入許可が発行される。2010年6月18日付関税同盟委員会決定第317号によって承認されている獣疫管理（監督）の対象物の統一獣疫（獣疫・衛生）要件の付録1を参照。</p>
発行証明書類	<p>管理対象製品の輸入許可は、暦年で発行される。 許可証は、申請者が提出した文書および情報の分析を提供する自動情報システムを介して、電子文書の形式で発行されます。許可証は紙でも発行される場合がある。</p>
所管官庁・発行者	連邦動植物検疫監督局
鑑定機関	連邦動植物検疫監督局
申請者	<p>個人（個人事業主含む）、法人、大使館、領事館、その他の外国の代表部 個人の申請者は、委任状や契約書に基づき、代表者として行動することが可能。 法人の申請者は、委任状のなしの法人施設文書、委任状または契約に基づく権限により、代表者として行動することが可能。法律で規定されている場合、その参加者は法人に代わって行動することが可能。</p>
申請に必要な書類・情報	<p>1) 輸入者が法人の場合（フルネーム）、個人の場合、姓、名、父称（もしあれば） 2) ロシアにおける規制対象商品の受領者名（法人の場合、フルネーム、住所・納税者番号（INN）、個人の場合、姓、名前、父称（もしあれば） 3) 各アイテムの数量と測定単位 4) 輸出国 5) 供給者が法人の場合（フルネーム）、個人の場合、姓、名、父称（もしあれば） 6) 商品輸入時に使用される輸送手段の種類 7) ロシアへの輸入が計画されているチェックポイント（獣疫管理の実施場所）、通関申告場所、ルート（CISまたはEEU加盟国を経由する輸入の場合、加盟国の国境でチェックされなければならない）</p> <p>A) 製品名称とそのHSコード（最初の4桁） B) 原産国（動植物由来の場合）、製造者名・番号、行政区域、所在地住所 C) 生産に使用される動植物由来原材料の生産国・地域（他の部材の原産国表示は不要） D) 飼料添加物の登録番号、（飼料添加物用）算出シリーズ E) 遺伝子組換え生物を含む飼料の国家登録簿の登録番号（遺伝子組換え生物を含む飼料の場合） F) 生産の主な技術プロセス（未登録飼料・同添加物向け）。微生物学的合成、化学合成、研削、押出、抽出など G) 熱処理体制（熱処理するする場合） H) 成分割合（飼料・未登録飼料添加物の場合） I) 飼料・同添加物が対象とする輸入目的（動物種類を含む）（各アイテムに明示）</p>

⑩ペット用品（ペットフード）（HS 2309）

試験用サンプル送付の要否	なし
申請から取得までの日数	15日以上
手続費用（目安）	5万ルーブル以上
その他要件	EEU関税域内での獣疫に使用される医薬品・飼料添加物の輸入・輸送・使用に当たって、獣疫証明書は不要であるが、製造者が発行した品質と安全性を確認する文書の添付が必要
出所（URL）	ロシアで登録されている飼料とその生産者のリストは連邦動植物検疫監督局ウェブサイトの「登録とライセンス」の「動物用医薬品および飼料添加物の登録、および遺伝子組み換え生物から得られた飼料」に記載されている。 https://galen.vetrf.ru/#/registry/gmo/registry?page=1

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定）参照
物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる

⑰医薬品（処方箋不要の市販用）（HS 3003-3005）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可・ライセンス http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	2009年12月1日付連邦政府決定第982号 連邦技術規則・計量庁「（適合宣言承認フォームでの）強制適合確認の対象製品情報」（2017年6月29日公表） GOST R ISO 9001:2015, FSP 42-007-7405-66
発行証明書類	適合宣言書（ロシアの法令に規定されたもの）
所管官庁・発行者	認証機関（連邦認証局へ登録）
鑑定機関	認定試験場
申請者	輸入者（製造者の委任に基づく）

⑰ 医薬品（処方箋不要の市販用）（HS 3003-3005）

申請に必要な書類・ 情報	関税同盟/EEUの技術規制への適合宣言書の作成に当たり、申請者は定められた一連の文書を認証機関に提供する必要がある。 - IFNSへの登録・登録に関する文書 - 定款 - 製造に関するルール文書 - 使用文書 - 製造業者の管理システムの証明書（ある場合） - 実施された試験に関する情報（もしあれば） - 外国製造業者の代理となる申請者との契約（申請者はEEU域内で登記された法人のみのため）
試験用サンプル送付 の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの 日数	1.5カ月以上
手続費用（目安）	145.000ルーブル以上（契約に基づく）
その他要件	認証機関は（適合）宣言された製品の管理を行う（企業敷地内での生産状況の分析、もしくは、特別品質管理システム証明書の有効期間の同システムの定期的な評価（監査）による）。 管理の頻度は、認証機関と申請者の間の契約に基づく（ただし、最低年1回以上）。 管理の結果に基づき、認証機関は以下のいずれかの決定を行う。 1) 証明書の有効期限の延長 2) 証明書効力の一時停止（最大3か月以内） 3) 証明書の失効
出所（URL）	製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx

2-2 国家登録

法的根拠	2010年4月12日付連邦法第61-FZ号「医薬品の流通」 2010年9月29日付連邦政府決定第771号「ロシアでの医療用医薬品の輸入手続き」
発行証明書類	登録証明書（2016年5月26日付保健省規程第320n号「医療用医薬品の登録証明書フォーム」） 2016年9月21日付保健省規程第725n号「医療用医薬品の国家登録に関する国家サービス提供に関するロシア保健省の行政規則」
所管官庁・発行者	連邦保健監督局

⑰ 医薬品（処方箋不要の市販用）（HS 3003-3005）

鑑定機関	なし
申請者	輸入者
申請に必要な書類・情報	<p>1) 医療用医薬品の登録証明書の所有者、または連邦機関当局が承認された認可法人により実施される医療用医薬品の有効性・安全性の監視結果を含む文書</p> <p>2) 医薬品の製造ライセンスのコピー、もしくは、適正製造基準の要件順守の結論書のコピーは、医薬品の製造者が医療用医薬品の製造サイトに関係する連邦機関当局によって発行される（もしロシアで医療用医薬品製造が行われる場合、国家登録は承認される）</p> <p>3) 製造者の国の当局によって発行された医療用医薬品製造ライセンスコピーとロシア語への翻訳コピー（所定の方法で認証されたもの）。</p> <p>および連邦機関当局によって発行された適正製造基準の要件に対する製薬会社の順守に関する結論書のコピー（医療用医薬品の製造サイトに関連する国家登録の承認、もしくは、もし医療用医薬品生産がロシア国外で行われる場合、連邦機関当局による医薬品製造査察実施に関する決定コピー）</p>
試験用サンプル送付の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの日数	6か月以上
手続費用（目安）	70～80万ルーブル以上
その他要件	連邦保健監督局の自動情報システム（AIS）に情報を入力した後、国民流通薬に加えられる
出所（URL）	http://www.roszdravnadzor.ru/

2-3 衛生防疫管理 不要

2-4 表示・マーキング

法的根拠	2016年11月3日付EEC評議会決定第76号「医療用、獣疫用医薬品のマーキング要件」
記載事項	上記決定を参照
言語	上記決定を参照
発行者	輸入者
その他要件	なし
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

⑰ 医薬品（処方箋不要の市販用）（HS 3003-3005）

2-6 その他提出が必要な文書・情報、手続き

法的根拠	医薬品の一般流通に関連する法令は以下のとおり。 2018年11月28日付連邦法第449-FZ号「医薬品の一般流通に関する特定のロシア法令の修正」 2019年11月26日付連邦政府決定第1510号「医薬品の一般流通手続き」
発行証明書類	連邦保健監督局ウェブサイトに掲載（自動情報システムでの情報申請後3日以内）
所管官庁・発行者	連邦保健監督局
鑑定機関	連邦保健監督局
申請者	輸入者
申請に必要な書類・情報	輸入者は医薬品を一般流通にかける前に、連邦保健監督局の自動情報システムに、同システム上のパーソナルアカウントを通じて以下の書類・情報を提出する。 A) 医薬品の各シリーズ、各ロットに対して - 医薬品製造証明書（輸入医薬品が薬局方要件を満たしていること、規制に該当する者ではないことを証明するもの） - 外国医薬品製造者の輸入者権限の確証（輸入される医薬品は国家登録要件に合致していることが条件） B) ロシアに初めて輸入する医薬品の最初の3シリーズ、ロットに対して - ロシア保健省もしくは連邦保健監督局所管の連邦機関によって認定された、国家認証システムの法令に則って実施された試験証書
試験用サンプル送付の要否	試験とサンプル輸入必須
申請から取得までの日数	30日以上
手続費用（目安）	7,000ルーブル以上（契約に基づく）
その他要件	2019年11月28日付連邦保健監督局書簡第01I-2906/19号
出所（URL）	http://www.roszdravnadzor.ru/services

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定） 参照
----	---

⑰医薬品（処方箋不要の市販用）（HS 3003-3005）

物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）。ただし、特定品目には10%を適用（4.特記事項を参照）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる
備考3	10%が適用される対象品目リストは2004年12月31日付連邦政府決定第908号を参照

㊫健康食品（サプリメント）（HS 2106）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可・ライセンス http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	<p>SanPiN2.3.2.1078-01「食品の安全性および栄養価に関する衛生要件」</p> <p>SanPiN2.3.2.1290-03「生物活性食品添加物（BAA）の生産および代謝の組織化に関する衛生要件」</p> <p>GOST R 51074-2003「食品。消費者向けの情報。一般要件」（N 1、2により修正）</p> <p>TR CU 027/2012「食事療法および予防食を含む特定の種類の特殊食品の安全性について」（2012年6月15日付EEU評議会決定第34号）</p>
発行証明書類	適合宣言書（ロシアの法令に規定されたもの）
所管官庁・発行者	認証機関（連邦認証局に登録されているもの）
鑑定機関	認定試験場
申請者	輸入者（製造者の委任に基づく）

⑱健康食品（サプリメント）（HS 2106）

申請に必要な書類・ 情報	関税同盟/EEUの技術規制への適合宣言書の作成に当たり、申請者は定められた一連の文書を認証機関に提供する必要がある。 - IFNSへの登録・登録に関する文書 - 定款 - 製造に関するルール文書 - 使用文書 - 製造業者の管理システムの証明書（ある場合） - 実施された試験に関する情報（もしあれば） - 外国製造業者の代理となる申請者との契約（申請者はEEU域内で登記された法人のみのため）
試験用サンプル送付 の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの 日数	5～7日
手続費用（目安）	22,000ルーブル以上（契約に基づく）
その他要件	なし
出所（URL）	製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx

2-2 国家登録 不要

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「EEUにおける衛生措置の適用」 TR CU 021/2011「食品の安全性」（2010年6月18日付関税同盟委員会決定第318号）
発行証明書類	国家登録証明書
所管官庁・発行者	連邦消費者権利保護・福利監督局
鑑定機関	認証機関（連邦認証局に登録されているもの）
申請者	技術規則要件を満たし、関税同盟加盟国域内での流通を担う、メーカーから承認された者、輸入者、ディストリビューター

⑱健康食品（サプリメント）（HS 2106）

申請に必要な書類・情報	<ol style="list-style-type: none"> 1.製品製造に関する技術文書・標準参照（技術要件を登録が必要） 2.製造者による製品品質と安全性基準への合致に関する通知 3.包装材サンプル 4.使用文書 5.製品の成分中の特定生理活性物に関する文書 6.製品中の遺伝子組み換えおよびトランスジェニック成分、農薬の存在に関する申請書 7.試験のためのサンプリング方法 8.検査のアクト・プロトコル（登録製品に関する科学・応用材料） 9.食品添加物、消毒剤、化粧品が人間の健康にとって安全であることを確認する生産国の保健当局によって発行された証明書 10.関税同盟領域への製品の合法的な輸入を確認する税関文書のコピー 11.毒物検査の実施・結果を示す文書（殺虫剤、家庭用化学物質、農薬） 12.製品供給契約書
試験用サンプル送付の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの日数	45日以上
手続費用（目安）	50,000ルーブル以上
その他要件	なし
出所（URL）	https://rospotrebnadzor.ru/

2-4 表示・マーキング

法的根拠	SanPiN2.3.2.1290-03「生物活性食品添加物（BAA）の生産および代謝回転の組織に対する衛生要件」第IV章
記載事項	<p>以下の情報を含める必要あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> -栄養補助食品の名称 -製造者の商標（ある場合） -規制または技術文書の指定（栄養補助食品はその必須要件に準拠する必要あり。国産およびCIS諸国生産の栄養補助食品の場合） -成分（重量またはパーセントを大きいものから順に記載） -栄養補助食品の主な消費特性に関する情報 -消費包装毎の重量・体積と、製品ユニットの重量・体積に関する情報 -特定の疾患がある状態での使用の禁忌に関する情報 -栄養補助食品が薬ではないという説明 -製造日、製品の保証期間もしくは販売期限 -保存条件 -栄養補助食品の国家登録番号・日付 -製造者（販売者）の名称・場所、製造者（販売者）が消費者からのクレームを受ける組織の住所と電話番号 <p>「環境に優しい製品」という表現を名称、栄養補助食品のラベルに記載したり、科学上の正当性のない用語を使用することは、許可されない</p>
言語	情報はロシア語および（関税同盟加盟国による規定がある場合）各国言語で記載

⑱健康食品（サプリメント）（HS 2106）

発行者	輸入者
その他要件	なし
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

2-6 その他提出が必要な文書・情報、手続き

法的根拠	2018年10月16日付EEC理事会決定第166号 TR CU 027/2012「特定の種類の特殊食品の安全性（食事療法および食事予防栄養を含む）」 TR CU 021/2011「食品の安全性」
発行証明書類	適合宣言書（ロシアの法令に規定されたもの）
所管官庁・発行者	認証機関（連邦認証局に登録されているもの）
鑑定機関	認定試験場
申請者	輸入者（製造者の委任に基づく）
申請に必要な書類・情報	申請者は規定された文書一式を認証機関への提出が必要。 - 署名済みの申請書 - IFNSへの登録文書 - 定款、製品製造に関する規制文書 - 使用文書 - （もし、ある場合）製造者の管理システム証明書 - （もし、ある場合）試験実施に関する情報 - EEU域内での法令順守に関する確認を含む、外国製造者の機能を実施する申請者との合意
試験用サンプル送付の要否	EEU技術規則によって規定
申請から取得までの日数	3～5日
手続費用（目安）	最初の試験6,000～15,000ルーブル、その後5,000～9,000ルーブル
その他要件	国別の適合証明マーク
出所（URL）	http://fsvps.ru/fsvps/laws/class/20/69 http://www.eurasiancommission.org/

3 諸税

⑱健康食品（サプリメント）（HS 2106）

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定）参照
物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる

⑨医療機器・健康器具（血圧計など）（HS 9018、9022、9025、9026）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可・ライセンス http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	<p>GOST R 50444-92 (pp3.4)</p> <p>GOST R 50267.0-92</p> <p>GOST R 31515.1-2012</p> <p>GOST R 31515.3-2012</p> <p>GOST IEC 60601-1-2-2014</p> <p>GOST R 52770-2007</p> <p>GOST ISO 10993-1-2011</p> <p>GOST ISO 10993-5-2011</p> <p>GOST ISO 10993-10-2011</p> <p>GOST ISO 10993-11-2011</p> <p>FSZ 2011/09642（2011年9月17日付）</p>
発行証明書類	適合宣言書（証明書が特別品質管理システム登録簿に提出される）

⑭医療機器・健康器具（血圧計など）（HS 9018、9022、9025、9026）

所管官庁・発行者	認証機関
鑑定機関	認定試験場
申請者	輸入者（製造者から委任を受けた者）
申請に必要な書類・情報	<p>関税同盟/EEUの技術規制への適合宣言書の作成に当たり、申請者は定められた一連の文書を認証機関に提供する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 申請書 - IFNSへの登録・登録に関する文書 - 定款 - 製造に関する規準文書 - 使用文書 - 製造業者の管理システム証明書（ある場合） - 実施された試験に関する情報（もしあれば） - 外国製造業者の代理となる申請者との契約（申請者はEEU域内で登記された法人のみのため） - 製品使用の潜在的リスククラス - 製造者と製品の登録番号に関するデータ - 体外診断のための医療機器の適合性に関する宣言がなされている要件を順守するための技術規則名称 - 製品の適合宣言の準拠基準の名称 - 特別品質管理システム証明書の発行番号と発行日
試験用サンプル送付の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの日数	1.5カ月以上
手続費用（目安）	145,000ルーブル（契約に基づく）
その他要件	<p>認証機関は（適合）宣言された製品の管理を行う（企業敷地内での生産状況の分析、もしくは、特別品質管理システム証明書の有効期間の同システムの定期的な評価（監査）による）。</p> <p>管理の頻度は、認証機関と申請者との間の契約に基づく（ただし、最低年1回以上）。</p> <p>管理の結果に基づき、認証機関は以下のいずれかの決定を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 証明書の有効期限の延長 2) 証明書効力の一時停止（最大3か月以内） 3) 証明書の失効
出所（URL）	<p>製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx</p>

⑨ 医療機器・健康器具（血圧計など）（HS 9018、9022、9025、9026）

2-2 国家登録

法的根拠	2012年6月15日付保健省規程第7n号「国家登録を目的とするロシアにおける医療機器輸入手続き」 2012年12月27日付連邦政府決定第1416号「医療機器の国家登録規則」
発行証明書類	登録証明書
所管官庁・発行者	連邦保健監督局（ロスズドラフナドゾル）
鑑定機関	医療機器の国家登録は使用の潜在的リスクに応じた分類を考慮した、医療機器の適合性評価の形式である技術試験、毒物学的調査、臨床試験結果、医療機器の品質、有効性、安全性の検査、側的聞きの確認を目的とした試験に基づき行われる（国家規則分野の測定手段の均一性を確保するための医療機器に関連し、保健省がリストを承認している）
申請者	医療機器の製造業者、もしくは、製造業者の代理人（ロシア国内の法人・個人起業家）は、ロシアにおける医療機器の流通における利益を代表する（測定の均一性を確保する国家規則分野の測定機器に関連する医療機器、そのリストは保健省により承認）
申請に必要な書類・情報	医療機器の国家登録のために以下の文書が提出する。 a) 製造者の代理人の権限を確認する文書コピー（2014年7月17日付連邦政府決定第670号令で改定されたサブパラグラフ a） b) 医療機器の規正文書に関する情報 c) 医療機器の製造者の技術文書（2013年10月17日付連邦政府決定第930号および2014年7月17日付連邦政府決定第670号で改定されたサブパラグラフv） d) 製造者の使用文書（使用説明書または医療機器の取扱説明書を含む）（2013年10月17日付連邦政府決定第930号および2014年7月17日付連邦政府決定第670号により改正されたサブパラグラフg） e) 医療機器と同機器の使用に必要な付属品の一般的な外観の写真画像（サイズが少なくとも18x24 cm）（2013年10月17日付連邦政府決定第930号によって改定されたサブパラグラフd） f) 医療機器の技術試験結果の確認文書 g) 医療機器の毒物学的調査結果の確認文書（人体と接触して使用した場合を含む）。 h) 測定機器種類を承認するための医療機器の試験結果の確認文書（測定の均一性を確保する国家規則分野の測定機器に関連する医療機器、そのリストは保健省により承認） i) 文書の目録 j) （使用の潜在的リスクが第1クラスの医療機器および体外診断用の医療機器）医療機器の臨床的有効性と安全性を確認する情報（2014年7月17日付連邦政府決定第670号に含まれるサブパラグラフkと2018年5月31日付連邦政府決定第633号による改定） k) 医療機器の材料を正当化する臨床試験の計画案（もしあれば）（2014年7月17日付連邦政府決定第670号に基づく、サブパラグラフl） l) 国家登録を目的とした医療機器輸入のために登録機関によって発行された許可情報（外国製造の医療機器の場合）（2018年5月31日付連邦政府決定第633号のサブパラグラフm）。 m) 医療機器、同機器の一部分の製造、医療機器の目的に使用された医薬品、生物学的材料、その他の物質の品質を確認する文書のコピー（医薬品、医薬物質、生物学的材料、その他の物質の原産国の法律に則って発行されたもの）（2018年5月31日付連邦政府決定第633号サブパラグラフn）
試験用サンプル送付の可否	サンプル輸入必須

⑭医療機器・健康器具（血圧計など）（HS 9018、9022、9025、9026）

申請から取得までの日数	保健省登録通知は6カ月以上
手続費用（目安）	70～80万ルーブル以上
その他要件	なし
出所（URL）	http://www.roszdravnadzor.ru/

2-3 衛生防疫管理 不要

2-4 表示・マーキング

法的根拠	技術規則案 TR 201 / 00 / EurAsEC「医療機器の安全性」
記載事項	<p>市場流通マークは、明確に視認・判読可能で、消えないものとし、製品上、または可能であれば、パッケージ内または使用説明書に記載する必要あり（可能であれば、消費包装・グループ包装にも記載すること）。マークには技術規則要件への準拠の評価（確認）を実施した指定機関の識別番号を添付する必要がある。</p> <p>製品（個別化製品または臨床試験用製品を除く）は適合性評価（確認）に合格したことを確認する共通の市場流通マークが付いている場合、EurAsEC加盟国（現EEU加盟国）で流通することが可能。</p> <p>製品の消費（個別）包装の各ユニットに適用される外装ラベリングテキストには、以下の情報を含める必要あり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 製品のフルネームと取引名（ある場合） 2) 製造者名と住所 3) 商標（ある場合） 4) パッケージに含まれる成分名 5) 内部パッケージの数・構成（システムまたは非システム単位での） 6) 危険警告標識（内部パッケージに貼られているものに対応するもの） 7) 警告文（体外診断のみ） 8) 滅菌製品には警告サイン「滅菌」が必要 9) 滅菌方法の表示（必要な場合） 10) 製造日（年、月） 11) 製品のシリーズ番号（ロット）またはシリアル番号 12) 耐用年数または有効期間（年、月を含む）。製品の付随情報に耐用年数または有効期間が含まれていない場合、製造日（年、月）に製品のシリーズ（ロット）またはシリアル番号に含まれている場合あり 13) 市場流通マーク 14) 保管条件（必要に応じて、製造者が指定する医療機器取扱に関する特別条件） 15) （必要に応じて）定義の数 16) ユーザーにとって不可欠な詳細（体外診断用医療機器とパッケージの内容の特定、医療機器・部品によって引き起こされる直接的リスクに適切な措置を講じるため） 17) 医療機器に関する製造者の任意の特別指示 18) 医療機器の識別番号
言語	輸入国の言語（ロシア語）
発行者	輸入者
その他要件	なし

⑨医療機器・健康器具（血圧計など）（HS 9018、9022、9025、9026）

出所（URL）	https://fsa.gov.ru/
---------	---

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

2-6 その他提出が必要な文書・情報、手続き

法的根拠	2012年12月27日付連邦政府決定第1416号「医療機器の国家登録規則」 2016年2月12日付EEU評議会決定第46号 2011年11月21日付連邦法第323-FZ号「ロシア国民の保健基盤」
発行証明書類	連邦保健監督局との結論書、保健省登録証明書
所管官庁・発行者	保健省
鑑定機関	連邦保健監督局（試験実施後）
申請者	輸入者（法人）
申請に必要な書類・情報	1) 会社関連文書（納税者番号（INN）、法人番号、不動産賃貸契約書、火災証明書など） 2) 保健省の登録証明書の発行申請 3) 登録証明書を取得に向けた国家手数料支払いに関する確認書類 4) 製造者、口座名、供給契約書の詳細（製品許可文書の申請者が製造者でない場合） 5) 技術的・化学的特性、成分・配合・図・設計図などに関する情報を含む、製品に関する全ての情報 6) 機器の使用・操作に関する指示書。 7) 規準、標準、要件への準拠を確認する、これまでに取得した証明書 8) 医療機器（機器、デバイスなど）のユーザー向けの指示書とルール 9) 試験所と試験に関する証書（プロトコル）
試験用サンプル送付の要否	必要
申請から取得までの日数	6カ月以上
手続費用（目安）	35万ルーブル以上（契約に基づく）
その他要件	申請者が宣言された製品の製造者ではなく第三者である場合、代理店と製造会社の間で委任状と契約書のコピーを提出する必要があります。
出所（URL）	http://www.roszdravnadzor.ru/services http://itsert.ru/services/registraczionnoe-udostoverenie-minzdrava.html

⑨医療機器・健康器具（血圧計など）（HS 9018、9022、9025、9026）

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定）参照
物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）。ただし、特定品目には10%を適用（4.特記事項を参照）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる
備考3	2015年9月30日付連邦政府決定第1042号「ロシアでの販売、輸入において付加価値税の対象とならない（免税）、医療品リスト」

②化粧品・コスメ（スキンケア製品、メイクアップ製品、ヘアケア製品）（HS 3304-3307）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017 許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/ ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	<p>TR TC 009/2011「香水・化粧品の安全性」（2011年9月23日付関税同盟委員会決定第799号） 2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「関税同盟における衛生措置の適用」 2013年1月31日付ユーラシア経済委員会理事会決定第12号 2013年3月19日付ユーラシア経済委員会理事会決定第47号（商品リスト）</p>
発行証明書類	適合宣言書
所管官庁・発行者	香水・化粧品の適合宣言書は、所定の手続きでの登録に向け認証機関（適合性の評価（確認））に提出され、連邦認証局に登録される
鑑定機関	認証機関（適合性評価（確認））により、強制認証の対象製品が技術規則要件への適合を確認

②化粧品・コスメ（スキンケア製品、メイクアップ製品、ヘアケア製品）（HS 3304-3307）

申請者	製造者、輸入者（販売者）、製造者によって承認された者（ただし、関税同盟加盟国域内で登記されている法人・個人事業主に限る）
申請に必要な書類・情報	<p>本技術規制要件への香水・化粧品の適合宣言書の受け入れには、申請者（製造業者、製造業者の代理人、輸入者）が各名称の製品について以下の書類を保有している必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> -成分リスト（附属書2～5に記載されている成分濃度の表示を含む） -製品の官能的と物理化学的特性を記載した文書（申請者が署名したもの）のコピー -調査（試験）のプロトコル、衛生検査のアクト、報告書、専門家による意見書（認定試験所（センター）で取得された本技術規制第5条3～6項の要件の順守に関する内容） -供給契約と出荷書類（スキーム4d） -消費者向け包装ラベル表示のサンプル（本技術規則第5条9項への準拠を確認するもの） -本技術規則第5条7項に生産が適合していることを関する製造者の文書（技術規則要件への製造の適合に関する製造業者への書面による通知、またはGMP原則順守に関する製造者の宣言（申告、書面通知）、品質管理システム適合証明書、香水・化粧品の生産が適正製造基準（GMP）原則への準拠を示す証明書） -申請者によって認証された香水・化粧品の消費特性を確認する文書（消費者の包装のラベルに記載されているもの。抗菌効果、抗しわ、SPF因子、口腔衛生製品における虫歯予防、抗炎症効果など） <p>香水・化粧品の消費特性の確認は、ボランティアによる調査、サンプルモデルで実施された調査、機器を用いた方法、成分の科学的データに基づいて行うことが可能</p> <p>製造者が作成した文書の外国語から関税同盟加盟国への翻訳は、公証もしくは資格が確認できる卒業証書を有する翻訳者による署名が付されなければならない</p>
試験用サンプル送付の要否	必要
申請から取得までの日数	3～5日
手続費用（目安）	初回は6,000～15,000ルーブル。2回目以降は5,000～9,000ルーブル
その他要件	本技術規則要件への香水・化粧品の適合宣言書は、1つの品目・種類の香水・化粧品が、1つもしくは複数の名称に対して発行される。適合宣言の有効期間は、スキーム3dは5年以下、スキーム6dは7年以下、スキーム4dは製品の使用期限を考慮し設定
出所（URL）	<p>製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx</p>

④化粧品・コスメ（スキンケア製品、メイクアップ製品、ヘアケア製品）（HS 3304-3307）

2-2 国家登録

法的根拠	TR TC 009/2011「香水・化粧品の安全性」（2011年9月23日付関税同盟委員会第799号）
発行証明書類	国家登録証明書
所管官庁・発行者	衛生防疫福利分野の管轄機関（以下、登録された機関と呼ぶ）
鑑定機関	連邦消費者権利保護福利監督局（ロスポトレブナドゾル）
申請者	外国製造業者の機能を実行する者、販売者（関税同盟加盟国で登記されているもの）
申請に必要な書類・情報	<p>国家登録証明書の発行に向け、申請者（製造者、製造業者の代理人、輸入者）は以下の書類を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 申請書 - 製品の製造に基づく文書コピー（技術文書および/またはTS CU 009/2011付録2～5に記載されている成分の濃度を示す香水・化粧品に含まれる成分リスト）、申請者によって証明されたもの - 製造者が製造した製品が製造された文書要件を満たしているという製造者による書面通知。通知として、製造業者が証明した製品の製造者の品質証明書または製造者の通知が受け入れられる - 申請者が証明した製品の官能的・物理化学的指標を含む文書コピー。製造者が香水や化粧品の一部としてナノマテリアルを使用している場合、化学名、粒子サイズ、物理・化学的特性など、ナノマテリアルに関する情報を提供する必要あり。 - 香水・化粧品の消費包装ラベル表示のサンプル（TR CU 009/2011第5条9項要件への準拠を確認するもの） - 宣言された消費特性（製造者が製品ラベルでそれらを宣言する場合）、製品を使用する際の特別な注意事項（必要な場合）、香水・化粧品の使用方法に関する情報を含む注釈（これがないと香水・化粧品の不適切な使用につながる恐れあり） - 認定試験所（センター）で取得した、調査プロトコル（試験）、衛生検査、科学的報告、またはTR CU 009/2011第5条3～6の要件遵守に関する専門家の結論書 - TR CU 009/2011第5条7項要件への製造の適合に関する製造者の文書（CU TR 009/2011の要件への製造の適合に関する製造者の書面通知、または適正製造基準（GMP）への適合に関する製造者の宣言書（声明もしくは書面通知）、または品質管理システムの適合証明書、または香水・化粧品の製造がGMPに適合していることの証明書） - 消費包装ラベルに記載されている香料・化粧品の消費特性を確認する文書（抗菌効果、抗しわ、SPF因子、口腔衛生製品における虫歯予防、抗炎症性効果など）（申請者によって証明されるもの）
試験用サンプル送付の要否	対象製品サンプルをEEU域内へ輸入
申請から取得までの日数	3～5日
手続費用（目安）	初回6,000～15,000ルーブル（追加5,000～9,000ルーブル）
その他要件	なし
出所（URL）	http://www.roszdravnadzor.ru/

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	TR TC 009/2011「香水・化粧品の安全性」(2011年9月23日の関税同盟委員会決定第799号 2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「関税同盟における衛生措置の適用」 2015年12月2日付EEU評議会決定第91号
発行証明書類	関税同盟域内に初めて輸入される国家登録証明書の発給に関する国家登録は、関税同盟域内への輸入までに実施する。
所管官庁・発行者	連邦消費者権利保護・福利監督局
鑑定機関	認証機関（適合性評価・確認）。証明書が義務付けられている製品が技術規則要件に合致していることの確認を目的として実施
申請者	技術規則要件を満たし、関税同盟加盟国域内で流通させる、メーカーから承認された者、輸入者、ディストリビューター
申請に必要な書類・情報	<ol style="list-style-type: none"> 1) 申請書 2) 製品の製造に基づく文書コピー（技術文書および/または香料・化粧品に含まれる成分リスト、付録2-5に記載されている成分の濃度を示すもの）（申請者が証明したもの） 3) 製品が文書要件を満たしているという製造者による書面通知。製造者が証明した製造者の品質証明書または製造者によるレターが、通知として受け入れられる。 4) 製品の感覚刺激的および物理化学的特性を含む文書コピー（申請者が証明したもの）。製造者が香水・化粧品の一部としてナノマテリアルを使用している場合、化学名、粒子サイズ、物理・化学的特性など、ナノマテリアルに関する情報を提供する必要あり 5) 香水・化粧品の消費包装のラベル表示のサンプル（本技術規制第5条9項要件への準拠を確認する者） 6) 宣言された消費特性（製造者が製品のラベルでそれらを宣言する場合）、製品を使用する際の特別な注意事項（必要な場合）、香水・化粧品の使用方法に関する情報を含む注釈（これがないと香水と化粧品の不適切な使用につながる恐れあり） 7) 認定試験所（中央）で取得した、本技術規制第5条3～6項の要件遵守に関する調査プロトコル（試験）、衛生検査、科学的報告、専門家の結論書 8) 本技術規制第5条7項要件への製造の適合に関する製造者の文書（本技術規則要件への製造の適合に関する製造者の書面通知、または適正製造基準（GMP）への適合に関する製造業者の宣言書（声明または書面通知）、品質管理システムの適合証明書、香水・化粧品の製造が（GMP）に準拠していること 9) 消費包装ラベルに記載されている香料・化粧品の消費特性の確認文書（抗菌効果、抗しわ、SPF因子、口腔衛生製品における虫歯予防、抗炎症性効果など）（申請者によって証明されたもの） 10) 香料・化粧品の消費特性の確認は、ボランティアによる調査、サンプルモデルで実施された調査、機器を用いた者、香料・化粧品を構成する成分の科学的データに基づいて行うことができる 11) 統一法人国家登録簿または統一個人起業家国家登録簿の謄本 12) 製造者の文書の外国語から関税同盟加盟国の言語への翻訳は、資格を確認する卒業証書のコピーを添付した翻訳者によって公証・署名される必要あり
試験用サンプル送付の要否	必要
申請から取得までの日数	申請から45日～3カ月

②化粧品・コスメ（スキンケア製品、メイクアップ製品、ヘアケア製品）（HS 3304-3307）

手続費用（目安）	初回40,000～150万ルーブル（追加30,000～100万ルーブル）
その他要件	香水・化粧品の国家登録は、関税同盟加盟国の法律に従い、これらの作業を実施する権限を与えられた加盟国当局によって行われる。 国家登録証明書は、1つまたは複数の香料の名前と、1つの名前の化粧品に関連して発行され、名称および（または）安全性指標が変更されるまで有効である。 香水・化粧品の国家登録に当たり、申請者は、関税同盟域内に登記されている製造者、輸入者（販売者）、製造者の代理人の法人もしくは個人事業主になることができる。 国家登録に合格した香水・化粧品に関する情報は、統一国家登録証明書登録簿に登録される。
出所（URL）	https://www.rospotrebnadzor.ru

2-4 表示・マーキング

法的根拠	TR TC 009/2011「香水・化粧品の安全性」（2011年9月23日付関税同盟委員会決定第799号） TR TC 005/2011「包装材の安全性」 2012年12月27日付連邦税関局書簡第01-11/64925号 2013年1月31日付EEC理事会決定第12号、 2013年3月19日付EEC理事会決定第47号（商品リスト）
記載事項	香水・化粧品へのラベル貼り付けは、TR CU 009/2011「香水・化粧品の安全性」付属書2、3、4、5で指定されたラベル要求を勘案の上、包装、ラベル、デジタル、カラー、グラフィックシンボルによって行われる。製品に付随する情報（レットル）がある場合、「開いた本に指をさす形」をしたグラフィックサインが貼り付けられる（付属書11）。 香水・化粧品のラベルには、次の情報を含める必要がある。 -香水・化粧品の品名・名称（ある場合） -香水・化粧品の名称（製品名に準拠していない場合） -子供向け化粧品には、ラベルに関連情報を含める必要あり -製造者名・住所（国・法人住所） -香水・化粧品の原産国（生産国が製造者の法人住所と一致しない場合） -（製造者がEEU加盟国内で苦情を受け付けない場合）消費者の苦情受付窓口となる組織名称・住所、製造者の代理人（製造者の代表、輸入者） -消費包装内の製品の公称量（体積もしくは質量）（固形トイレ用石鹼の場合、包装時の重量）（ただし、公称重量が5 g未満、または5 ml未満の公称体積、または香水・化粧用プローブを除く） -色および（または）トーン（装飾化粧品および着色剤用） -フッ素化合物を含む口腔衛生製品の場合、フッ素のモル質量（%、mg / kg、ppm） （2015年12月2日付EEU評議会決定第91号による改定） -使用期限（製造日（月、年）、有効期限（月、年）、もしくは「〇まで有効」（月、年）、「〇まで使用可能」（月、年）） -保管条件（標準と異なる場合） -製品の使用に当たっての注意事項（必要な場合。TR CU 009/2011「香水・化粧品の安全性」付属書2～5に記載されている警告情報を含む） -香水・化粧品のロット番号または特別なコード（製品ロット識別が可能なもの） -香水・化粧品の使用方法に関する情報（消費者による不適切な製品使用を回避するため） -成分リスト
言語	ロシア語および、EEU加盟国が販売地域であり、販売国の法令で規定されている場合、各国言語 2017年4月28日付EEU評議会決定第51号に基づき、輸入される製品には、製品製造国、製造者名前・住所をラテン文字アルファベットでの記載が必要

②化粧品・コスメ（スキンケア製品、メイクアップ製品、ヘアケア製品）（HS 3304-3307）

発行者	輸入者
その他要件	香水・化粧品は関税同盟技術規則の要件を満たし、本技術規則への準拠評価手順に合格した香水・化粧品には、関税同盟加盟国の市場での製品流通に関する統一のマークを付する必要がある。マーキングは、製品が流通に掛ける前に、各製品ユニット（消費者包装、ラベル、ラベル）および（または）出荷書類に付される。統一マークは関税同盟加盟国で、香水・化粧品の保存期間の間、任意の方法で明確に表示する必要がある
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

2-6 その他提出が必要な なし
文書・情報、手続き

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定）参照
物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）。ただし、特定品目には10%を適用（4.特記事項を参照）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる
備考3	2008年9月15日付連邦政府決定第688号「付加価値税を10%とする医療品コードリスト」

㊦小型家電（美顔器）（HS 9019）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可・ライセンス http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	技術規則案TR 201_/00_/EurAsEC「医療機器の安全性」 2010年5月28日付関税同盟委員会決定第28号「EEUにおける衛生措置の適用」
発行証明書類	適合宣言書（証明書が特別品質管理システム登録簿に提出される）
所管官庁・発行者	認証機関
鑑定機関	認定試験場
申請者	輸入者（製造者から委任を受けた者）

㊤小型家電（美顔器）（HS 9019）

申請に必要な書類・ 情報	<p>関税同盟/EEUの技術規制への適合宣言書の作成に当たり、申請者は定められた一連の文書を認証機関に提供する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 申請書 - IFNSへの登録文書 - 定款 - 製造に関する規準文書 - 使用文書 - 製造業者の管理システム証明書（ある場合） - 実施された試験に関する情報（もしあれば） - 外国製造業者の代理となる申請者との契約（申請者はEEU域内で登記された法人のみのため） - 製品使用の潜在的リスククラス - 製造者と製品の登録番号に関するデータ - 体外診断のための医療機器の適合性に関する宣言がなされている要件を順守するための技術規則名称 - 製品の適合宣言の準拠基準の名称 - 特別品質管理システム証明書の発行番号と発行日
試験用サンプル送付 の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの 日数	1.5か月以上
手続費用（目安）	145,000ルーブル（契約に基づく）
その他要件	<p>認証機関は（適合）宣言された製品の管理を行う（企業敷地内での生産状況の分析、もしくは、特別品質管理システム証明書の有効期間の同システムの定期的な評価（監査）による）。</p> <p>管理の頻度は、認証機関と申請者の間の契約に基づく（ただし、最低年1回以上）。</p> <p>管理の結果に基づき、認証機関は以下のいずれかの決定を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 証明書の有効期限の延長 2) 証明書効力の一時停止（最大3か月以内） 3) 証明書の失効
出所（URL）	<p>製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx</p>

2-2 国家登録 不要

2-3 衛生防疫管理 不要

㊦小型家電（美顔器）（HS 9019）

2-4 表示・マーキング

法的根拠	技術規則案TP 201_ / 00_ / EurAsEC「医療機器の安全性」第21.1条体外診断用医療機器のマーキング要件 2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「EEUにおける衛生措置の適用」（EEUの関税域内および国境における国家衛生防疫監督（管理）の対象となる統一製品リスト）
記載事項	<p>市場流通マークは、明確に視認・判読可能で、消えないものとし、製品上、または可能であれば、パッケージ内または使用説明書に記載する必要あり（可能であれば、消費包装・グループ包装にも記載すること）。マークには技術規則要件への準拠の評価（確認）を実施した指定機関の識別番号を添付する必要がある。</p> <p>製品（個別化製品または臨床試験用製品を除く）は適合性評価（確認）に合格したことを確認する共通の市場流通マークが付いている場合、EurAsEC加盟国で流通することが可能。これらの技術規制によって確立されました。</p> <p>製品の消費（個別）包装の各ユニットに適用される外装ラベリングテキストには、以下の情報を含める必要あり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 製品のフルネームと取引名（ある場合） 2) 製造者名と住所 3) 商標（ある場合） 4) パッケージに含まれる成分名 5) 内部パッケージの数・公正（システムまたは非システム単位での） 6) 危険警告標識（内部パッケージに貼られているものに対応するもの） 7) 警告文（体外診断のみ） 8) 滅菌製品には警告サイン「滅菌」が必要 9) 滅菌方法の表示（必要な場合） 10) 製造日（年、月） 11) 製品のシリーズ番号（ロット）またはシリアル番号 12) 耐用年数または有効期間（年、月を含む）。製品の付随情報に耐用年数または有効期間が含まれていない場合、製造日（年、月）に製品のシリーズ（ロット）またはシリアル番号に含まれている場合あり。 13) 市場流通マーク 14) 保管条件（必要に応じて、製造者が指定する医療機器取扱に関する特別条件） 15) （必要に応じて）定義の数 16) ユーザーにとって不可欠な詳細（体外診断用医療機器とパッケージの内容の特定、医療機器・部品によって引き起こされる直接的リスクに適切な措置を講じるため） 17) 医療機器に関する製造者の任意の特別指示 18) 医療機器の識別番号
言語	輸入国の言語（ロシア語）
発行者	輸入者
その他要件	なし
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

㊦小型家電（美顔器）（HS 9019）

2-6 その他提出が必要な 不要

文書・情報、手続き

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定） 参照
物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）。ただし、特定品目には10%を適用（4.特記事項を参照）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる
備考3	2015年9月30日付連邦政府決定第1042号「ロシアでの販売、輸入において付加価値税の対象とならない（免税）、医療品リスト」

②自動車部品（補修部品）（HS 8706、8708）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	TR CU 018/201「車両の安全性」
発行証明書類	適合宣言書
所管官庁・発行者	関税同盟の認証機関および試験所（センター）に関する統一登録簿に含まれている認定認証機関（型式承認の実施しているところ）
鑑定機関	関税同盟の認証機関および試験機関（センター）の統一登録簿に含まれており、「ISO 17025」要件に適合可能な試験所。試験はUNECEルールおよびグローバルテクニカルルールに従って実施される
申請者	製造者の代表者は、製造者とともに、型式承認に合格した製品が技術規則要件をクリアしていることを確認する責任あり。製造者の代表者は、関税同盟加盟国居住者であり、同加盟国の法律に従って登記された法人

②自動車部品（補修部品）（HS 8706、8708）

申請に必要な書類・情報	<p>認証機関への申請書（申請者の名前と詳細、車両の種類、過去に発行された型式承認に関する情報を含むもの）。</p> <p>車両の種類については、1つの申請書が1つの認証機関に提出される。</p> <p>申請者によって提出する書類は、ロシア語で作成されるか、ロシア語への正式な翻訳が必要。適合性評価の実施申請先の国の言語に翻訳することも可能。</p> <p>UNECE規則（1958年ジュネーブ協定に基づく）、または同等のEU指令に従って発行された英語またはフランス語の文書は、ロシア語への翻訳は不要。</p> <p>TR CU 018/2011「車輪付き輸送機器の安全性」付属書12参照（技術規則「車輪付き輸送機器安全性」要求に対して、車両（シャーシ）、車両・部品の型式適合評価のために申請者が提出する書類リスト）</p>
試験用サンプル送付の要否	サンプル輸入必要
申請から取得までの日数	適合証明書30日、適合宣言書14日
手続費用（目安）	5万ルーブル～
その他要件	なし
出所（URL）	<p>製品リスト</p> <p>https://fsa.gov.ru/documents/</p> <p>認証機関リスト</p> <p>http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx</p>

2-2 国家登録 不要

2-3 衛生防疫管理 不要

2-4 表示・マーキング

法的根拠	TR CU 018/201「車両の安全性」
記載事項	TR CU 018/201「車両の安全性」付属書14参照
言語	情報はロシア語で、かつ、関税同盟加盟国の法律で規程されている場合、同加盟国の言語で表示する必要あり
発行者	輸入者
その他要件	なし
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

②自動車部品（補修部品）（HS 8706、8708）

2-6 その他提出が必要な 不要

文書・情報、手続き

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定）
物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）。ただし、特定品目には10%を適用（4.特記事項を参照）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる

②釣り具（釣り竿、釣り針）（HS 9507）

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証 不要

2-2 国家登録 不要

2-3 衛生防疫管理 不要

2-4 表示・マーキング

法的根拠	釣り具は、材料、形状、構造、装飾、サイズを、規制・技術文書に従って作成する必要あり（GOST 18617-83「狩猟・釣りアクセサリ」、OST 6-11-104-79「伸縮ファイバークラスロッド。一般仕様」）
記載事項	<p>釣りアクセサリは、製造者の仕様に従って梱包される。</p> <p>製品には図、記号、テキスト、簡単な注釈などが付されている。</p> <p>ラベルは、明確で、視覚的で、信頼性があり、規格の要件を満たしている必要がある。</p> <p>製造マーキングは、ラベル、折込物、コントロールテープなどで行うことが可能。</p> <p>マーキングは、GOST、GOST-R、TRなど確立した要件に準拠。</p>
言語	輸入国の言語（ロシア語）
発行者	輸入者

③釣り具（釣り竿、釣り針）（HS 9507）

その他要件	なし
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/ https://www.gost.ru/portal/gost/home/standarts/catalognational

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

2-6 その他提出が必要な 不要
文書・情報、手続き

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号（2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定）参照
物品税	対象外
付加価値税（VAT）	20%（通関申告価格＋関税額をベースに計算）。ただし、特定品目には10%を適用（4.特記事項を参照）
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所（URL）	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる

㊤ (参考) 食品包装材 (HS 3923、3926、7010、7020、7612)

1 輸入手続き

1-1	必要書類・情報	<p><輸出者が準備する書類> 貿易契約書、送付状（インボイス）、パッキングリスト、輸送書類、メーカーによる価格表、輸出申告書、（法令に規定がある場合）原産地証明書</p> <p><輸入者が準備する書類> 貿易契約書、支払・決済文書、許可・ライセンス、証明書、通関申告者に関する情報を確認できる書類、税関管理下の製品保管に関する保税蔵置場との契約書</p>
1-2	必要書類の準備日数（目安）	7日以上（契約書や許可文書を除く。通関代理人とのやり取りが必要な場合）
1-3	必要書類の準備費用（目安）	個別事情により異なる（通関代理人などに照会すること。なお、輸入者が通関申告書を電子署名にて自社作成する場合、15,000ルーブル。車両税関申告書は、7,500ルーブル）
1-4	出所（URL）、根拠	<p>EEU関税基本法 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413569/itia_12042017</p> <p>許可文書 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ed-perechen_title.aspx</p> <p>ロシア民法 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/</p> <p>ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly</p>

2-1 製品認証

技術規則要件	TR CU 005/2011「包装材の安全性」
発行証明書類	適合宣言書（ロシアの法令に規定されたもの）
所管官庁・発行者	認証機関（連邦認証局へ登録）
鑑定機関	認定試験場
申請者	輸入者（製造者の委任に基づく）
申請に必要な書類・情報	<p>関税同盟/EEUの技術規制への適合宣言書の作成に当たり、申請者は定められた一連の文書を認証機関に提供する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - IFNSへの登録文書 - 定款 - 製造に関するルール文書 - 使用文書 - 製造業者の管理システムの証明書（ある場合） - 実施された試験に関する情報（もしあれば） - 外国製造業者の代理となる申請者との契約（申請者はEEU域内で登記された法人のみのため）

②④ (参考) 食品包装材 (HS 3923、3926、7010、7020、7612)

試験用サンプル送付の要否	サンプル輸入必須
申請から取得までの日数	2週間以上
手続費用 (目安)	初回20,000ルーブル (追加13,000ルーブル)
その他要件	なし
出所 (URL)	製品リスト https://fsa.gov.ru/documents/ 認証機関リスト http://eec.eaeunion.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx

2-2 国家登録 不要

2-3 衛生防疫管理

法的根拠	2010年5月28日付関税同盟委員会決定第299号「EEUにおける衛生措置の適用」
発行証明書類	なし
所管官庁・発行者	連邦消費者権利保護・福利監督局
鑑定機関	連邦消費者権利保護・福利監督局
申請者	なし
申請に必要な書類・情報	なし
試験用サンプル送付の要否	なし
申請から取得までの日数	なし
手続費用 (目安)	なし
その他要件	連邦消費者権利保護・福利監督局は食品と接触する輸入素材、部材、機器の衛生防疫監理を実施する権限が与えられている。
出所 (URL)	https://rospotrebnadzor.ru/

2-4 表示・マーキング

法的根拠	2012年12月17日付EEC評議会決定第116号 2016年10月18日付EEC評議会決定第96号 TR CU 005/2011「包装材の安全性」
------	--

②4 (参考) 食品包装材 (HS 3923、3926、7010、7020、7612)

記載事項	包装材に関する情報は添付文書に以下の内容を記載する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> - 包装材（包装手段）の名称 - 包装材（包装手段）の目的 - 保管条件、輸送条件、廃棄条件 - 加工方法（複数回使用可能な包装材） - 製造者名・住所、連絡先 - 製造者の代理人、輸入者の名称・住所、連絡先（ある場合） - 製造日（年月） - 保存期間（製造者が規定している場合）
言語	情報はロシア語および（関税同盟加盟国による規定がある場合）各国言語で記載
発行者	輸入者
その他要件	なし
出所（URL）	https://fsa.gov.ru/

2-5 輸入ライセンス・許可 不要

2-6 その他提出が必要な文書・情報、手続き

法的根拠	2010年6月18日付関税同盟委員会決定第318号「EEU関税地域および国境での植物検疫管理（監督）の対象製品（貨物、材料、商品）のリスト。独立した商品もしくは個別に申告されるHS 4415に分類されるもの（箱、箱、梱包用の箱、バスケット、ドラム、木製容器、木製ケーブルドラム、パレット、荷台、木製シェルなど） 2010年6月18日付関税同盟委員会決定第317号「EEUにおける動植物検疫措置の適用」 2011年6月29日付連邦政府決定第501号「ロシア国境の検問所での国家獣疫監督の実施規則」 2014年11月6日付農業省および連邦税関局規程第393/2154号 2016年12月27日付農業省規程第589号
発行証明書類	植物検疫リスクの高い製品をロット輸入する場合、検疫対象製品ロットの輸入に関する検疫証明書（必要に応じて、提出される国の言語に翻訳を含む）。ただし、国際デザインの特別なマークがある場合、木製の梱包材・留め具の輸入の場合を除く。統一植物検疫要件で規定されているケースも同様
所管官庁・発行者	連邦動植物検疫監督局
鑑定機関	検疫管理医（通関申告ポスト）
申請者	輸入者（製造者から委任を受けた者）
申請に必要な書類・情報	申請者は一連の文書を当局に提出。 <ul style="list-style-type: none"> - 税関への照会文書 - 検疫対象製品のロット輸入に関する商業、輸送文書 - 輸出国の検疫証明書原本（国境における検疫当局による印がついたもの。発行日から最大30暦日有効） - 製品の安全・品質指標の適合宣言書もしくは証明書

㊤ (参考) 食品包装材 (HS 3923、3926、7010、7020、7612)

試験用サンプル送付の要否	不要
申請から取得までの日数	1日
手続費用 (目安)	7,000~13,000ルーブル
その他要件	植物由来の包装・容器には、その処理 (燻蒸) に関する特別な標識が必要
出所 (URL)	https://www.fsvps.ru

3 諸税

関税	2012年7月16日付EEU評議会決定第54号 (2012年8月30日付EEU理事会決定第149号にて改定) 参照
物品税	対象外
付加価値税 (VAT)	20% (通関申告価格 + 関税額をベースに計算)
その他の課税	特になし
通関手数料	輸入製品の通関申告価格に基づき計算
出所 (URL)	EEU統一関税率表 http://eec.eaeunion.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx ロシア国税基本法 http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=227365CAEA44C1F438B9BC840BCA837C&req=doc&base=LAW&n=315079&REFFIELD=134&REFDST=100009&REFDOC=322492&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10677%3Bindex%3D25#1679iu8a9ly 通関手数料 http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50977/92d969e26a4326c5d02fa79b8f9cf4994ee5633b/

4 特記事項

備考1-1	本レポート第1部参照
備考1-2、1-3	金額は製品ロットにより異なる

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20190036>

本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL : 03-3582-1890

E-mail : ORD-RUS@jetro.go.jp